

史跡後瀬山城跡整備基本計画

令和3年(2021)3月

福井県小浜市教育委員会

序

後瀨山城は、大永2年（1522）若狭武田五代元光により築かれ、武田氏滅亡後は丹羽氏・浅野氏・木下氏と城主が移り変わり、慶長6年（1601）京極高次が小浜城を築くまで若狭国主の居城として約80年にわたりその役割を果たしました。

後瀨山城跡は、雄大な遺構が連続して良好に遺存し、中世の若狭地方の政治史と城郭史を示す貴重な遺跡として、平成9年（1997）に国の史跡指定を受けました。そこで、この遺産を適切に保存管理し魅力ある整備の実現を図るため、平成12年（2000）3月に『史跡後瀨山城跡保存管理計画』を策定し、平成16年（2004）3月には『史跡後瀨山城跡環境整備基本計画Ⅰ』を策定しました。さらに、この計画に則り、山城部分の遊歩道整備とサインの設置を行いました。

一方、文献や古地図から、旧小浜小学校跡地から空印寺にかけて守護館が存在する可能性があることがわかり、平成18年度（2006）から確認調査を継続して実施した結果、守護館の北側と南側を区画する堀跡や建物遺構を確認しました。この成果を受け、平成28年（2016）には山麓の守護館跡が追加指定を受けました。こうした取り組みを踏まえ、平成31年（2018）3月には、山城部分と守護館部分を一体的に適切に保存・管理し広く活用していくための取り扱い基準を定めた『史跡後瀨山城跡保存活用計画』を策定しました。

今回、保存活用計画に基づいて、史跡後瀨山城跡の保存・活用・整備の計画などについて定めた『史跡後瀨山城跡整備基本計画』を策定いたしました。今後は、本計画により史跡の整備や活用を進め、本市を代表する遺産として多くの方に後瀨山城跡の価値や魅力を伝え、それをまちづくりに活かしていきたいと考えています。

本計画の策定にあたっては、住民の皆様から貴重なご意見やご提言をいただきました。また、文化庁、福井県教育庁生涯学習・文化財課並びに史跡後瀨山城跡整備基本計画策定委員会の委員の皆様には、長期にわたりご指導ご助言を賜りました。心からお礼申し上げます。

令和3年（2021）3月

福井県小浜市教育委員会
教育長 窪田 光宏

例 言

- 1 本書は、福井県小浜市小浜浅間 90 番の 1 他に所在する国指定史跡『後瀬山城跡』の整備基本計画である。
- 2 本事業は、小浜市教育委員会が事業主体となり、平成 31 年度・令和元年度（2019）、令和 2 年度（2020）にわたり実施した。
- 3 計画策定にあたっては、平成 31 年度・令和元年度（2019）は小浜市が市費により実施し、令和 2 年度（2020）は国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業）を活用して小浜市教育委員会が実施した。
- 4 事業実施にあたっては、「史跡後瀬山城跡整備基本計画策定委員会」を設置し、文化庁文化資源活用課、福井県教育庁生涯学習・文化財課の指導助言を受けて協議を重ね、小浜市教育委員会が策定した。
- 5 本書の執筆・編集は、史跡後瀬山城跡整備基本計画策定委員会の協議内容を踏まえ、事務局が行い、一部を株式会社空間文化開発機構に委託した。
- 6 山城跡の遺構の表記については、『後瀬山城－若狭武田氏居城の調査－』1989 では①郭、②郭としているが、本書では主郭、2 郭（山上御殿）と表記している。
- 7 追加指定説明と『史跡後瀬山城跡保存活用計画』では守護居館と表記しているが、中近世研究の見地からは守護館の表記が適切と思われるので、本書では守護館の用語を主に用いる。（一部守護所（守護館）の表記あり）
- 8 使用した地図は史跡の概要を示すためのもので、土地境界や建築物の位置などを厳密に示したものではない。

目 次

第1章	計画の枠組	1
第1節	計画策定に至る経緯.....	1
第2節	計画策定の目的.....	2
第3節	計画の対象範囲.....	3
第4節	計画の目標期間.....	4
第5節	委員会の設置.....	4
第6節	上位計画および関連計画.....	7
第7節	計画の構成.....	8
第2章	計画地の現状	9
第1節	自然的環境.....	9
第2節	歴史的環境.....	15
第3節	社会的環境.....	22
第3章	史跡後瀬山城跡の概要	30
第1節	史跡指定の経緯.....	30
第2節	史跡指定の状況.....	30
第3節	調査の経緯.....	32
第4節	遺構の概要.....	34
第5節	史跡後瀬山城跡の価値.....	47
第6節	史跡および周辺地域の現状と課題.....	50
第4章	整備の基本的な考え方	55
第1節	前提となる計画.....	55
第2節	基本理念.....	56
第3節	整備の基本方針.....	57

第5章 整備基本計画	59
第1節 動線計画.....	59
第2節 地区区分および地区別整備方針.....	64
第3節 山頂・山腹エリア整備計画.....	67
第4節 山麓エリア整備計画.....	75
第5節 周辺計画.....	83
第6節 事業計画.....	83
第6章 公開・活用に関する計画	91
第1節 現場説明会.....	91
第2節 石垣管理.....	91
第3節 教育の場.....	91
第4節 市民との協働.....	91
第5節 他の関連文化財との連携.....	91
第7章 管理・運営に関する計画	92
第1節 推進体制.....	92
第2節 管理運営.....	92
■整備計画図	93
■完成予想図	97

参考資料

第1章 計画の枠組

第1節 計画策定に至る経緯

後瀬山城跡^{のちせやまじょうあと}が所在する後瀬山は、小浜市街地の南西に位置し、標高168mとさほど高くないものの、小浜湾から望む山容が秀麗であることから多くの歌人によって和歌に詠まれている。『万葉集』の坂上大嬢^{さかのうえのおおいらつめ}と大伴家持^{おおとものかもち}の贈答歌にも詠まれ、若狭を代表する山として認識されてきた。

後瀬山城は、若狭国守護武田氏5代元光により大永2年(1522)に築城され、関ヶ原合戦の功績により若狭に入部した京極高次^{きょうごくたかつぐ}が、雲浜の地に小浜城を築く慶長6年(1601)まで若狭国主の居城として機能していた。

小浜市は、市史編さん事業の一環として実施した若狭管内にある山城の所在確認調査(昭和50～52年[1975～1977])において、後瀬山城が若狭最大級の規模を誇る城郭であることを把握するに至った。そこで、昭和62・63年度(1987・1988)の国庫補助事業にて山城全体を測量して縄張りを明らかにするとともに、主要な2郭(山上御殿)の発掘調査により建物跡や築山、土塁等の遺構を検出した。この事業に合わせて地権者の理解と協力を得て、昭和63年1月に小浜市は後瀬山城跡を市史跡に指定した。

平成4年度から国史跡に向けた取り組みを開始し、5年後の平成9年5月、雄大な遺構が連続して良好に遺存し、中世の若狭地方の政治史と城郭史を示す貴重な遺跡であるとして、後瀬山城跡が国史跡に指定された。さらに、平成18～25年度までの発掘調査により、『長源寺文書』所収の「月甫清光長源寺敷地宛行状」や、「寛文・延宝頃小浜町図」等の絵図から推定されていた守護館



図1-1 後瀬山城跡位置図 (国土地理院2万5千分の1地形図を編集)

跡を囲む堀や複数の建物跡を検出した。規模や内容が明らかとなった館跡の保護に万全を期すため、平成28年10月に小浜小学校跡地の大半と市道の一部が追加指定を受けた。山城と守護館跡の一体的な保存・活用を図るため、平成12年(2000)に策定した史跡後瀬山城跡保存管理計画(以下「保存管理計画」)を改定し、『史跡後瀬山城跡保存活用計画』(以下「保存活用計画」)を平成31年(2019)3月に策定した。

小浜市のまちづくりの基本的な方針を示した『第6次小浜市総合計画』(令和3年度～令和12年度)において、「悠久の歴史と風土を活かした観光のまちの実現」を掲げ、文化財の活用・保存の基本方針として「文化が人を育てるという考え方のもと、文化・芸術活動を支援し、食文化をはじめとした本市の文化財全般を次代へ継承するとともに、様々な分野でまちづくりに活かす人材を育成するなど、総合的かつ持続的な文化の振興を図り、魅力あるまちづくりを進める」としている。これまでの後瀬山城跡における保存に向けた取り組みは、小浜市の最上位計画である『総合計画』の方針に沿ったものである。

史跡後瀬山城跡と関連するものとして、平成20年(2008)6月に小浜西組が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成27年(2015)に「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鯖街道～」が、平成30年に「荒波を越えた男たちの夢を紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が日本遺産に認定された。さらに平成23年(2011)3月に策定した文化財のマスタープラン『小浜市・若狭町歴史文化基本構想・同保存活用計画』を踏襲した計画として『小浜市文化財保存活用地域計画』を令和2年(2020)3月に策定し、7月に文化庁長官から認定を受けた。このように小浜市内における歴史文化を活かしたまちづくりが進展し、史跡後瀬山城跡においても積極的な活用整備に取り組む機運が高まっている(以上参考資料P3～5参照)。

第2節 計画策定の目的

史跡指定以後の整備として、保存管理計画に続いて史跡後瀬山城跡環境整備基本計画I(以下「基本計画I」)を定めた。この基本計画Iに基づき、第1期環境整備として平成14～17年度までに愛宕神社社務所横から主郭にある本殿までの登山道(江戸時代の参詣道か)を整備した。基本計画Iでは第2・3期環境整備として、平成31年度までに守護館跡の追加指定や山城部分を含めた整備を計画していたが、守護館跡の発掘調査に時間を要したため、小浜小学校移転以後の整備が進んでいない状況にある。

平成9年の史跡指定から20年以上が経過する中、これまでの整備が登山道と学校移転にとどまっているものの、守護館跡の追加指定による遺構の確実な保存、さらには指定地拡大後の現状変更の取り扱い基準や整備・活用の方向性等を示すものとして、保存活用計画を平成31年3月に策定した。計画より時間が取られているものの、基本計画Iで示された考え方にに基づき着実に実行して現在に至る。

これまでの保存・活用に向けた取り組みを前進させていくため、小浜市を代表する貴重な文化財である史跡後瀬山城跡の将来あるべき姿を定め、活用整備事業において起こりうる諸問題に対して解決策を導き出すための拠どころとなるものとして本計画を策定する。



図1-2 計画策定のイメージ図

第3節 計画の対象範囲

保存活用計画では基本計画Ⅰの考えを尊重して、次期整備として守護館跡を挙げている。その理由として、守護館跡は石垣にて構築された堀跡や建物跡を検出する等発掘調査により一定の成果を上げ、小浜小学校も移転したことから、調査成果を反映した整備を行う上でも条件が整ったことによる。一方、山城部分は将来整備と位置づけ、2郭(山上御殿)では土地の公有化や郭全体の発掘調査に続いて、遺構保存整備を目標としている。

しかし、史跡後瀬山城跡はJR小浜線によって山城と山麓が分断されていることから、守護館跡に特化した整備事業では史跡の一体的な保存・活用を図ることは難しい。山城部分についても保存を目的とした早期の整備が必要なものや、樹木の剪定等発掘調査を必要としない史跡後瀬山城が有する価値を顕在化するための整備、経年劣化した便益施設の改修も考えられ、守護館跡と並行して可能なものから整備していくことが望ましい。また、分断された両者を結ぶ動線整備も必要となる。

以上のことから、本計画の直接的な対象範囲は、史跡指定地全体および隣接する小浜小学校校庭跡地、山城と山麓を結ぶ見学ルートとする(図1-3)。活用における計画については、一部史跡と重複している小浜西組伝統的建造物群保存地区や周辺地域の関連文化財、観光資源等も対象として有機的な連携を図ることとする。



図1-3 計画対象範囲

(小浜市都市計画図2500分の1を編集)

第4節 計画の目標期間

保存活用計画の実施計画において、短期計画を概ね4か年、中・長期計画を概ね5～10か年として実施期間を設定している。実施内容として追加指定した守護館跡を優先的に整備し、山城跡については将来整備として位置づけている。

前述したとおり本計画の対象範囲を史跡指定地および隣接地としていることから、守護館跡と山城跡を一体的に整備していく計画となる。そのため、計画の目標期間は短期と中期を合わせた、令和3～12年度までの10年間とする。

第5節 委員会の設置

(1) 要綱と構成

計画策定にあたり史跡後瀬山城跡整備基本計画策定委員会設置要綱(参考資料P1)に基づき、指導機関として史跡後瀬山城跡整備基本計画策定委員会(以下「委員会」)を設置して指導・助言を得た(参考資料P2)。委員は学識経験者をはじめ観光団体や地元小浜地区の代表で構成され、オブザーバーとして文化庁、福井県教育委員会の指導を得た。

委員会は令和元年と令和2年度の2か年で通算5回開催し、策定期間中に小浜市民との意見交換会や後瀬山シンポジウムを行い計画に反映した。整備基本計画の素案がまとまった段階でパブリックコメントを行い、令和3年3月末をもって計画策定した。



委員会(第3回)



基調講演

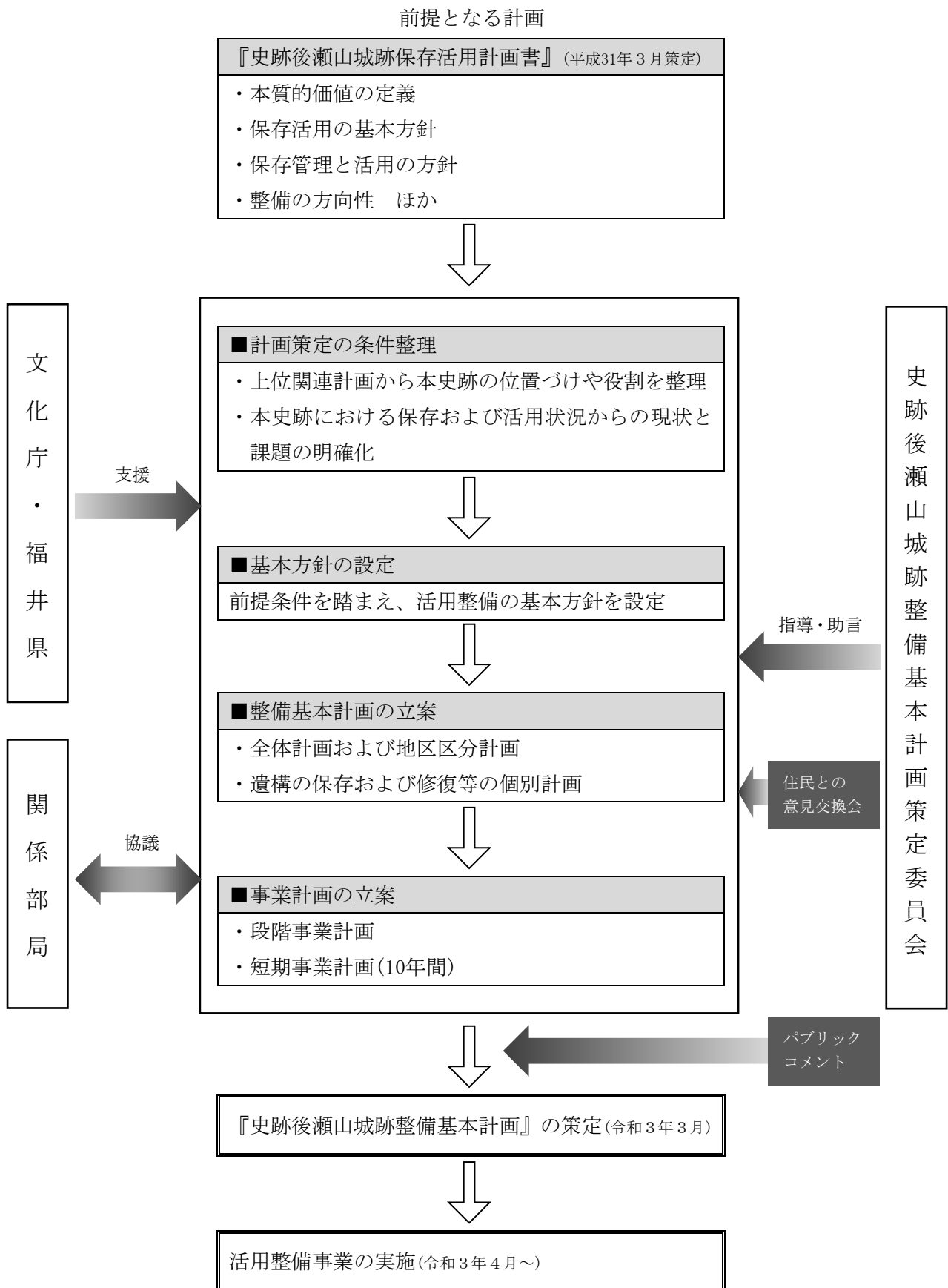


パネルディスカッション



図1-4 委員会・シンポジウムの様子

(2) 計画策定までの流れ



『史跡後瀬山城跡整備基本計画』の策定(令和3年3月)

活用整備事業の実施(令和3年4月～)

図1-5 計画策定までの流れ

(3) 検討の過程

1年目の令和元年度は委員会を2回開催した。令和2年度は委員会を3回、地域住民との意見交換会を1回、史跡後瀬山城跡の価値を多くの方々には知っていただきその保存活用について応援いただける方を一人でも作ることを目的に「史跡後瀬山城跡シンポジウム」を行った。

表 1-1 検討の過程

年度	委員会	年月日	報告・協議事項	
令和元年度	第1回	令和元年8月27日	報告	・史跡後瀬山城跡整備基本計画策定の経緯と目的
			協議	・史跡後瀬山城跡の現状と課題について
	第2回	令和2年1月30日	報告	・第1回委員会における指摘事項
			協議	・整備と活用基本方針について ・整備の全体計画について ・史跡周辺の文化財・観光拠点とのネットワークについて
令和2年度	意見交換会	令和2年7月11日	小浜市民とのグループ討議	
	第3回	令和2年7月30日	報告	・第2回委員会における指摘事項 ・市民意見交換会の内容報告とフィードバック
			協議	・守護館跡整備の具体的内容の検討について ・観光まちづくり計画等、関係計画との整合性について ・発掘調査計画について
	第4回	令和2年11月27日	報告	・第3回委員会における指摘事項
			協議	・整備基本計画(案)の検討
	シンポジウム	令和2年11月28日	シンポジウム	
	第5回	令和3年1月22日	報告	・第4回委員会における指摘事項について
			協議	・史跡後瀬山城跡整備基本計画最終案について ・令和3年度事業について
パブリックコメント(令和3年2月5日～2月26日)				

第6節 上位計画および関連計画

市では、令和12年(2030)を目標とする北陸新幹線全線開業を控え、豊かな風土や歴史・文化など、小浜のアイデンティティを改めて見直し、守り、磨き、育成するとともに、食の基盤となる産業をはじめ、様々な分野・業界を結びつけ、人や地域資源を含めた「みんな」で未来の姿を描く協働まちづくりを加速させるため『第6次小浜市総合計画』(以下「総合計画」)を令和3年(2021)3月に策定した。

本計画は、この総合計画に合わせ、人口減少対策に特化した『小浜市総合戦略』(平成28年<2016>策定)および北陸新幹線全線開業後におけるまちづくりの基本的な考え方を定めた『第2期小浜市総合戦略』(令和3年<2021>策定)を上位計画とするほか、小浜市都市計画マスタープラン(改訂)や景観計画等の関連計画とも連携・整合を図った計画とする。

本市は、文化財の保存と活用のマスタープランとして『小浜市文化財保存活用地域計画～おばまからできること。～』(以下「地域計画」)を令和2年3月に策定した。この計画において史跡後瀬山城跡は“海に開かれた小浜城下町”の関連文化財であるとともに、戦略的かつ優先的に保存活用を推進していく重点区域に位置づけている。すなわち史跡後瀬山城跡の活用整備は、地域計画にて掲げた基本理念“御食国若狭の継承、そして発展”の実現に向けて実践するものである。

さらに観光まちづくりを推進する上でこれらの文化遺産を重要な要素として捉え、移築復原した明治の芝居小屋である「旭座」から小浜西組を巡るまち歩き観光の整備を実施中である。今後は、これら文化遺産を有機的に結びつけた計画の策定が必要な状況となっている。

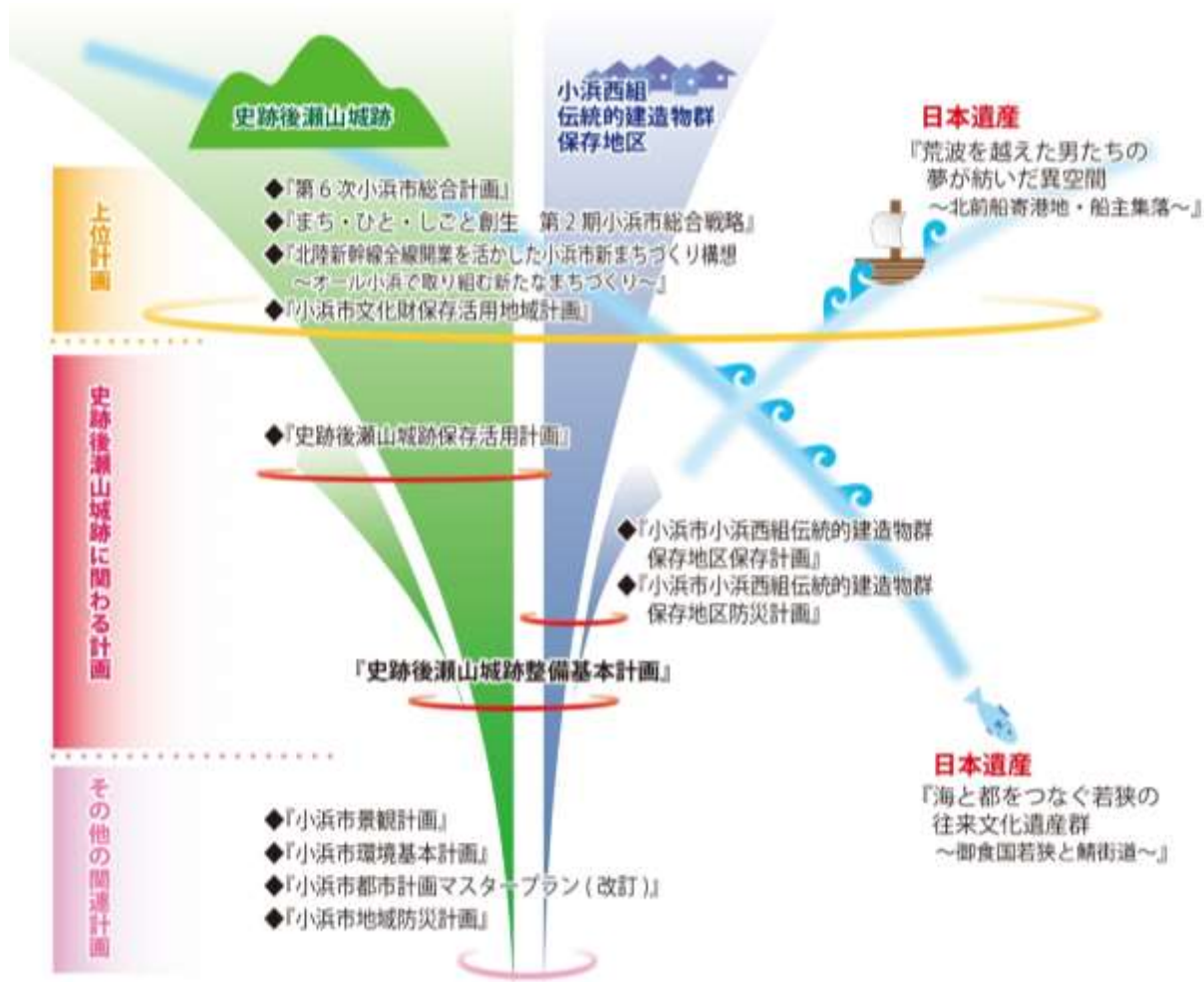


図 1-6 上位・関連計画との関係

第7節 計画の構成

本計画の構成は、平成27年3月に策定された『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業』（文化庁文化財部記念物課）に示された標準構成を踏まえ、本史跡の性格や特徴、整備内容を考慮したものとする。

<第1章 計画の枠組>

本計画策定の経緯と目的を示すとともに、対象範囲や目標期間を明確にすることで、より実効性の高い計画であることを謳う。また、指導機関として有識者だけでなく地元住民や観光関係者から構成する策定委員会を設置して、多方面からの意見を取り入れた計画であると位置付ける。さらに上位関連計画と整合を図るとともに、連携していくことを言及する。

<第2章 計画地の現状>

本史跡及び周辺における自然的環境(立地・地形・気候等)と歴史的環境、社会的環境(人口・交通・土地所有・法的規制・周辺文化財および観光資源等)について整理する。

<第3章 史跡後瀬山城跡の概要>

本史跡の本質的価値を明確にするとともに、発掘等各種調査成果を踏まえ、構成要素の保存状況をまとめる。その上で現状における公開活用状況から課題を整理し、整備の必要性を明確にする。

<第4章 整備の基本的な考え方>

本史跡が抱える課題を踏まえ、本質的価値を適切に保存・継承するとともに、より積極的に活用していくための基本理念および基本方針を設定する。

<第5章 整備基本計画>

全体計画および地区別整備計画を設定するとともに、遺構の取り扱いや見せ方、活用上必要な施設整備等についてまとめる。整備内容については、早期の実施が想定される項目だけでなく、将来的な整備に向けて長期的な視点に立った計画にも触れておく。また、計画的かつ効率的に事業を推進していくため、段階的に取り組んでいくものとし、短期と中長期に区分した事業計画を立案する。

<第6章 公開・活用に関する計画>

現在行われている活動やイベントに加えて、整備事業の実施期間中から整備後における新たな取り組みを示す。

<第7章 管理・運営に関する計画>

整備事業の実施期間中から保存・活用に向けた体制を組織するとともに、国指定史跡としての風致を維持するための管理内容を示す。

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

(1) 位置・立地

小浜市は図2-1のように福井県の南西部(嶺南)に位置する。市域の面積は233.11km²あり、嶺南の中でも敦賀市(約251km²)の次に広い。隣接する自治体は西・南西が^{おおい}大飯郡おおい町、東が三方上中郡若狭町、南・南東が滋賀県高島市である。北は若狭湾とその内湾である小浜湾に面している。

市街地は、滋賀県の三重ヶ岳を源流として、松永川、^{おにゅうがわ}遠敷川等の支流を集めて流れる北川と、京都府との県境より流れる南川の河口堆積と、小浜湾潮流で形成された砂堆上に発展していった。海岸部は典型的なりアス海岸を形成し、天然の良港を多く有している。小浜市は、北陸地方に位置付けられるものの、京都に最も近い日本海側の港町である。

後瀬山城跡は、市街地の南側に位置する後瀬山に築かれ、JR小浜駅から徒歩約10分の距離にある。



図 2-1 位置図



図 2-2 市域図 (国土地理院20万分の1地形図「宮津」を編集)

(2) 気候

小浜市の気候は、若狭湾沖を流れる対馬暖流の影響を受け、海岸気候の特性のため比較的温暖である。冬季には最低気温が氷点下になることは少なく、夏季には、海風、陸風があることから、気温の割に過ごしやすい。年平均気温は14.6℃である。

降水量は嶺北地方が冬季一山型であるのに対して、小浜市の場合は冬季の降雪量が少ないため、際立った傾向は見られないが冬季、梅雨、台風期の三つの山が出現する。

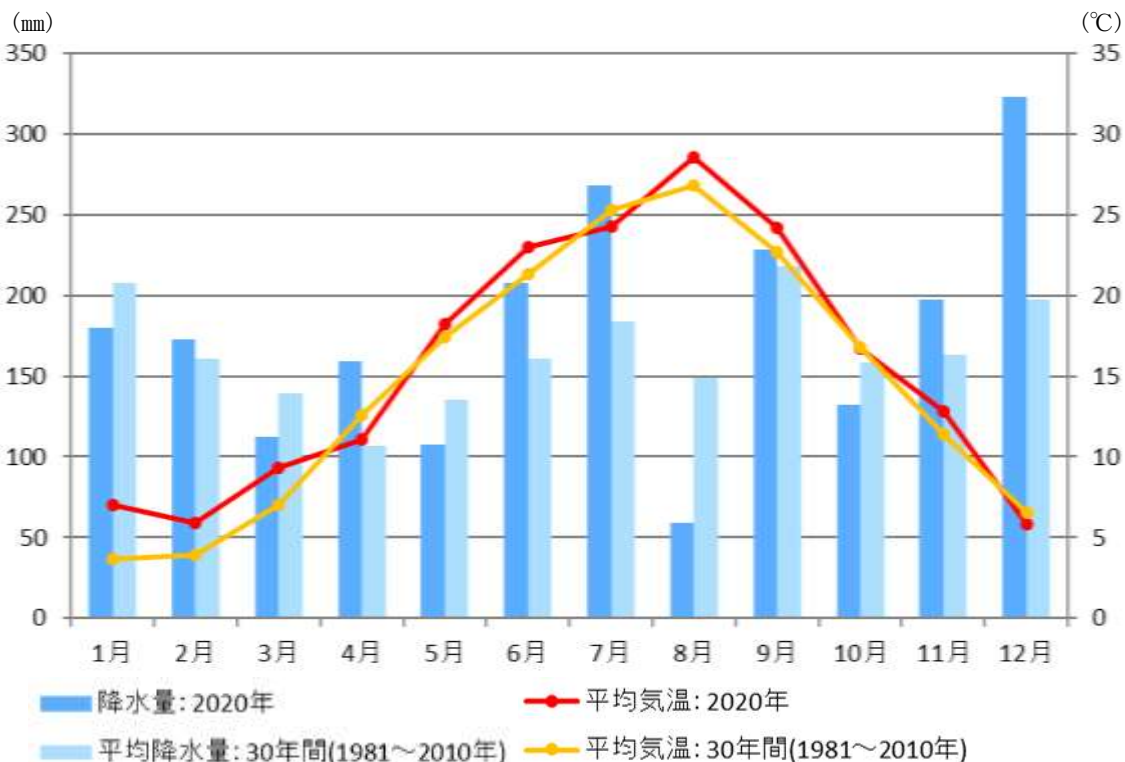


図 2-3 小浜市の月別気温と降水量

(気象庁過去データ参照)

(3) 地形・地質

史跡後瀬山城跡付近の地形的特徴を示す最も重要なキーワードは「リアス海岸」である。若狭湾は日本列島本州島ではほぼ唯一のリアス海岸であり、冬の日本海の荒波を受けて浸食作用を被っており、内湾の奥部まで海蝕崖や海蝕洞が分布している。

後瀬山山麓は比較的新しい地質時代まで海に直接接していたことが周辺の平地部の地質から判明しており、この浸食作用によって形成された海蝕崖が、愛宕山神社付近から小浜大宮～小浜男山～小浜大原に至る山麓の急傾斜斜面と考えられる。山裾に点在する、特に急傾斜の斜面～急崖の比高は20m前後とほぼ一定であり、また、周辺には有史時代において船を繋いだと伝承される岩や、八百比丘尼入定洞のような海蝕洞と思われる岩礫地形特有の地形的特徴がみられる。

若狭地域が一角を占める「北近畿低地帯」は、日本列島本州島の中ほどにあって、標高1000m以上の山地を超えずに日本海側から太平洋側に至れる唯一の地域であり、標高は800～900m程度、沿岸部では200m前後にまで低くなり、全体としては内陸側から沿岸部に向かって緩やかに傾斜している。

若狭地方を含む北近畿地方の基盤岩の大部分は、「丹波層群」または「丹波帯Ⅱ型地層帯」と呼ばれる中生代ジュラ紀の付加地質体から成っている。後瀬山周辺の地質は、古生代石炭紀～中生代ジュラ紀の海成層である丹波層群により構成される。

後瀬山周辺の地質は、丹波層群を基盤岩としてこれを崖錘性堆積物および沖積層、盛土が被覆している。丹波層群(丹波帯)は頁岩・混在岩・チャートから成っている。崖錘性堆積物は、基盤である丹波層群の風化侵食再堆積物であり、主に褐色を呈する礫混り粘性土～礫質土から成る。沖積層は、主に市街地区域の海岸～平地～緩傾斜地を形成している。盛土は八幡神社境内やJR線路敷等である。

後瀬山周辺地域の土壌は乾性褐色森林土壌で、土壌表層には落葉・落枝の腐植堆積層が発達している。しかしその下位の腐植土は発達が悪く、腐植物の少ない強風化土が浅い深度で出現する。このように土壌は肥沃ではなく、どちらかといえば「やせ地」といえる。尾根は特に土壌層厚が薄く、愛宕神社～山頂の参道はガリ侵食により強風化土も欠落し、風化土が地表に露出している箇所も多い。

(参考文献：『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』『西縄手下遺跡発掘調査報告書Ⅱ』)

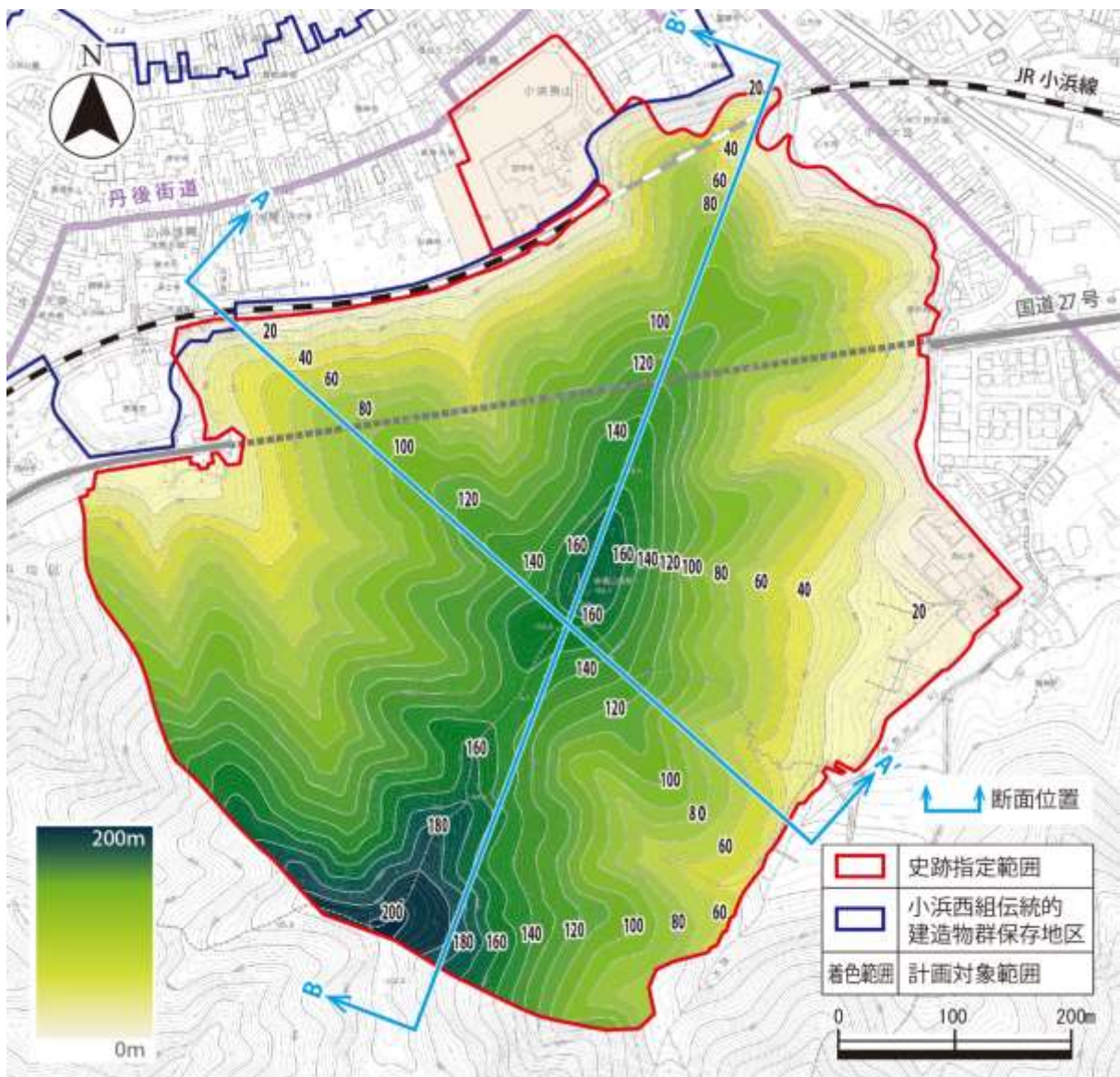


図 2-4 標高および断面位置図 (小浜市都市計画図2500分の1を編集)

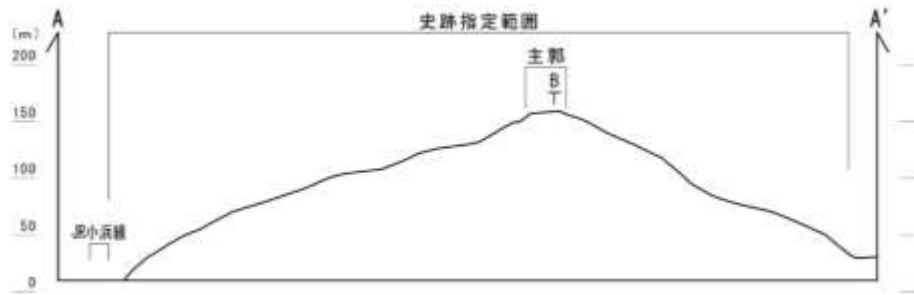


図2-5 A-A' 断面図

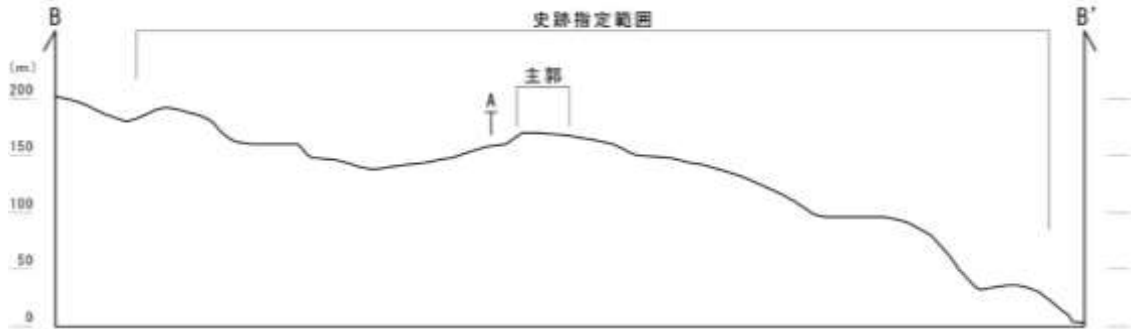


図2-6 B-B' 断面図

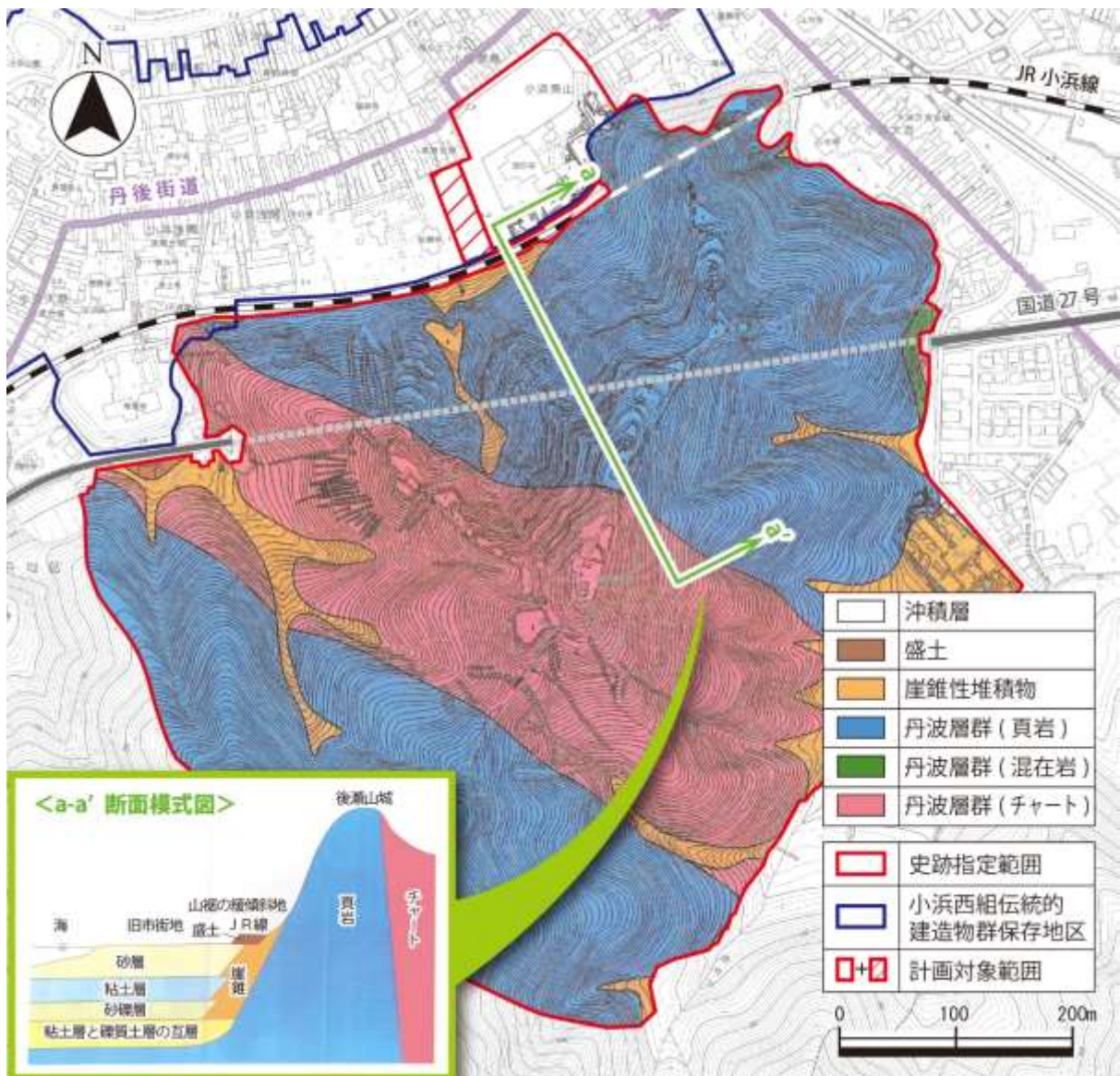


図2-7 地質図 (『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』を編集)

(4) 動植物

後瀬山周辺地域は、ホンダタヌキ、ホンドキツネ、ニホンアナグマ、ニホンイノシシおよびホンシュウジカの生息域となっている。鳥類では、森林性のヤマドリ、カッコウ、ホトトギス、フクロウ、キツツキ、ヒヨドリ、モズ、ヒタキ、ツグミ等が生息している。その他としてカラスやトビも生息している。両生類では無尾目(カエル)、爬虫類では有鱗目(ヤモリ、トカゲ、カナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシ)が生息している。昆虫類は南川流域の調査でチョウ目、甲虫目、カメムシ目が確認されている。そのうちチョウ目ではホンチャバネセセリが近畿地方の採取例が少なく貴重な記録である。また甲虫目ではフトノミゾウムシが県内初記載であり、ゲンジボタルの確認も注目される。カメムシ目ではクチナガゲンバイが福井県初記載である。

後瀬山の植物相は、潜在植生的にはスダジイ群団のヤブコウジースダジイ群集が成立する所であるが、伐採等の人為的影響や急傾斜地等の微地形によってかなり複雑な植生が成立している。スダジイ群団の他、クリーコナラ群落、アカマツ群落、落葉広葉樹混生林、スギ・ヒノキ植林に大きく分けることができる。

(参考文献：『史跡後瀬山城跡保存管理計画書』)

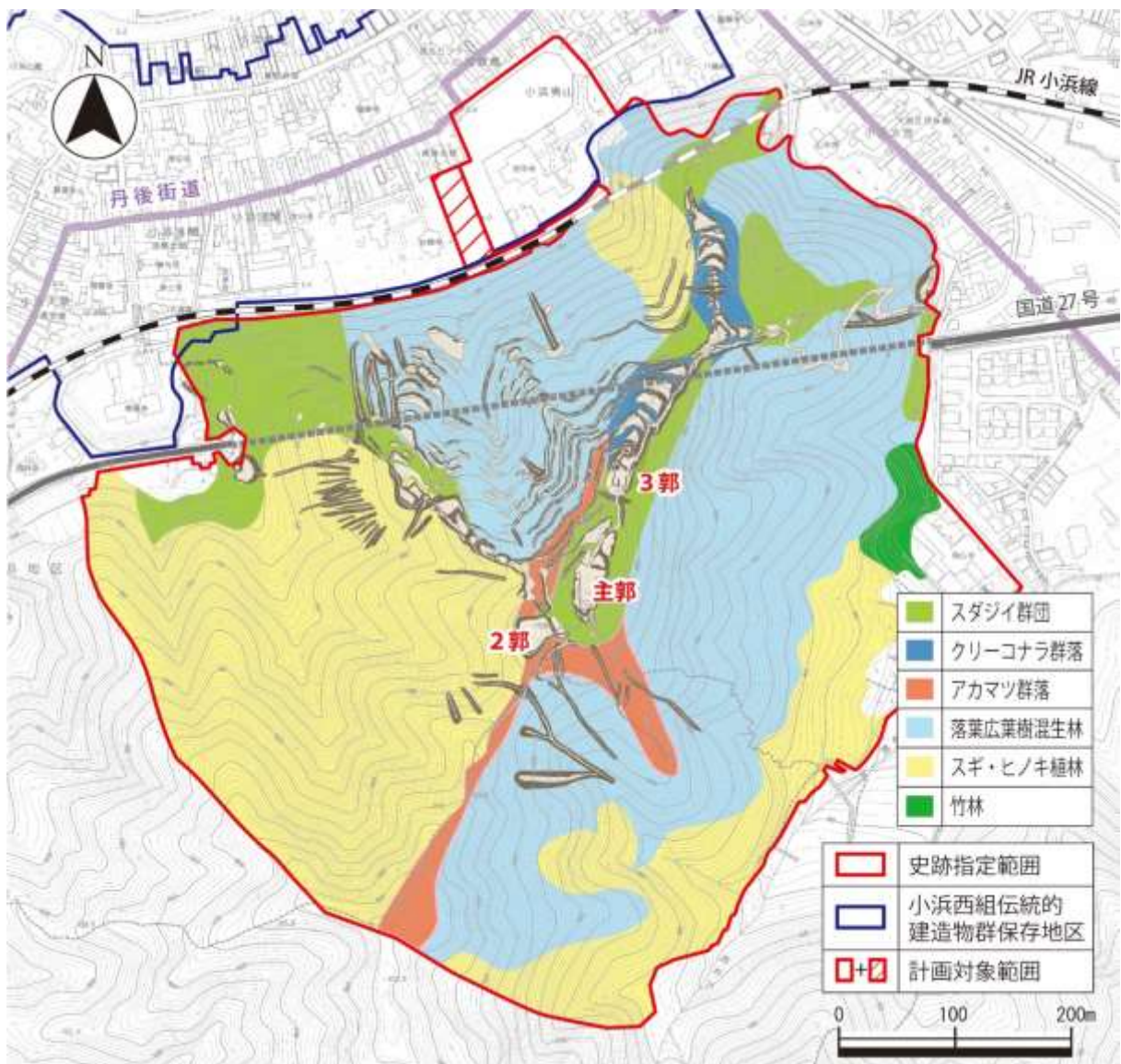


図 2-8 植生図

(小浜市都市計画図2500分の1を編集)

(5) 景観

後瀬山は万葉集にも詠まれた山であり、その後も多くの人々により詠まれた名山である。中世になると、若狭武田氏により自然の要害である中世の山城としての利用や、愛宕神社や神明神社が所在する等信仰の対象でもあった。近世には雲浜八景の「後瀬秋月」として描かれる等、多くの人々に親しまれてきた。

史跡後瀬山城跡からは小浜湾や内外海半島、大島半島を望むことができる。若狭湾とその海岸線は若狭湾国定公園に指定されており、後瀬山は国定公園から望むことができる景観の一部でもある。



図 2-9 史跡後瀬山城跡周辺域の若狭湾国定公園指定範囲

(若狭湾国定公園(福井県地域)区域及び公園計画図を編集)



図 2-10 後瀬山から小浜湾方向をみる



図 2-11 守護館跡から後瀬山方向をみる

第2節 歴史的環境

(1) 沿革(参考資料P6～10参照)

1) 縄文時代～古墳時代

縄文時代の遺跡として深野遺跡や阿納塩浜遺跡等があり、海岸部や段丘上に認められる。弥生時代では弥生初期遠賀川式土器が出土した北川(丸山)河床遺跡や方形周溝墓が多く確認された府中石田遺跡等があり、沖積地への進出が認められる。古墳時代では市東部に多くの古墳が築かれ、特に白鬚神社前方後円墳は全長58mを測り、若狭の首長系譜(膳氏)を考察する上で重要な古墳の一つである。なお、遠敷検見坂古墳群からアワビの入った須恵器が出土している。

2) 奈良時代～平安時代

当該期の遺跡は市東部に多く所在している。注目される遺跡として、史跡若狭国分寺跡や若狭国府の可能性のある西縄手下遺跡、古代神願寺であった若狭神宮寺遺跡、駅家の可能性のある木崎遺跡等がある。また、若狭湾沿岸部には多くの製塩遺跡が所在しており、その中で史跡岡津製塩遺跡では炉跡、焼土面、海岸部遺構が確認されていることから、当遺跡は官営の工房であった可能性が指摘されている。若狭からは塩や魚介が都へ運ばれ、若狭関係木簡の研究から明らかにされているように、御食国として都と深く結びついていた。

この時期の代表的な文化財として、重要文化財多田寺木造薬師如来立像・木造十一面観音菩薩立像・木造菩薩立像や重要文化財羽賀寺木造十一面観音菩薩立像等の仏像を挙げるができる。

3) 鎌倉時代

建久7年(1196)若狭国の有力者であった稲葉時定が失脚し代わって津々見忠季が若狭を支配することになる。しかし、承久3年(1221)の承久の乱の宇治川の戦いで忠季は討死し、若狭忠時が継いだ。弘長2年(1262)北条時宗が今富名の領主となり、以後北条得宗の影響を強く受けることになる。

この時期の代表的な文化財として、若狭で現存する建造物で最も古い鎌倉時代初期建築の重要文化財妙楽寺本堂や、正嘉2年(1258)坂上田村麻呂が創建したと伝わり鎌倉時代棟上げされた国宝の明通寺本堂、文永7年(1270)棟上げされた国宝三重塔が挙げられる。

4) 室町時代

貞治5年(1366)の斯波氏の失脚にともない一色範光が若狭守護職に任じられ、康暦元年(1379)には三河国守護職も得た。明徳2年(1391)の明徳の乱に参戦した一色詮範とその子満範は、山名氏清の首を取るという軍功を挙げ、満範は山名氏の遺領の丹後守護職を得るとともに詮範は今富名を与えられた。室町幕府3代将軍足利義満がしばしば若狭に遊覧しており、その際義満の宿所には玉花院(現東光寺か)があてられている。応永14年(1407)では一色満範は義満を栖雲寺(現在の常高寺付近)に、義満の妻北山院を玉花院にそれぞれ宿泊させている。

一色義貫は永享12年(1440)5月、大和の国人越智氏らを討伐するため出陣していた大和の陣中で、安芸分郡守護武田信栄(「のぶまさ」とも)によって殺害された。この事件は、信栄が室町幕府6代将軍足利義教の命を受け実行したものである。これによって一色義貫の所領のうち、武田

信榮は若狭国を拝領して若狭守護職となり、丹後国は一色教親が、三河国は細川持常が拝領した。この時から武田氏が若狭国を統治するようになる。

若狭の守護職は武田信榮以降、信賢、国信、元信、元光、信豊、義統、元明と続き(図2-12)、当初は西津の守護所(守護館)に入ったと考えられ3代国信以降は小浜への影響力を強めていく。その後5代元光は、大永2年(1522)、小浜市街地の南に聳える後瀬山の山上に城郭を築き、良(東北)山麓にあった日蓮宗長源寺を向島に移して居館を建設した。しかし、大永7年(1527)に起きた京都桂川の合戦では、配下の有力武将が多数討たれるという大敗北を喫し、このことが影響して若狭武田氏の国内統治力は減退していく。

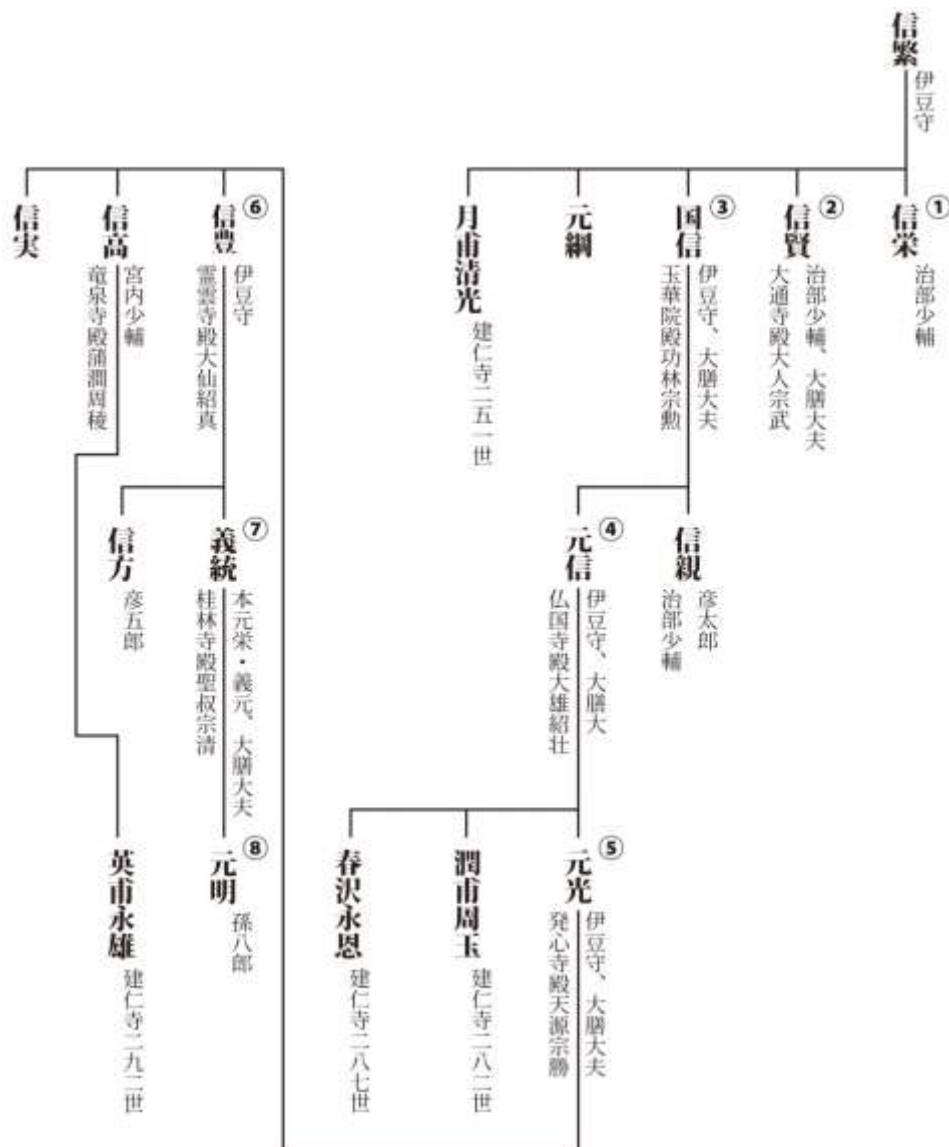


図 2-12 武田氏系図

(『小浜市史通史編上』より編集)

その後も丹後攻略に際して越前朝倉氏に援助を求めた際には、朝倉勢が三方郡内で乱暴を働く等治安が悪化し、さらに丹後の海賊集団が若狭の浦々に来寇したが、この時は在地の武士たちによりかろうじて撃退した。このような国内外とも問題山積の時に元光は隠居し、小浜市伏原の後瀬山の東麓にある発心寺を再興してそこに居住した。家督を子の信豊に譲ることになったが、当時守護を補佐すべき粟屋氏の反発や武田氏一族内の跡目争いが起きた。信豊の家督継承はこの反乱を鎮めた天文7年(1538)頃とされ、若狭守護職になった信豊は、幕府の命による近畿への出兵とその敗退により、もはや守護としての権威も行き渡らず、被官有力武将をまとめる力を失ったようであり、子息義統(「よしかず」とも)に家督を譲って隠居したようである。しかし、信豊の隠居をめぐる弘治2年(1556)に若狭国内で反乱が発生した。この内乱のあと信豊と義統の間で今度は隠居料のことをめぐって対立が起きたようで、信豊は一時近江へ退く等の事件が発生し、武田氏の一部被官もそれぞれ自らの領地に籠り、守護のもとに出仕しないような状況に陥っていた最中の永禄4年(1561)、以前から不穏な動きのあった高浜碎導山城主逸見昌経と美浜国吉城主粟屋勝久らが丹後勢と手を結び謀反を起こしたが、すでに義統には鎮圧するだけの軍事力もなく、縁戚越前朝倉氏を頼んでようやく抑えることができた。永禄9年足利義秋(義昭)は義統を頼って小浜へ入ったが、守護家の内紛が続いたことからこれを見限り越前朝倉氏を頼り敦賀へ移っている。このような騒乱の最中義統は永禄10年(1567)没し、家督は子息の元明(「もとあきら」とも)が継ぐことになるが、永禄11年(1568)朝倉義景の軍勢が若狭へ侵攻し、元明を越前へ連れ去ったとされる。

この時期の代表的な文化財として重要文化財羽賀寺本堂、重要文化財飯盛寺本堂、重要文化財神宮寺本堂、発心寺に所在する市指定文化財武田元光墓塔等を挙げるができる。

5) 安土桃山時代

元亀元年(1570)織田信長は朝倉氏討伐のため京を出発し若狭熊川の松宮玄蕃の館に陣をとり、その後越前へ進んでいるが、この戦いには若狭の国人衆の多くが信長方として従ったといわれる。天正元年(1573)織田信長は朝倉・浅井氏を滅ぼし、その後浅井氏が近江支配の拠点としていた佐和山城に丹羽長秀を配置した。丹羽長秀は明智光秀とともに若狭攻略を行い、朝倉方に加担する勢力の掃討に努めていた。丹羽長秀が若狭を領することになると、国人衆の多くは長秀に従っており、もはや元明に若狭守護の威光はなくなっていたと思われる。元明は朝倉氏滅亡の前後頃に若狭へ帰ったものと考えられ、天正9年(1581)織田信長から高浜逸見氏の旧領の内3千石を与えられ辛うじてその名望を保った。しかし、天正10年(1582)京都の本能寺で明智光秀に信長が討たれるという本能寺の変が起こり、まもなく山崎の合戦に勝利した羽柴秀吉によって光秀が滅ぼされると、元明は光秀に同心したということで近江海津の法幢院(現高島市)に呼び出され、天正10年7月丹羽長秀によって自害させられた。これによって武田信栄以来若狭を支配した若狭武田氏は滅亡した。

その後、賤ヶ岳の戦い等で羽柴秀吉と行動を共にした丹羽長秀はその功績が認められ、これまでの若狭国と近江2郡に加えて、越前国と加賀半国(江沼・能美郡)が与えられ、柴田勝家の居城であった北庄に入城した。しかし丹羽氏の若狭支配は長く続かず、長秀の嗣子長重が天正15年(1587)島津氏攻撃の際、軍規違反があったかどで若狭国を没収された。代わりに浅野長吉が若狭

を領するようになり、天正16年(1588)若狭一国の検地を実施する等内政に尽力した。しかし、文禄2年(1593)浅野長吉・幸長親子は秀吉の命により甲斐国へ国替をさせられ、代わって豊臣秀吉の正室高台院の甥である木下勝俊・利房兄弟に若狭一国が与えられた。兄の勝俊が小浜へ、弟の利房は高浜へ配置された。

6) 江戸時代

慶長5年(1600)に徳川方と石田方が争う関ヶ原の戦いが勃発し、木下勝俊は伏見城の留守を任されていたが、勝手に城を離れ北政所の屋敷に入ったため所領を没収された。利房も石田方に属したため同じく改易された。

この関ヶ原の戦いの際、近江大津城の城主であった京極高次は大津城にて籠城し、西軍の侵攻を遅らせたという戦功によって若狭一国8万5千石を得た。翌慶長6年(1601)には近江高島のうちで7千石を加増され領地高は9万2千石余りとなった。

高次は当初武田氏の築いた後瀬山城に入ったと思われるが、慶長6年(1601)後瀬山城を廃し南川・北川の三角州に新たに小浜城を築城するとともに城下町の整備を行った。しかし、寛永11年(1634)子息忠高は松江に転封となり替わって酒井忠勝が武蔵川越から若狭国に入った。忠勝は元和6年(1620)徳川家光の小姓となり、元和10年(1624)には家光の將軍襲職に先立って老中となり、さらに寛永15年(1638)には大老となった。

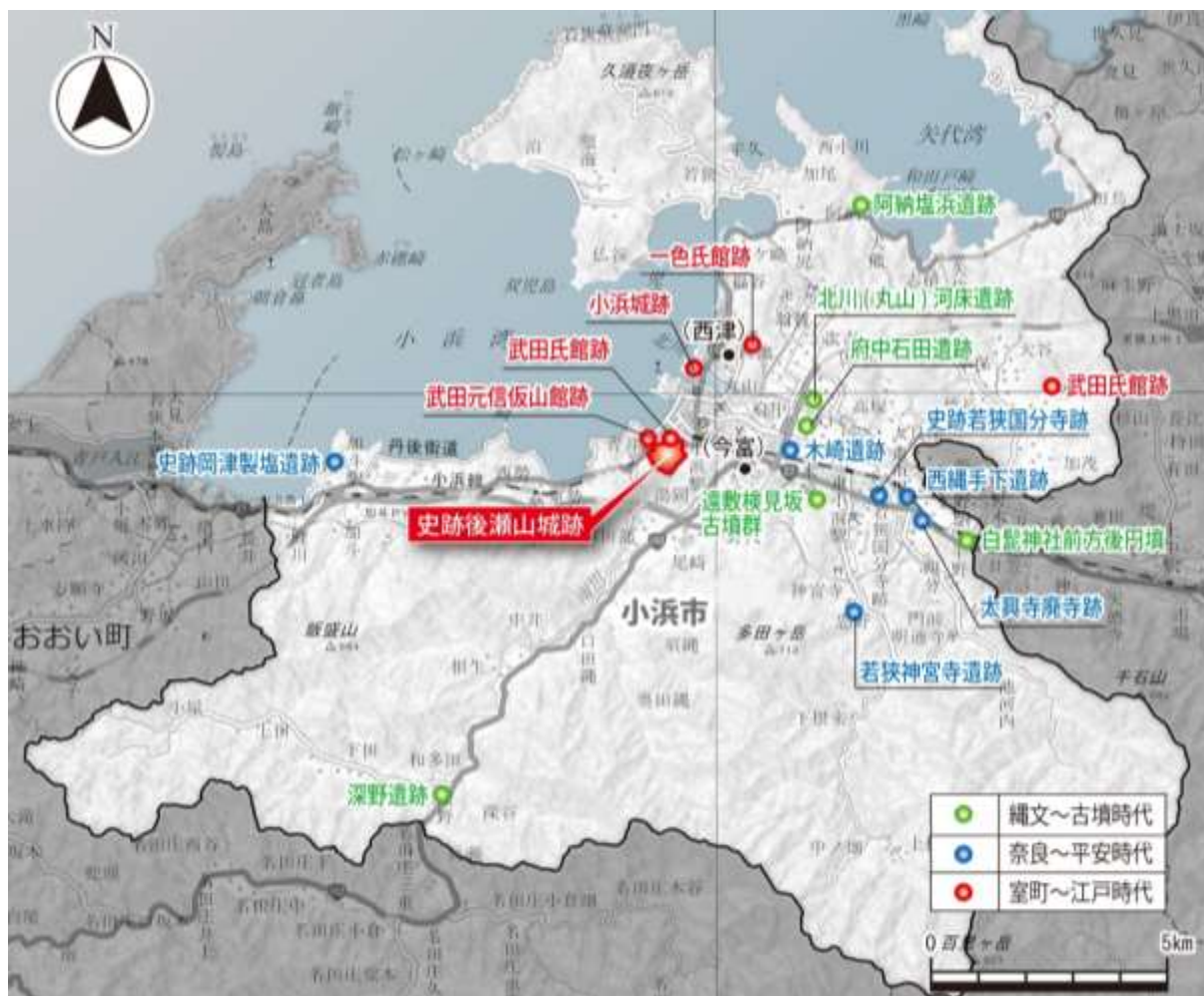


図 2-13 遺跡分布 (国土地理院20万分の1地形図「宮津」を編集)

忠勝の領地は若狭一国・越前敦賀郡・近江高島郡の内計11万3千5百石であった。酒井氏は都に最も近い港である小浜と敦賀を領して日本海海運を押さえるとともに、京都二条城近くにも領地を与えられた。これは京都の北から睨みを利かせ京都で戦があった際軍隊をすぐ動かせるようにするという江戸幕府の重要政策を反映しているとも考えられる。

江戸時代末期になると12代忠義は京都所司代として安政の大獄に関わり、また、公武合体を進めるため和宮降嫁のため尽力した。王政復古の後、小浜藩は新政府軍より北陸道鎮撫使の先鋒を命じられ、明治になると13代忠氏は隠居し、12代忠義は名を忠禄と改め14代藩主となった。忠禄は明治2年(1869)に版籍奉還をして藩知事に任命され伯爵となったが、明治4年(1871)に廃藩置県が行われ、230年余りにわたって続いた小浜藩は姿を消した。

この時期の代表的な文化財として小浜藩主の居城である県指定建造物旧古河屋別邸附庭園(護松園)、酒井家歴代の墓所である市史跡酒井家墓所、市史跡常高院墓所等がある。

(2) 小浜について

小浜が文献上初めて現れるのは、文永2年(1265)の「若狭国惣田数帳案」「若狭中手西郷内検帳案」で、小浜が文献に湊津として登場する初見は、暦応3年(1340)の「室町將軍足利尊氏家執事施行状」に見られる「小浜津問居検納之」である。町名が現れる最も早い例は、応安2年(1369)の「中小路」である。寺院の創建年代や小浜の町名が現れる時期から14世紀中ごろには港湾都市小浜の基本的な部分は出来上がっていたと考えられる。

なお、この小浜湊については「若狭国税所今富名領主代々次第」に、応永15年(1408)と応永19年(1412)に小浜に南蛮船が着岸し、特に応永15年は象・孔雀・鸚鵡等珍しい鳥獣類を積載していたとある。これら南蛮船はいずれも問丸本阿弥のところを宿所としているが、問丸は鎌倉・室町時代に港津や都市等に居を構え、荘園の貢租諸物資や商品の運送・保管・売買等に従事した運送業者のことである。小浜には有力な問丸や刀祢が何人もおり、彼らは領主権力と結びついてその宿所や政所屋となった。後年若狭武田初代信栄が小浜の富有の地下人を誅したというのは、こうした問丸や刀祢を圧伏しようとしたと考えられる。

中世の交易活動は広範囲にわたっていたことが明らかになっているが、永享8年(1436)「奥州十三湊日之本將軍」安倍康季が羽賀寺の檀越として「巨多之俸」を寄せ、前年に焼失した羽賀寺本堂を再建したことや、寛正4年(1463)若狭守護武田信賢の被官と丹後守護一色義直の被官とが小浜において十三丸と呼ばれる「大船」とその荷物のことで争いを起こして幕府に訴えるということが挙げられる。十三丸という船名が津軽十三湊にちなんだものであると考えられ、北は津軽から南は山陰あたりにかけての日本海沿岸一帯を行動範囲として商品の輸送に従事していたと考えられる。また、麻の原料である青苧の特産地として知られた越後から畿内方面へ運ばれる青苧の荷を積載した廻船もさかんに小浜に着岸した。海産物は単に年貢や商品として輸送されたばかりではなく、都人への進物としても用いられ、これまでの若狭の支配者は朝廷・幕府・公家に対して「美物」を送っている。近世になり小浜は敦賀とともに北国と畿内とを結ぶ流通の結節点として発展を遂げた。それを担ったのが初期豪商で、領主権力との強い結びつきのもとで海運と商業とによって富を蓄積していった。初期豪商には組屋・木下を挙げることができ、組屋は豊臣政権の米を津軽で受け取り、その販売と運送を行い、秀吉の朝鮮出兵に際して兵糧米を朝鮮へ

の前線基地であった肥前名護屋^{ひぜんなごや}に運送している。

関ヶ原合戦ののち京極氏が入部し、慶長6年(1601)小浜城の築城を開始した。それまでは後瀬山上に城郭を設けていたのを北川と南川の河口の中州に立地を移した。小浜城の建設は京極氏から酒井氏に受け継がれ正保2年(1645)頃一応の完成を見ている。

町割りについては、築城開始とともに武家屋敷と町家の整備が開始されている。それまでの後瀬山麓の守護館を中心とした武家・町家混在の町割りを廃し、小浜城を囲む北と南に武家屋敷を、さらにその周囲に町家や寺町を配する町割りとした。城の北側(西津側)では城に近い西津橋詰には重臣の屋敷が見られ、西津村に近い山際には足軽長屋を配している。また、南川にかかる大手橋から西方を町人地としている。貞享元年(1684)の町割りでは、東西2組であったのが東・中・西の3組に編成され52組となった。明治7年(1874)旧52町はいくつかの町が集合あるいは分割され、全国の有力な24の神社の名前を冠した区に編成された。

17世紀半ばから小浜や西津に北前船^{きたまえぶね}の船主が現れる。北前船の基本的性格は買積船であるが、幕府の米である御城米、藩の米である蔵米を運送する賃積みも行った。代表的な北前船船主に西津の古河屋嘉太夫^{ふるかわやかたゆう}がおり、古河屋の船は、松前、酒田、越前の三国・敦賀、大坂等西廻り航路の湊々において確認できる。古河屋は松前の海産物や東北・北陸の米等を小浜へ、そして京阪へ集散する廻船業を生業とし、酒、醤油の醸造、金融業を兼業し藩の御用達をつとめた。旧古河屋別邸附庭園(護松園)は業績の最盛期を迎えた五代嘉太夫教宜^{のりのぶ}の代、文化12年(1815)に建てられた。

明治以後も小浜の旧市街地は比較的よく旧来の姿を残しており、城下町の構成を現在でもかなり読み取ることができる。小浜西組は丹後街道が通る街道沿いの町場が中心で、これに寺町と茶屋町を加えた地域である。小浜の町並みの特徴として、海岸線の傍にまで山麓の迫った制約の多い土地に、寺社を巧みに配しながら住宅の生活環境を良好に維持していること、伝統的な様式そのままの家屋が多く残っている訳ではないが、旧状をイメージできるだけの骨格は十分に遺っていること、街路網は三丁町西端と八幡神社前の拡幅等一部を除いてほぼ近世の体系を受け継いでおり変化に富んでいることが挙げられる。

後瀬山周辺の文化財として京極忠高により山城国葛野郡より勧請された愛宕神社や、京極忠高が菩提寺として泰雲寺を建立し、その後酒井忠勝が父忠利の法名に因み建康寺に、さらに酒井忠直により父忠勝の法名に因み建康山空印寺に改称した空印寺がある。

表 2-1 後瀬山城関係年表

年号(西暦)	内 容
大永	2年(1522) 武田元光、後瀬山に築城する
	6年(1526) 武田元光、細川高国の要請で大軍を率いて上洛
	7年(1527) 武田元光軍、将軍義晴・細川高国方として京都西七条川勝寺で三好・柳本軍と戦い多くの家臣を失う
天文	4年(1535) 武田氏、丹後田辺城を攻撃する
	7年(1538) 重臣粟屋元隆の叛乱、武田信豊が谷田部谷田寺にて鎮圧する 武田信豊が若狭守護となる
	20年(1551) 丹後国加佐郡衆が郡内所々に城郭を構えて武田氏と戦う
	21年(1552) 粟屋一族の牢人衆粟屋右馬允、遠敷郡に攻め入り武田信方と戦って敗北
	22年(1553) 丹波内藤氏の要請に応じ、丹波桑田郡野々村に出陣
永禄	元年(1558) 武田信豊と子の武田義統が争う
	2年(1559) 武田信豊と武田義統が和解 武田義統が若狭守護となる
	4年(1561) 武田義統の軍と逸見昌経、大飯郡和田で合戦
	9年(1566) 足利義秋が武田義統を頼り若狭に赴く
	10年(1567) 武田義統没 武田元明が若狭守護となる
	11年(1568) 越前朝倉氏が若狭に侵攻し、武田元明を越前へ連れ去る
	12年(1569) 廻国中の連歌師里村紹巴、後瀬山城下の守護館を訪れる
天正	2年(1574) 丹羽長秀が若狭を領する
	10年(1582) 武田元明、近江海津法雲寺で殺害される
	13年(1585) 丹羽長重が若狭を領する
	15年(1587) 浅野長吉が若狭を領する
文禄	2年(1593) 浅野長吉が甲斐に転封され、替わって木下勝俊が小浜に、木下利房が高浜に入る
慶長	5年(1600) 関ヶ原の戦いの功により、京極高次に若狭一国与えられる
	6年(1601) 京極高次、後瀬山城を廃して雲浜の地に小浜城の築城を開始する 合わせて城下町の整備に取り掛かる

第3節 社会的環境

(1) 人口と世帯数

小浜市内全域の人口は昭和20年代の38,000人台をピークとして徐々に減少し、昭和30年代中頃には36,000人台まで減少した。その後も人口は減少を続け、昭和40年代中頃以降は33,000人台で推移していたが、平成18年には32,000人台を割る状況となっている。平成26年に30,000人を割り、平成30年の人口は28,000人台となっている。平成30年までのことを触れる『小浜市人口ビジョン』によると、平成22年時点の15歳未満の年少人口割合は13.6%、15～64歳の生産年齢人口割合は58.5%、65歳以上の老年人口割合は27.9%となっており、年少人口と生産年齢人口割合は一貫した減少傾向、老年人口割合は一貫して増加している。

小浜市内全域の世帯数は昭和50年に9,000世帯となり、平成4年には10,000世帯を超え、平成13年以降は11,000世帯で推移し伸びが鈍化している。

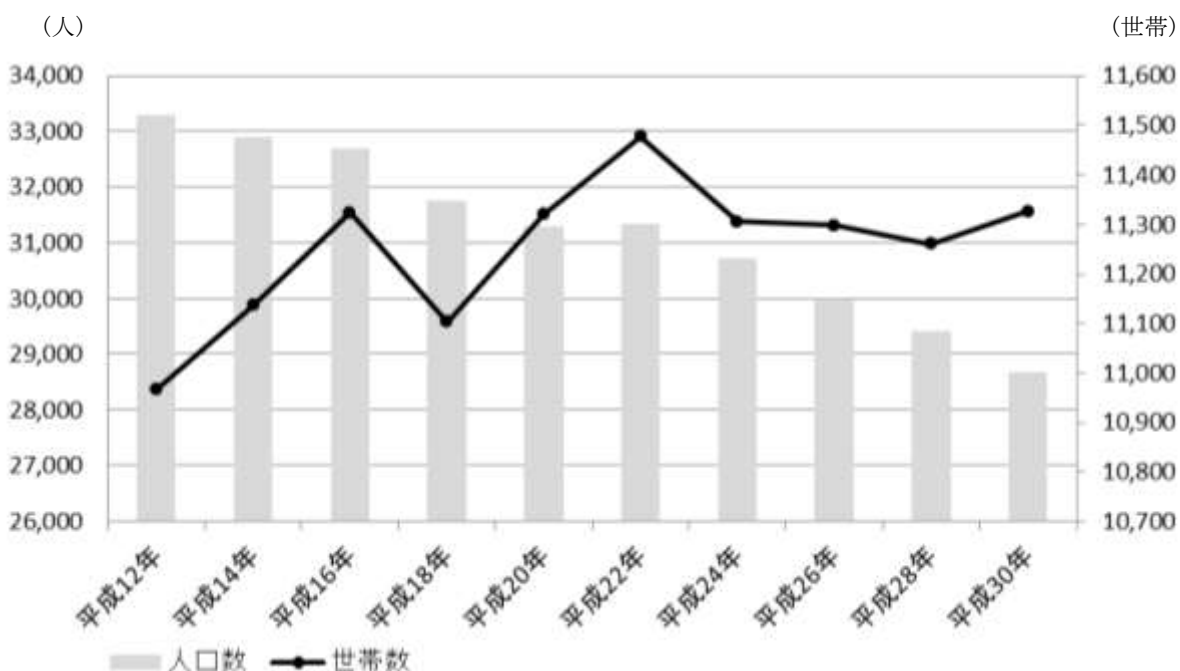


図 2-14 小浜市の人口・世帯数 (平成 30 年度小浜市統計書データ参照)

(2) 交通アクセス

小浜市は県庁所在地である福井市までは約75km、京都市までは約50kmと近いことからわかるように近畿地方との繋がりが強く、古くから文化や経済の影響をこれらより強く受けてきた。現在は舞鶴若狭自動車道が開通し、関西圏・中京圏との繋がりが強化されてきている。また、北陸新幹線の敦賀以西は小浜ルートに決定したことにより、関西圏との繋がりがより密接になると考えられる。



図 2-15 主要都市からのアクセス

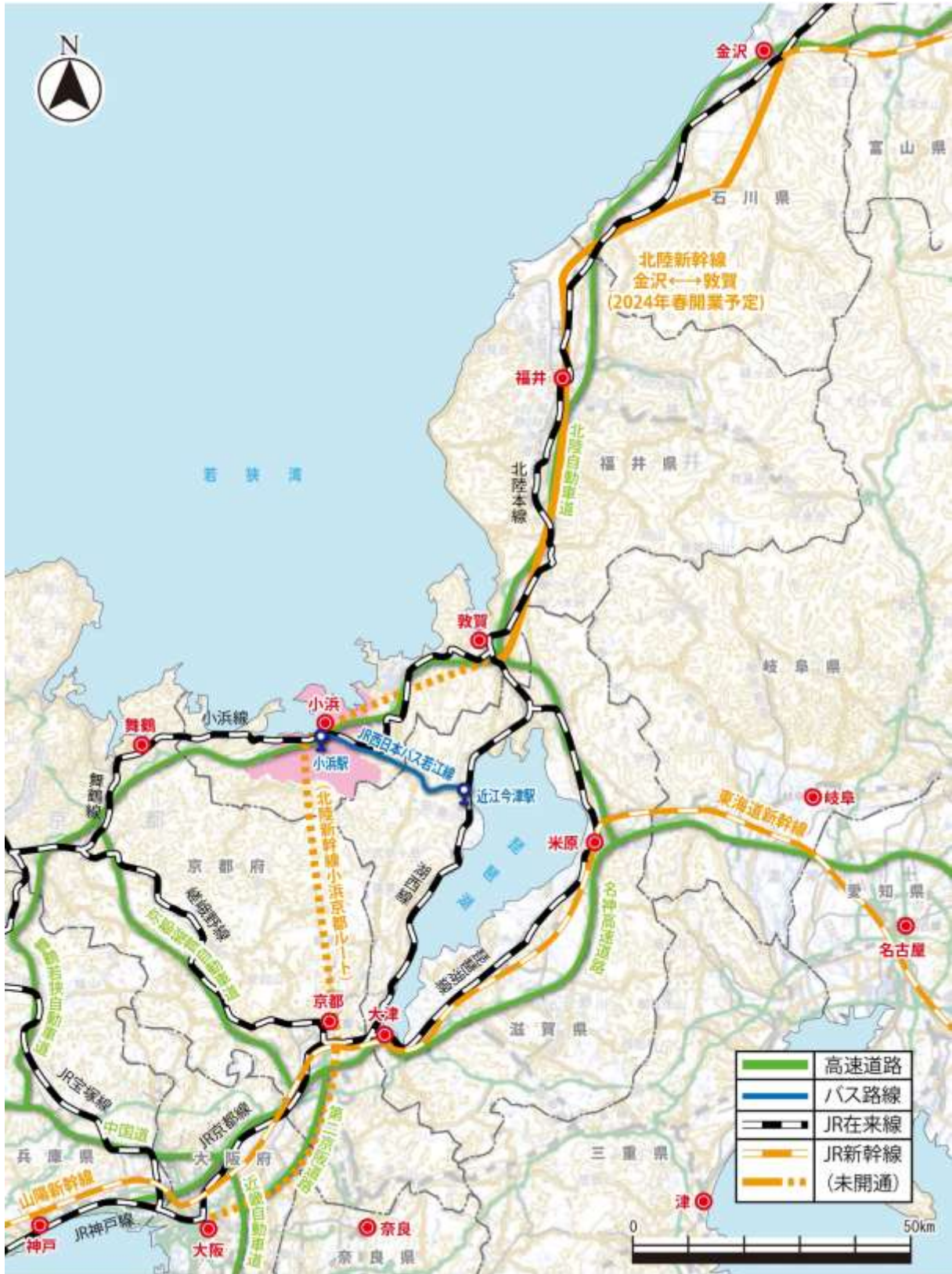


図 2-16 交通・アクセス (地理院地図 Vector[淡色地図]を編集)

(3) 観光

小浜市は、明通寺本堂・三重塔等の国宝建造物や重要文化財建造物、羽賀寺木造十一面観音立像等の数多くの彫刻、毎年皇室に献上している若狭かれいをはじめとした豊富な海産物、若狭蘇洞門や萬徳寺庭園等の名勝等多くの観光資源を有している。史跡後瀬山城跡が所在する小浜西組は、平成20年6月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、三丁町を中心に家屋の修理や街路整備等の景観整備が進んでいる。

また小浜市は古くから朝廷に海産物等の食材を献上し、都の食文化を支えた御食国としての歴史と伝統等から「食のまちづくり条例」を制定しており、市内の阿納ブルーパークでの魚釣り・さばき体験、御食国若狭おばま食文化館ではキッズキッチンでの調理体験等、食育にも力を入れている。

また、近年の観光施策として、舞鶴若狭自動車道小浜インターチェンジに隣接する道の駅若狭おばま、明治期の芝居小屋を復原した旭座を中心とするまちの駅、海の駅と定めた若狭フィッシャーマンズワーフ等の川崎エリア等の連携による周遊観光を促進している。観光客数の推移等については、図2-19・20を参照いただきたい。

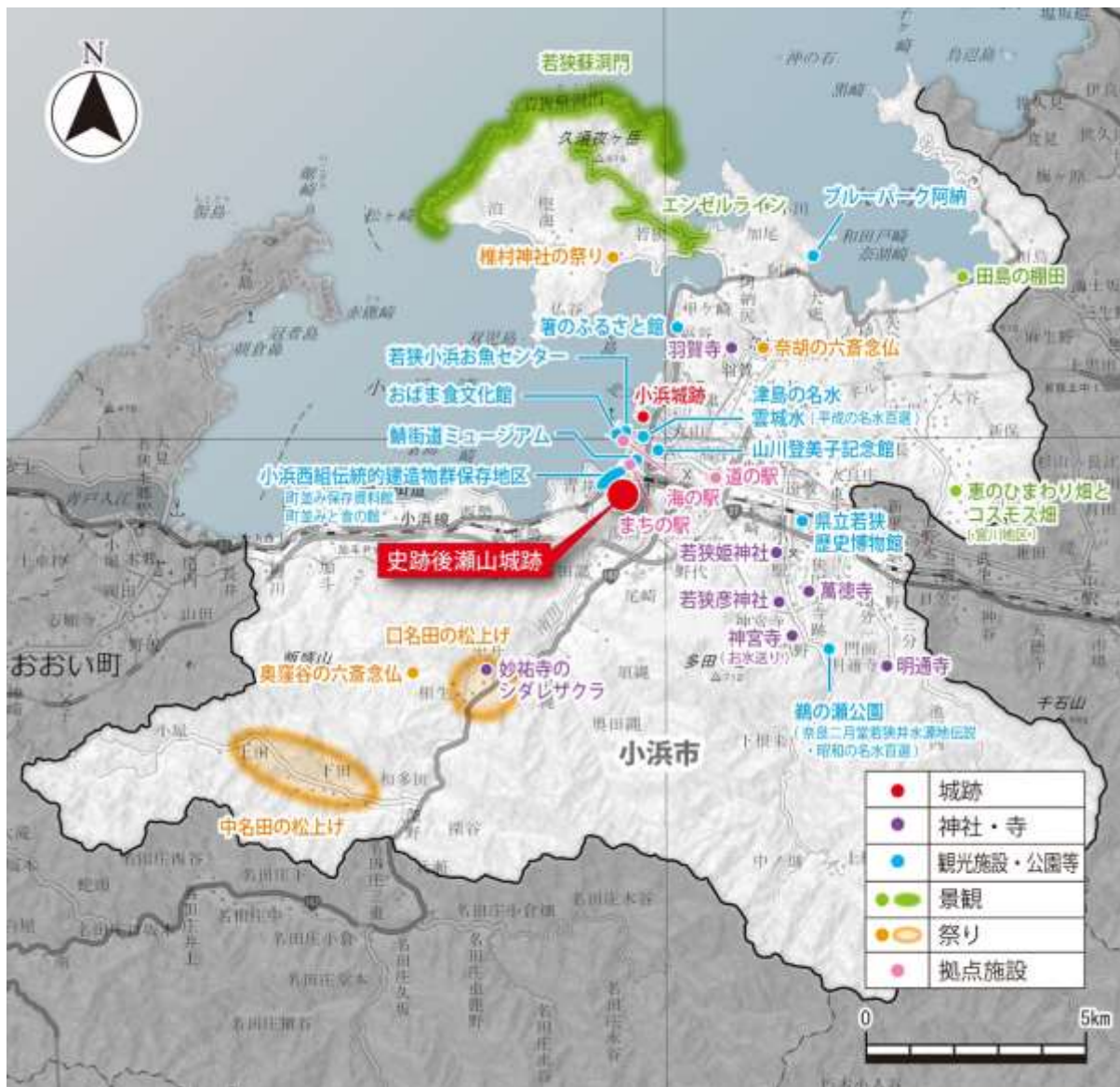


図2-17 観光レクリエーション (国土地理院20万分の1地形図「宮津」を編集)



小浜市まちの駅



小浜西組伝統的建造物群保存地区



旭座



国宝明通寺三重塔



重要文化財神宮寺本堂



エンゼルライン



名勝若狭蘇洞門



御食国若狭おばま食文化館

図 2-18 観光スポット

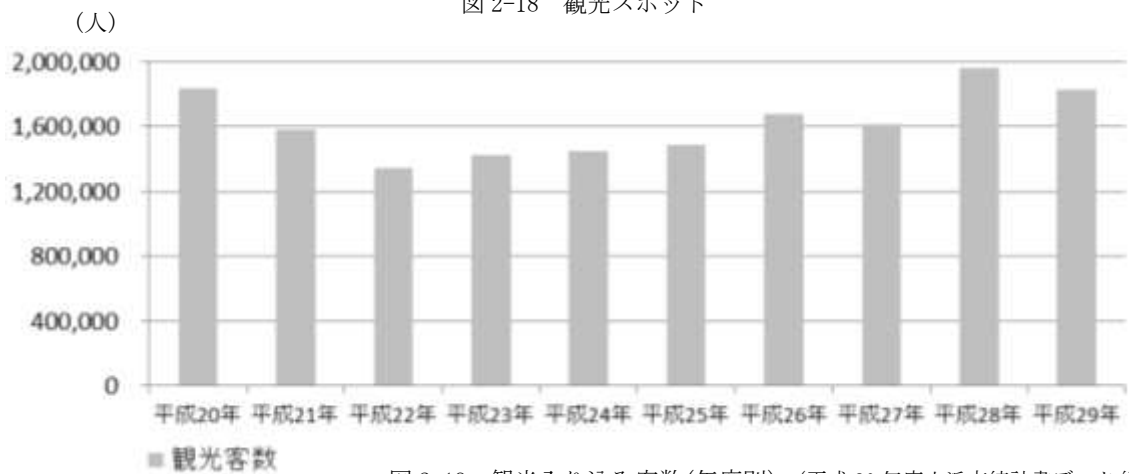


図 2-19 観光入り込み客数(年度別) (平成30年度小浜市統計書データ参照)

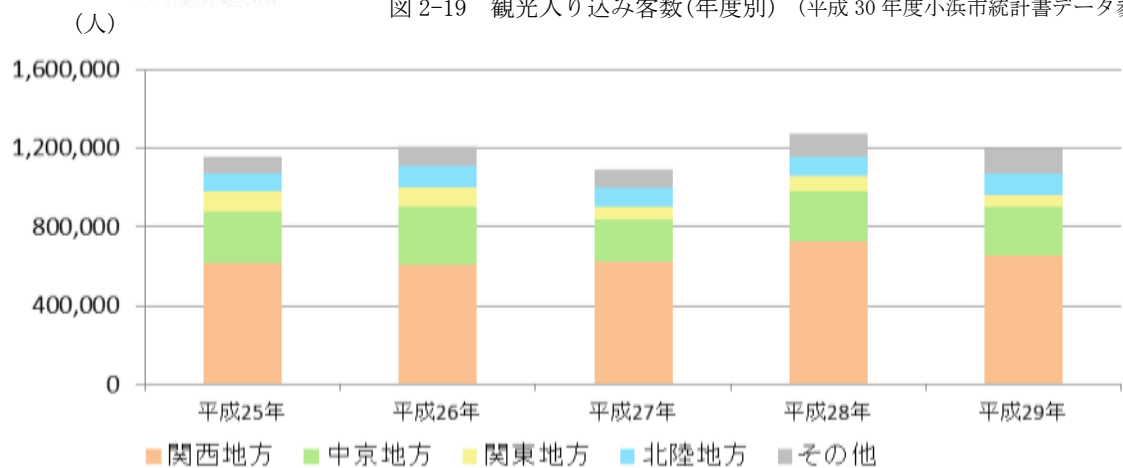


図 2-20 観光入り込み客数(地方別) (平成30年度小浜市統計書データ参照)

(4) 文化財

小浜市には福井県唯一国宝建造物に指定されている明通寺本堂・三重塔をはじめ、国・県・市指定文化財が多く所在している。これは古代若狭国の中心として栄え、その後も日本海側で都に最も近い天然の良港をもつといった地理的要因とも深く関わる。都との交流を通して多くの文物を摂取したことにより、全国的に見ても文化財が多く集積していることから「海のある奈良」とも称される。なお、文化財の詳細については巻末の参考資料P6～10参照のこと。

(5) 土地所有

史跡後瀬山城跡は、平成9年(1997)5月23日の史跡指定時には現空印寺、発心寺の境内ならびに墓地、山林、畑、鉄道用地をもって構成されていた。しかし、平成28年(2016)10月3日後瀬山麓の守護館跡が追加指定されたことを受け、宅地、学校用地、水路、道路が追加された。なお、図2-21は、地目と地番、所有者等をまとめたものである。

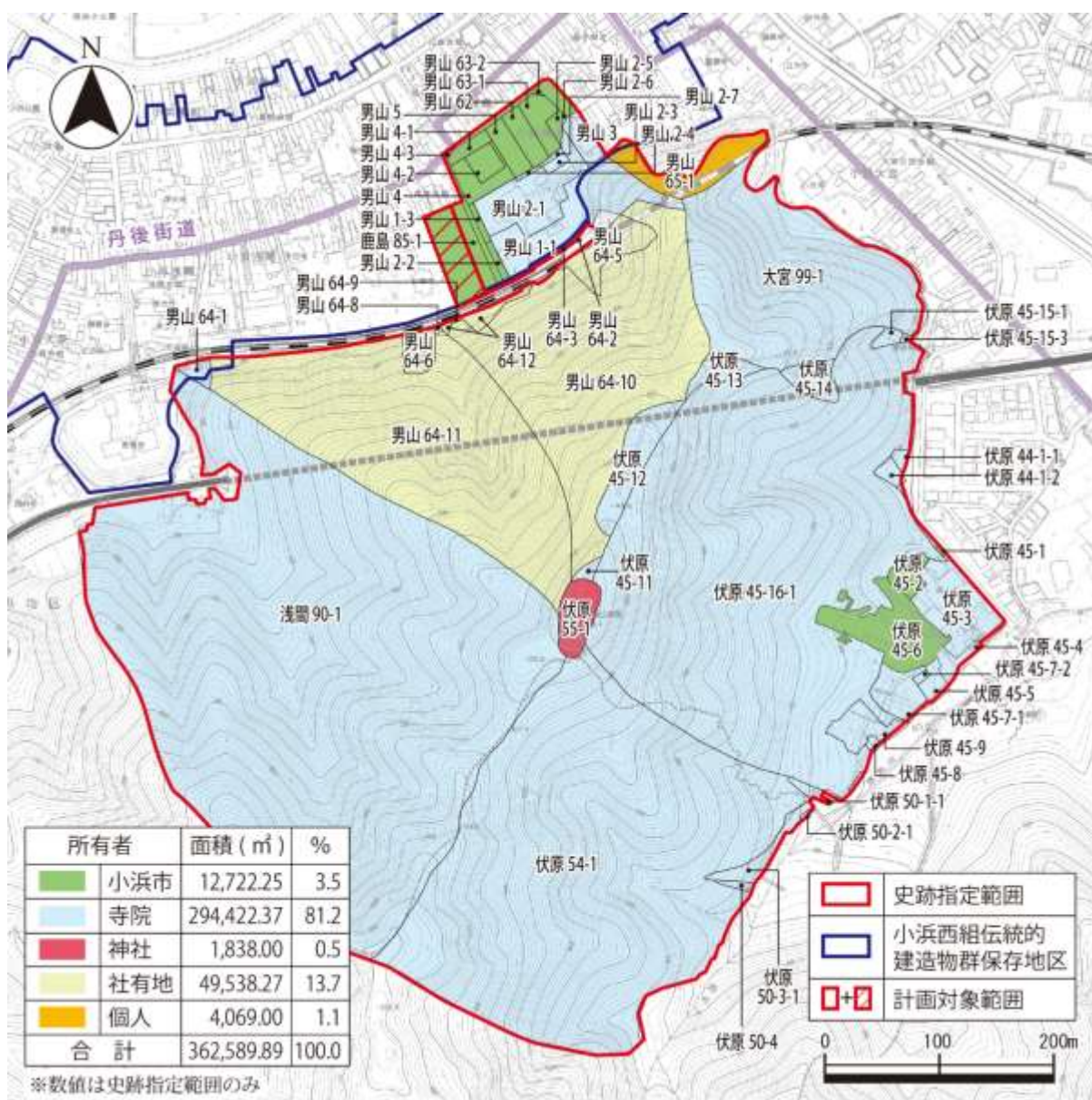


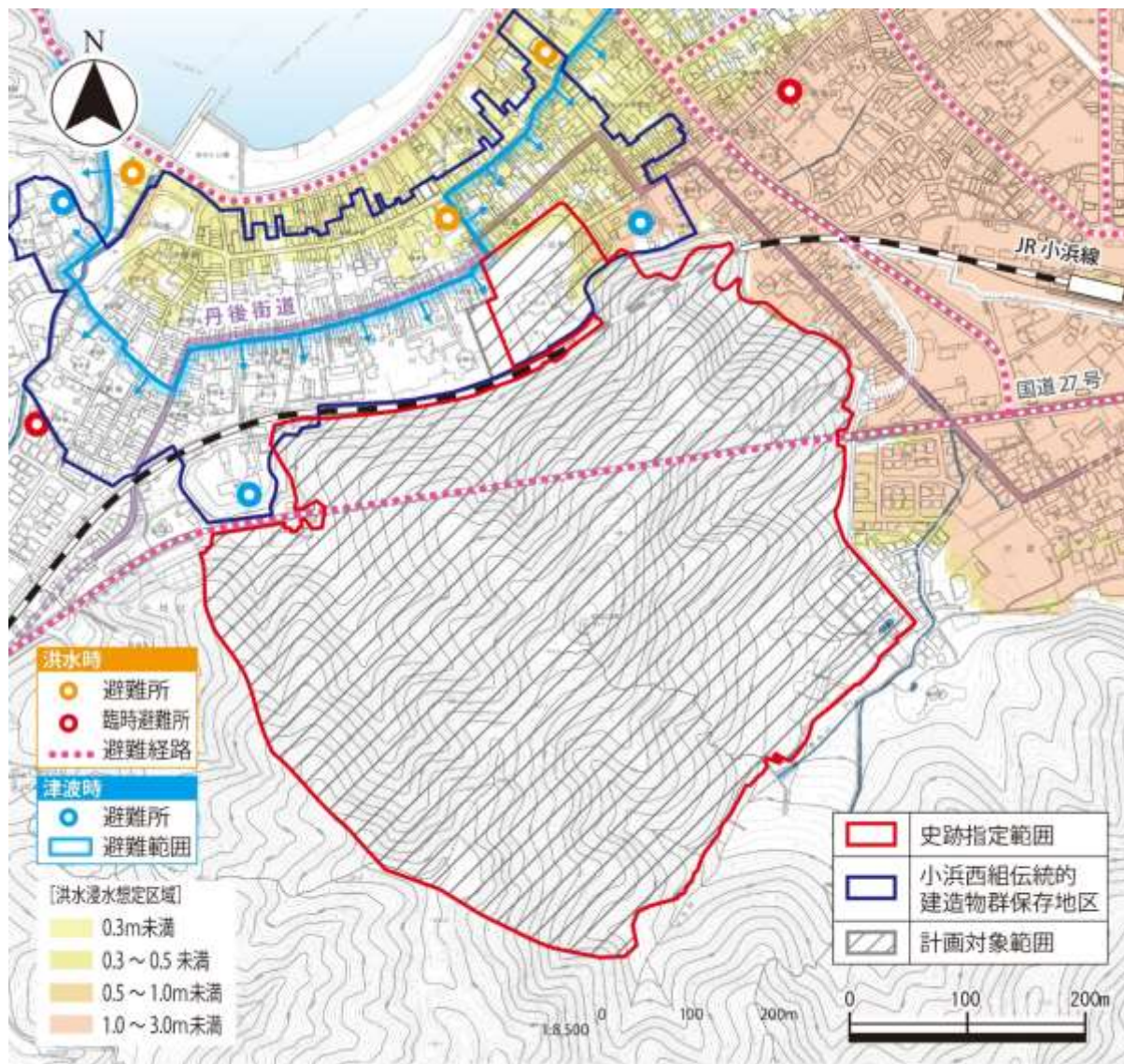
図2-21 土地所有

(小浜市都市計画図2500分の1を編集)

(6)防災・安全

守護館跡北側(小浜小学校校舎跡地部分)は、洪水時に浸水することが想定されている。活用整備において大規模な造成を行う場合は、浸水範囲の拡大や浸水が深くないよう十分配慮する必要がある。

地震による津波発生時に史跡指定地が浸水することは想定されていない。史跡指定地に隣接する八幡神社と常高寺が避難場所に指定されている。



(小浜市都市計画図2500分の1、洪水ハザードマップ[小浜地区]を編集)

図2-22 洪水・津波時の浸水想定区域

(7) 法規制

◆文化財保護法

文化財保護法により史跡指定されているほか、守護館跡は重要伝統的建造物群保存地区にも含まれる。

◆観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)

文化庁長官の認定を受けた小浜市文化財活用地域計画(令和2年3月策定)において、史跡後瀬山城跡を戦略的・優先的に保存活用を推進する重点区域に位置づけている。これにより国から法律上の特別措置や予算上の措置等の支援を受けることができる。

◆都市計画法 (図2-23)

史跡指定範囲の内、山城部分は都市計画区域の用途地域の指定のない区域(白地地域)で、守護館跡は第一種住居地域に指定されている。

◆森林法

森林において立木を伐採する場合、森林法第10条の8等の規定に基づき伐採届を提出する必要がある、行為に制限がかかる。

◆土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律 (図2-24)

基礎調査の実施は福井県が行い、図2-24のように、土砂災害警戒区域の指定を行う。情報伝達、警戒避難体制等の整備は小浜市が行い、小浜市域防災計画に反映させている。

◆福井県屋外広告物条例

福井県屋外広告物条例により、史跡指定地全域は第1種禁止地域に指定されている。

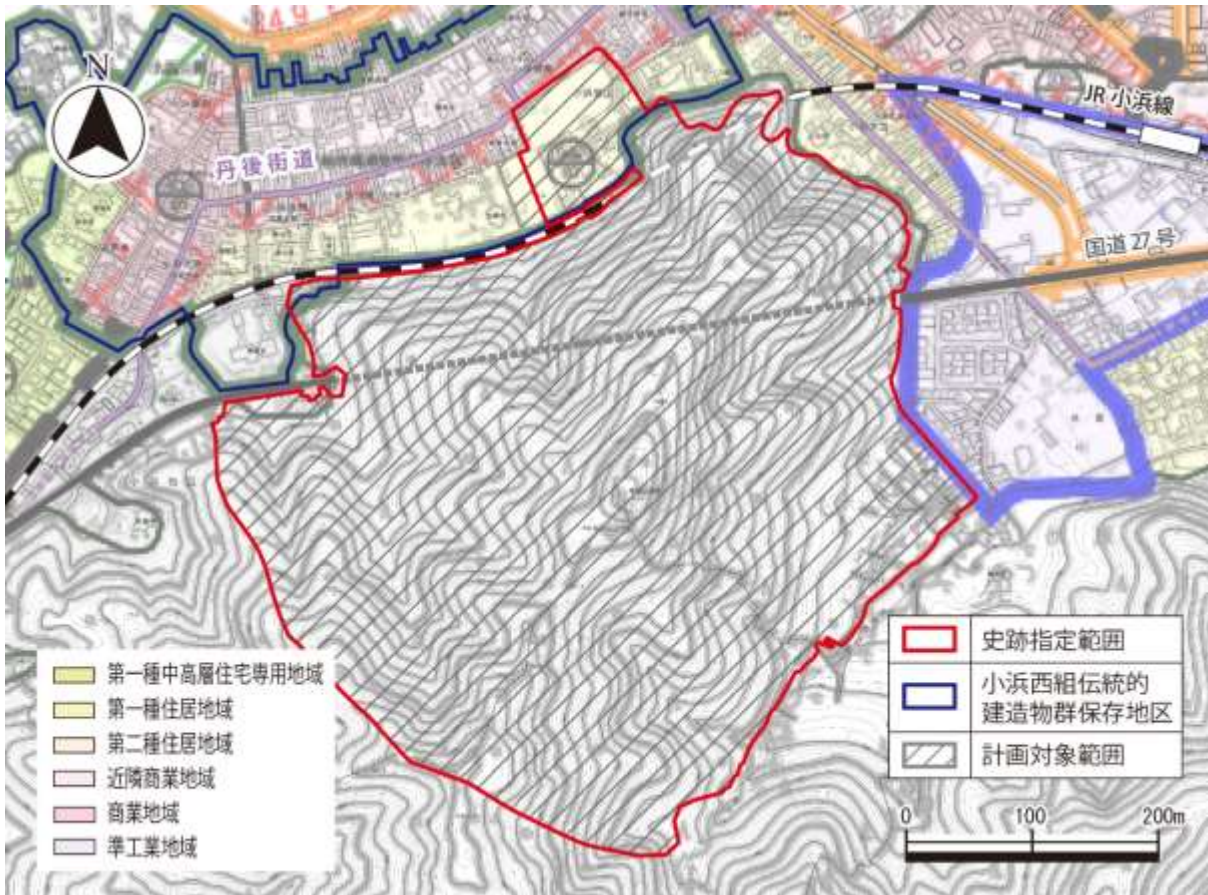


図 2-23 都市計画図 (小浜上中都市計画総括図 1 万分の 1 を編集)

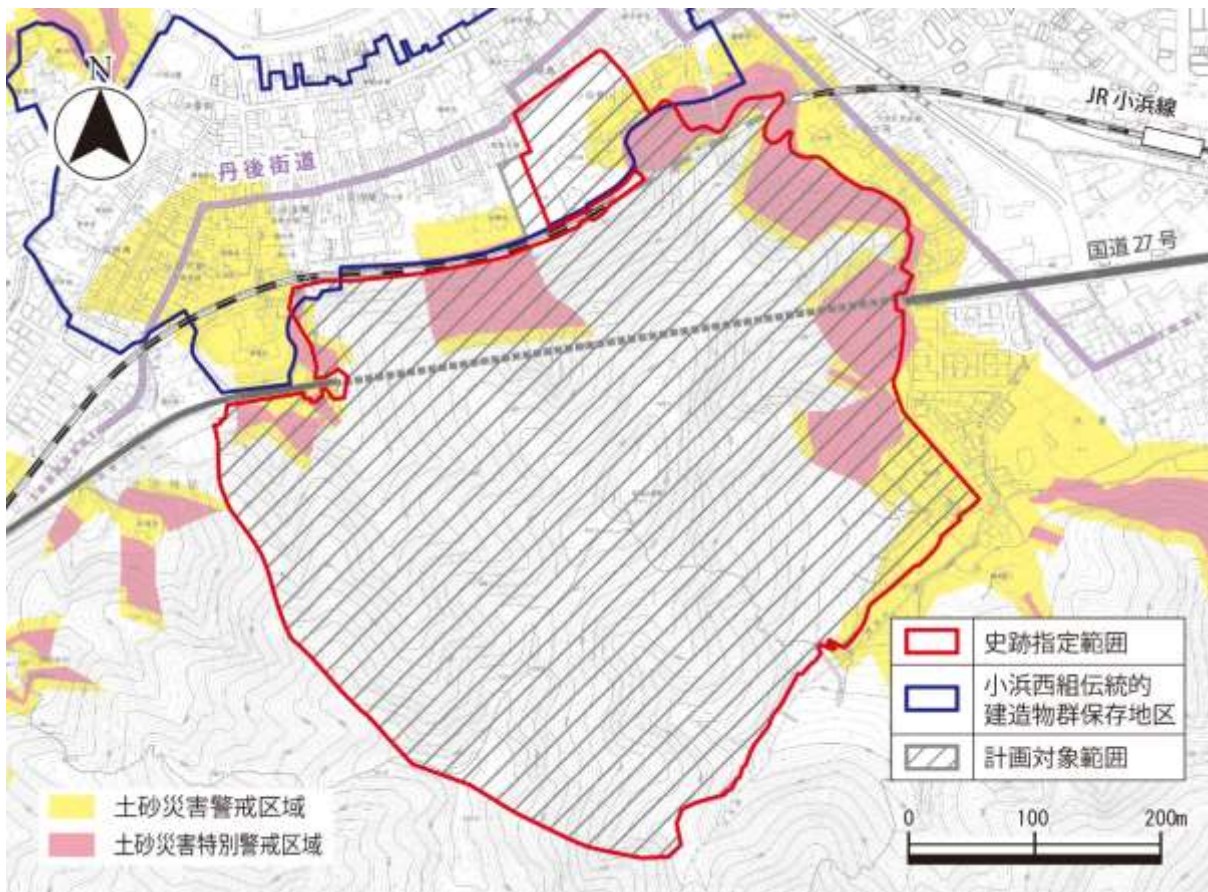


図 2-24 土砂災害警戒区域 (小浜市都市計画図2500分の 1 を編集)

第3章 史跡後瀬山城跡の概要

第1節 史跡指定の経緯

後瀬山城跡は、昭和62・63年度(1987・1988)の2か年にわたり、測量調査と発掘調査を実施した。山城全体を測量した結果、城郭の規模と縄張り^{なわばり}が明らかになった。概観すると山頂に三段から成る主郭を配し、北側へ延びる主峰上に郭を連続させ、市街地に面する北西谷間には小郭とそれを連結する横道が多数ある。主郭南側背後から西南・西斜面には、壮大な堅堀・畝状堅堀群が配置されている。2郭(山上御殿)の発掘調査の成果として、礎石建物^{そせきたてもの}や築山遺構^{つきやまいこう}、土塁^{どるい}等の遺構が確認された。

城郭の縄張り、遺構の保存状態が良好であることから、昭和63年(1988)1月に地権者の理解と協力を得て、山城部分と空印寺の境内地が小浜市の史跡に指定された。その後、平成4年度(1992)から国指定史跡への取り組みを開始して、5年後の平成9年5月23日国の史跡に指定された。指定基準は、[二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡]である。

国の史跡指定を受け、史跡後瀬山城跡の適切な保存と管理を図るため、平成12年3月に策定された『史跡後瀬山城跡保存管理計画』に続いて、『史跡後瀬山城跡環境整備基本計画I』を定めた。これらの計画に基づき、平成14～17年度に登山道や総合案内板、ベンチ、遺構説明看板の整備を行った。

後瀬山の北麓に所在するとされる守護館跡について、歴史資料から想定される小浜小学校を中心に平成18年度から発掘調査を開始した。平成20年度には小浜小学校をJR小浜駅の近くに移転し、本格的な調査を行った結果、守護館の西側と北側を巡る石垣を伴う堀跡や、守護館内では礎石建物や掘立柱建物^{どぞうじちよう}、土蔵状建物^{いしじきじちよういこう}と考えられる石敷状遺構^{どこう}、土坑^{こあな}、小穴等が確認された。これらの成果により平成28年10月3日、文部科学省告示第145号をもって追加指定された(図3-1)。

第2節 史跡指定の状況

(1) 指定告示(図2-21参照)

◆文部省告示第九十五号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、次に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成九年五月二十三日

文部大臣 小杉 隆

名称	所在地	地域
後瀬山城跡	福井県小浜市小浜浅間 同 小浜男山	九〇番ノ一 一番ノ二、二番ノ一、二番ノ二、二番ノ三、二番ノ六、三番、六四番ノ一、六四番ノ二、六四番ノ三、六四番ノ五のうち実測二一九・九七平方メートル、六四番ノ六のうち実測八六七・五四平方メートル、六四番ノ八、六四番ノ九、六四番ノ一〇、六四番ノ一一、六四番ノ一二のうち実測六〇一・七六平方メートル、六五番ノ一 九九番ノ一 一番ノ一、一番ノ二 一番、二番、三番、四番、五番、六番、七番ノ一、七番ノ二、八番、九番、一〇番、一一番、一二番、一三番、一四番、一五番ノ一、十五番ノ三、十六番ノ一
	同 小浜大宮 同 伏原四四号宮ノ道 同 伏原四五号蘭頭	一番ノ一、二番ノ一、三番ノ一、四番 一番 一番
	同 伏原五〇号小谷 同 伏原五四号扇手 同 伏原五五号秋月	備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福井県教育委員会及び小浜市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

◆文部科学省告示第百四十五号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣 松野 博一

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
後瀬山城跡	平成九年文部省告示第九十五号	福井県小浜市小浜男山 同小浜鹿島	一番三、二番二、二番四、二番五、二番七、四番、四番二、四番三、五番、六二番、六三番一、六三番二、八五番一のうち実測八三五・三二平方メートル 福井県小浜市小浜男山二番五に東接し同六一番三に西接するまでの道路敷、同四番三に北接し同六三番二に北接するまでの水路敷に北接する道路敷、同一番三に西接し同六三番二に北接するまでの水路敷のうち実測五〇六・九九平方メートルを含む。 備考 一筆の土地及び水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を福井県教育委員会及び小浜市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

(2) 指定説明

◆指定説明

後瀬山城は、歌枕の地としても著名な、後瀬山の先端部の港を見下ろす丘陵上に若狭国の守護大名・武田元光が一国支配の拠点として、大永2年(1522)に築城したものである。天正10年(1582)の武田氏滅亡後は、豊臣大名の丹羽氏・浅野氏・木下氏が城主となり、拡張と整備が行われたが、慶長6年(1601)に京極氏の小浜城築城により廃城となった。

雄大な遺構が連続して良好に遺存し、中世の若狭地方の政治史と城郭史を示す貴重な遺跡である。よって史跡に指定し、その保存を図るものである。

◆追加指定説明

後瀬山城跡は、若狭武田氏5代元光により大永2年(1522)後瀬山上に城が築かれて以降、丹羽・浅野・木下と支配者が変遷し、慶長5年(1600)の関ヶ原合戦の功績により若狭に入部した京極高次が後瀬山城を廃し雲浜の地に小浜城を築くまで、若狭国主の居城として機能した。

後瀬山城跡の調査は昭和62・63年度に小浜市教育委員会が行った。測量調査によりこの城は山頂に主郭を配し、それより北側に延びる主峰の稜線上に連郭をつくり、市街地に面する北西谷間には小郭とそれを連結する横道が多数つくられていること、主郭南側背後から西南・西斜面には壮大な堅堀・畝状堅堀群が配置されていること等、城郭の縄張り、遺構の保存状況が良好であることが明らかになったことにより、江戸時代の絵図等から想定される山麓部の守護居館の一部を含む範囲が平成9年史跡に指定された。

平成18年度から小浜市教育委員会は守護居館跡と想定されていた小浜小学校の移転決定を受けて、同校内の発掘調査を実施した。平成25年度まで継続的に行われた発掘調査の結果、守護居館の西側と北側を画すると考えられる石垣を伴う堀を検出した。館の規模は南北約130m、東西の長辺140m、短辺100mの台形に復元され、この規模は現在の地割から復元される近世の絵図に記された館の範囲と合致する。

館内部の発掘調査では、礎石建物、掘立柱建物、石敷状遺構、土坑等が検出され、これらは少なくとも三時期の変遷が認められ、若狭国領主の変更に伴い館の大規模な改変が行われた可能性がある。また、守護居館北側で土層に土墨痕跡が確認されている。出土遺物には土師器、国産陶

磁器、外国産陶磁器、金属製品、石製品等がある。

今回は山麓の館の範囲や内容が明らかになったことを受け、その部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。（『月刊 文化財』平成28年 9月号(第636号)〔第一法規(株)発行〕をアラビア数字に直して転載した。）

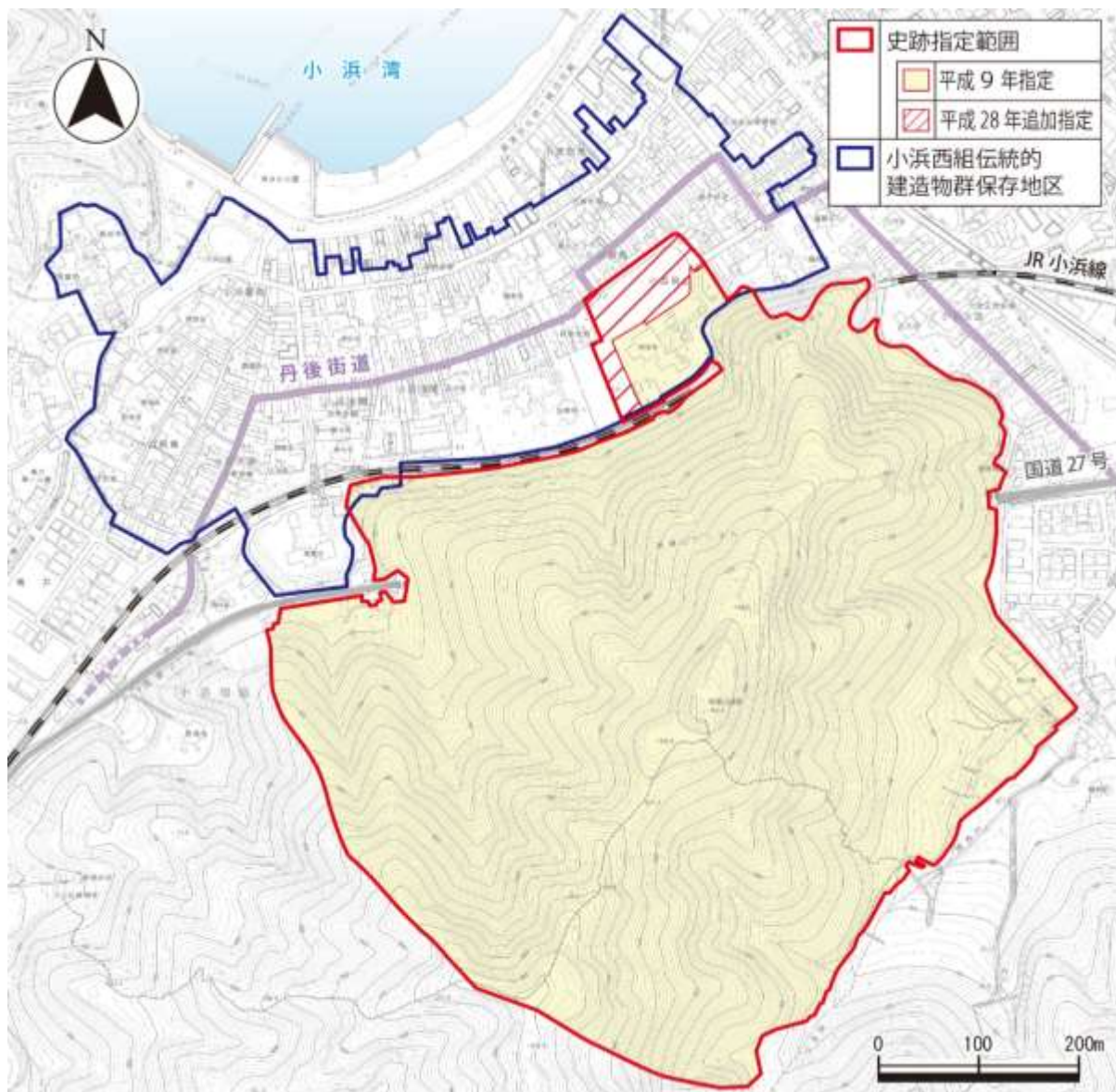


図3-1 範囲図 (小浜市都市計画図2500分の1を編集)

(3) 史跡管理団体の指定

史跡後瀬山城跡を管理すべき地方公共団体には、平成18年3月10日付け文化庁告示第5号により、小浜市が指定された。

第3節 調査の経緯

史跡後瀬山城跡の調査は昭和62年(1987)の測量調査から始まり、翌昭和63年度に2郭(山上御殿)の発掘調査を実施した。その後、平成18～25年度(2006～2013)まで継続的に守護館跡の学術調査を行った。各年度の調査概要を表3-1にまとめる。

表3-1 年度別調査一覧

調査年度	調査概要
昭和 62年 (1987)	後瀬山の測量調査を実施
63年 (1988)	2郭の発掘調査を実施、礎石建物、土塁、築山等の遺構を検出
平成 3年 (1991)	旧小浜小学校北側の市道部分の調査で堀跡を確認
18年 (2006)	T1で堀跡の守護館側に石を積んで石垣としているのを確認
19年 (2007)	家臣の屋敷地として使用されていた可能性があるため確認調査を実施したが、近世から現代の遺構・遺物を確認したに留まる。
20年 (2008)	T1とT2で西側堀跡を確認している。T1は堀幅約5.2mを測り、大型石材を5段分積んでいる。
21年 (2009)	T2とT3で北側堀跡を確認している。T2は石材を4段分確認
22年 (2010)	T1で北側堀跡、土塁、石敷状遺構、礎石建物、掘立柱建物、柵、土坑、小穴等を確認
24年 (2012)	T1で南北に主軸をもつ礎石建物を確認している。小型の石材を敷設しており、その上に粘土を敷いている。
25年 (2013)	T1で海拔2.3m付近から溝、土坑、小穴を確認している。また、海拔2.0m付近で建物礎石と溝、小穴等下層遺構を確認。T2では南北に主軸をもつ礎石建物跡が検出されており、2間×3間の建物プランで方形の石組み遺構を伴う。

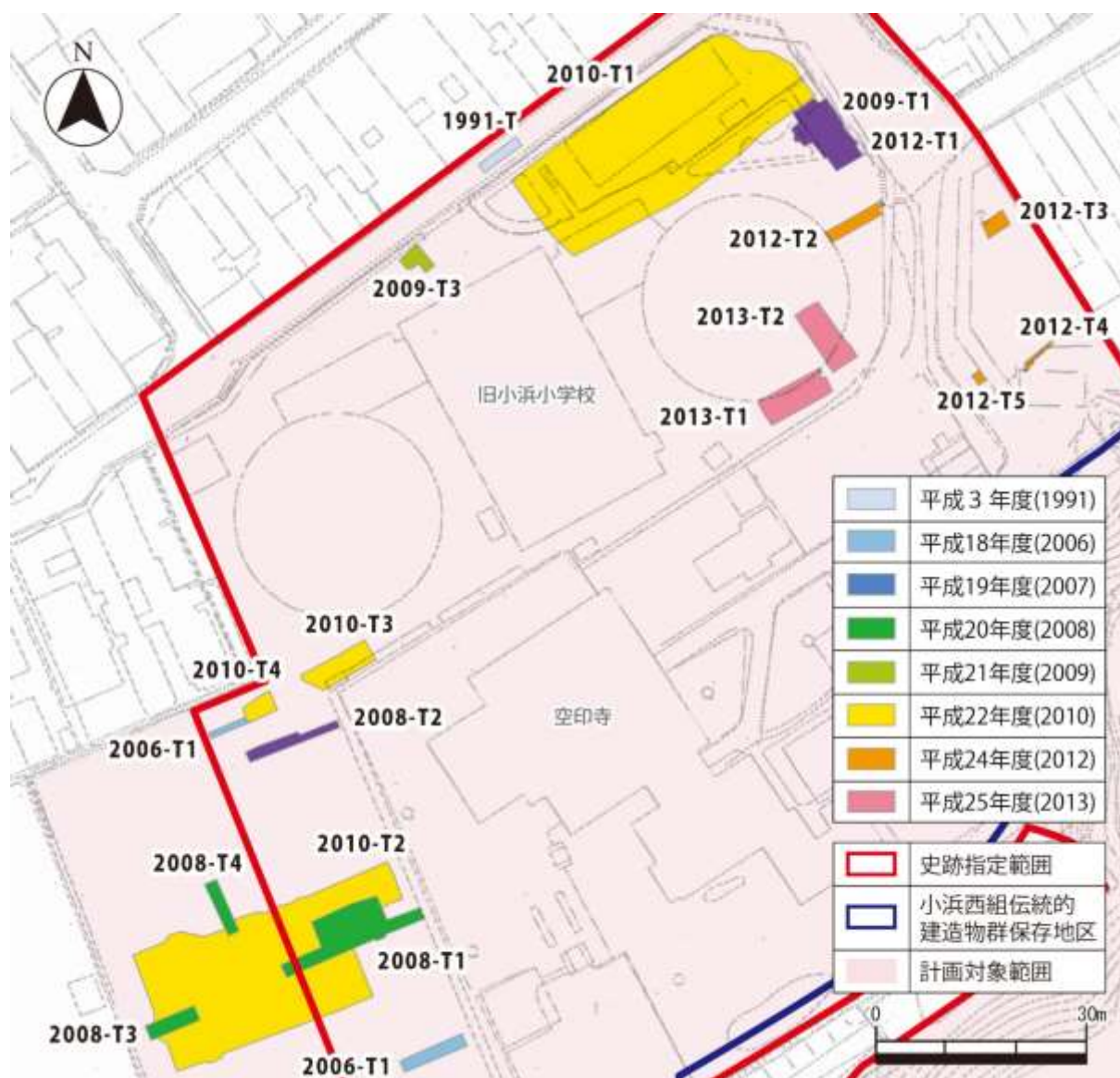


図3-2 守護館跡の発掘調査箇所

第4節 遺構の概要

(1) 山城部分

後瀬山城は、小浜市街地の南西に位置する後瀬山に築かれた。後瀬山は、標高168.53mとそれほど高い山ではないが、港湾都市小浜の背後にあり交通の要衝の丹後街道を見下ろす位置にある。山城部分では、これまでに山全体の測量調査と山頂付近の2郭(山上御殿)において発掘調査を行った。

1) 測量調査

昭和62年度(1987)に山全体の悉皆調査と測量を行い、その成果を『後瀬山城—若狭武田氏居城の調査—』(1989)にまとめている。この調査報告書によると、後瀬山城跡の遺構は小浜市街地の南側・後瀬山の山頂稜線と西側斜面に多く残されている。後瀬山城跡の郭遺構(平場)は大小合わせて139か所が数えられるが、城郭の各名称については残されていないことから、便宜上①～⑳のブロックに分けて遺構の性格を考察している。

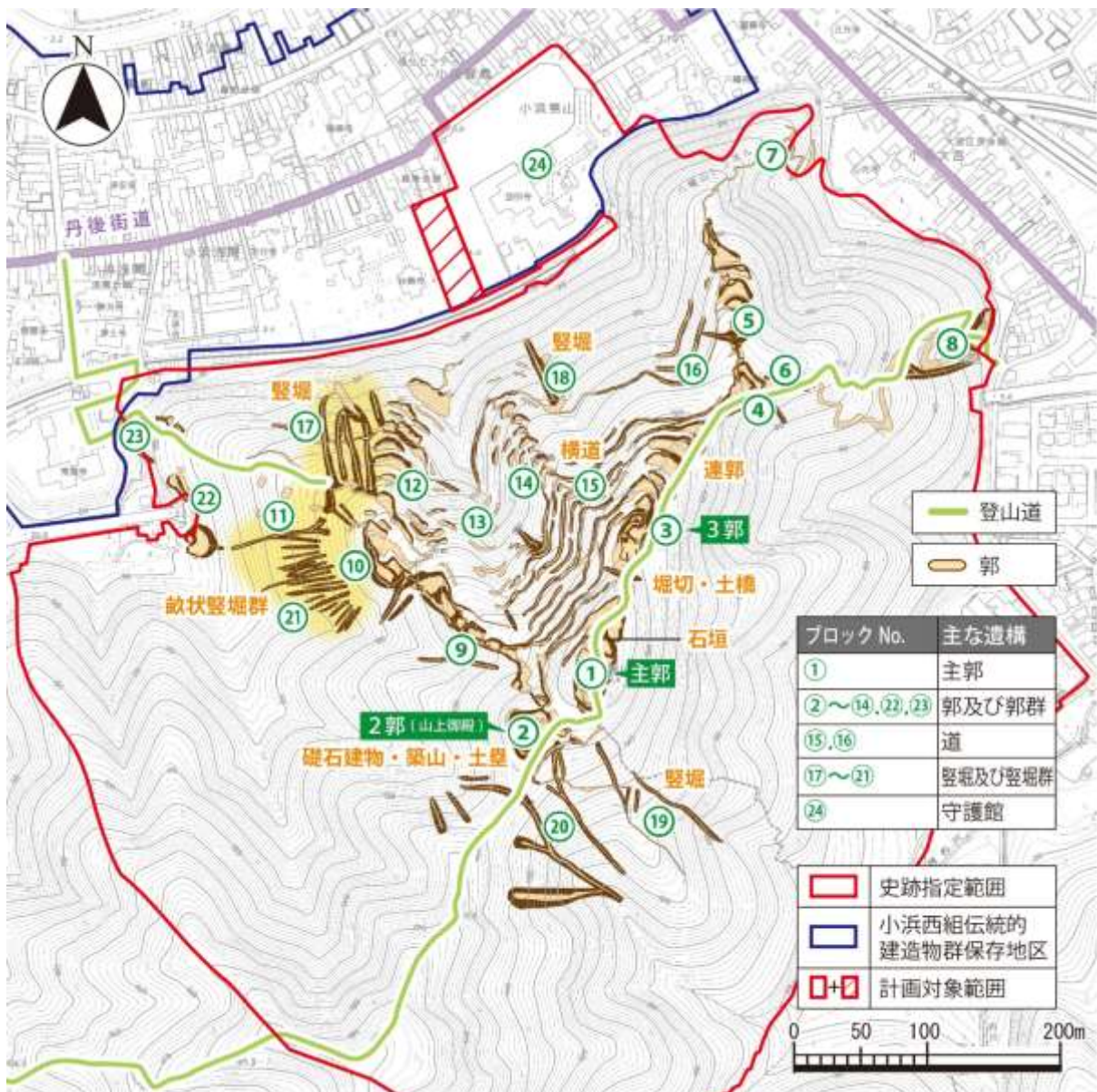


図3-3 縄張図

(小浜市都市計画図2500分の1を編集)

表3-2 『後瀬山城－若狭武田氏居城の調査－』における遺構の区分

ブロック No.	主な遺構	内 容
①	主郭	山頂を削平して3段の郭で構成され、石垣を伴う。この石垣のうち、内側石垣は愛宕神社創建時の元和元年(1615)に築いたと考えられる。外郭の石積みは築城当初のものではなく、天正10年(1582)丹羽長秀の命によって補強されたものと推測される。
	石垣	
	堀切	
	土橋	
②	2郭	主郭の西南にやや屈曲して張出した尾根上にあり、そこを削平して造成されている。主郭との間は約20mあって幅広い堀切で遮断され高低差は10mにも及ぶ。2郭の東側裾郭には通路があって、郭の終焉に連続するが、2郭背後の法面か裾から約60mにわたる馬背状平坦地をつくる。これよりさらに上昇する次峰との間に壮大な堅堀群でもって遮断し厳重な背後防備を整えている。また、これに伴う通路は幅50～70cm内外の土橋を形成し、両側面はカットして堅堀となる。この郭の西南下方には幅2mの帯状郭を付属させ、主郭との間を画する堀切北側の西南には一部階段状の通路となり、ブロック⑨及び主郭北側3段目へと接続する。階段状通路の下方は2条の小堅堀が設けられ、下辺は谷間の平地につながる。 2郭は不整台形状を呈し、上底17m、下底28m、高さ28mを測り、各辺は概ね東西南北に面する。周辺施設をみると、まず、この郭への通路は東北隅斜面にあり、一部に階段状の遺構が認められる。この通路は北西に派生する支尾根上に形成されたブロック⑨・⑩に接続するとともに、主郭西縁を巡って主郭3段目につながっている。また、南辺法面下(比高差6m)には尾根上方に連絡する通路があり、数条の堅堀とこれを跨ぐ土橋とが付設されている。北西隅3m下には小規模な帯状郭が設けられている。
	礎石建物	
	築山 土塁	
③	3郭	主郭との間を堅堀で区画し、それより階段状に連郭7段で構成される。堅堀に接する上段郭は当郭群中最も広い平場を占有するが、先端部分の半分近くが攪乱されかなりの掘り込みが認められる。この次郭は三角形となるが西側ではブロック⑨と結ぶ横道が付けられ、3段目も同様の形態がみられる。4段目は小平場となり5・6・7段へと下降する。これら郭群は当城尾根上の郭としては比較的広い平場を形成するもので、各自の段差は2～3m内外となっている。
	連郭	
④	郭	主峰連郭の最先端となり、これより左右に分離する枝峰郭の拠点的位置にある。郭は扇状の形を示し、先端郭には一段下がり帯状郭を付属させる。中央谷間やや下がり堅堀の所在が確認されている。特に西側壁はほぼ直立して見事な調整がみられ、かなり手を加えたことがうかがわれる。
⑤	郭	ブロック⑤ではブロック④との間に壮大な堅堀を設けて一線を画し、小郭3段を経てやや大きい円形の郭を3段形成する。その先に三角形の先端郭を付属させるが、ここは戦時中島がつくられていたという。それより八幡神社裏山へ向かって下降する尾根道となるが、この道は両側を削って調整された形跡があり、長い土橋的要素が強く感じられるもので決して自然地形ではない。

ブロック No.	主な遺構	内 容
⑥	郭	ブロック④より枝分かれして下る北尾根のブロック⑥には、6段の小郭が断続的に配し92mラインまで下降する。
⑦	郭	北東尾根の先端部にあり、東側谷間心光寺 <small>しんこうじ</small> に向って三角形の平場をつくる。尾根筋は急傾斜するが、この部分は若干緩やかで谷間からの攻撃に備えたものと考えられ、眼下を丹後街道が通るため、必要な防備であったと推測される。
⑧	郭	東側最下方のブロック⑧もブロック⑦と同様で、ここでは谷間に幅約10m、全長65mにも及ぶ堅堀を付属させ、最下部の尾根にかなり広い平場をつくっている。この堅堀は当初谷の流水による自然形成かと考えたが、上部に小郭をもち二股に切り込まれていること等から堅堀と判断した。堅堀北辺の先端郭はまったく独立して存在し、急斜面を削り取って造成したことがうかがわれ、ここからは丹後街道はもとより直線的に城下へ入ってくる経路が望見され、見張りの死角を補う重要な位置を占める。また巨大な堅堀は堅固な城と思わせる効果を狙ったとも推測される。この郭は当城で最も低い位置にあり、海拔14mとなっている。現在この地点から山頂まで幅広い登山道がつけられているが、築城当時及び城の存続中は存在しなかったと思われる。道は3郭～主郭の側面を通っているが、城攻めに有利になるようなものを設けるとは考えにくいことから、神社創建に伴って新たに設けられたものと考えられる。
⑨	郭群	主郭西側に張り出す枝峯尾根筋に6段で構成される城郭で、地形上の理由と思われるが最下段を除き狭い平場となっている。南側谷間には長大な堅堀を配す。最下段はブロック⑨で最も広い平場を有し、ここからは谷間の横道を通り3郭に至る連絡路がつけられている。
⑩	郭	この尾根筋で最も完成された一郭で、また広い空間を占有する。ブロック⑨との間は幅8mの堀切で遮断して堅堀につながり、ここではその上部にも堅堀を付属させるが、反対側ではきわめて短い堅堀をつくり、その下部内側にはブロック⑩への下降通路がつけられている。この郭の東側は堀切に面して土塁をつくり、それは南側へ外周して先端にいたるが先端部分はさほど高くなく順次最下段へと下降している。おそらく通路兼用であったと考えられる。内側では東側土塁に接続して長方形に突出する城台 <small>じょうだい</small> を配し、北西谷間側には約2mの段差で平場を設け、ブロック⑩を見下ろす構造となる。外郭側面と内側防備を意識した城郭機能としてよく計算された設計であることがうかがわれる。土塁の外側(西南)は緩斜面の法面となるため17条の畝状堅堀群 <small>うねじょうたてぼりぐん</small> を配備し、側面の防備をより強固にしたことを示す。さらに西側終焉には壮大な堅堀があり、この堀が畝堀 <small>そしゅう</small> の阻障効果を増大させている。ブロック⑩をめぐる防備施設からは、この郭が戦略上いかに重要視されていたかを知ることができる。

ブロック No.	主な遺構	内 容
⑪	郭	堀切の前方尾根筋につくられた補助郭で断続的に設置され、この間の堀切は幅約6mとなり左右に流れて堅堀になる。ここへはブロック⑩先端斜面の堅堀2条が接続するがさほど大きくない。
⑫	郭群	ブロック⑩から谷間内側へ湾曲して断続的に左右段差をつけながらつくられており、最下段が最も広い。かなりきつい斜面を削平して造成され、段差は大きく全体に狭い平場となる。各段の通路は細く図示できないほど崩れているが痕跡は認められる。平場は単調な整形である。最下段から山裾空印寺 <small>くういんじ</small> に向けて降りる道があり、現在も部分的に残るが、大正年間の小浜線敷設工事によって登り口は削られ消滅した。空印寺から旧小浜小学校跡地にかけては城主武田氏の館跡が所在したとされており、この道がかつての大手筋であったと推測される。
⑬	郭群	主郭から谷間に向けて断続的に設置された帯状の小郭群である。
⑭	郭群	3郭から下る尾根上にはほぼ三角形の平場を連続させ、それらには明らかに通路と思われる連絡路を付属させている。ブロック⑭の最下段ではブロック⑫最下辺に下降する細道があり、ブロック⑰～⑮にいたる横道にも接続する。これらはいずれも市街地側、つまり館を攻撃してのち山城へ攻め上げるパターンを予測して設置されたと考えられる。
⑮	横道	主峰の西南斜面に縦・横につけられた道で、幅は広い場所で2mにも及ぶ部分もあり全てが繋がっている訳ではない。郭間を接続するものとしてはブロック⑤～⑮～⑱～⑫～⑰へと、ブロック③～⑨、④～⑭の三本であって、その他は上・下段差をつけ道を寸断させる等複雑な配置を見せている。
⑯	道	ブロック⑮とほぼ同様の性格を有し、こうした数段以上の横道をもつ山城は全国的にみても殆ど管見されず、当城の特異な形態といえる。これは道としての機能もさることながら、むしろ防備を主たる目的としたもので帯状郭と同じ性格を有すると推定される。こうした機能の発達したのが碎導山城 <small>さいちやまじょう</small> (高浜町)にみられる雛壇状遺構 <small>ひなだんじょういこう</small> ではないか。この施設は近江の山城に多く用いられている。これらの横道は江戸時代においてすべて防備設備として記録されている。
⑰	堅堀	ブロック⑰は当城中もつとも壮大な堅堀を形成するもので、ブロック⑩の下辺とブロック⑫の西側に沿って4条が連続して設置され、うち東・西両端の堅堀は幅約10m、長さ75mにも達する。深さは双方とも現状で約4mとなっており、堀の上部がより深い。中央の2条はこれよりやや劣るものの見事な堅堀群である。この堀の上部には郭から11郭の尾根筋先端に廻る道があり、堀の中段にも4条を横断する道がつけられ、これはブロック⑫～⑭の下辺、ブロック⑱～⑮を経てブロック⑤に通る最長の横道となる。

ブロック No.	主な遺構	内 容
⑱	豎堀	壮大な豎堀で、上部にかなりの平場をもつ。
⑲	豎堀	主郭東南尾根筋から発心寺谷間 ^{ほっしんじ} に向ってつけられた延長90mにも達する豎堀である。2条段違い設置され、下側下辺は道となり、尾根筋を谷間まで下ることができる。
⑳	豎堀群	2郭の南西下方峰と次峰にいたる尾根筋を中心につくられた豎堀群で土橋の左右に流れるが、東南側より顕著である。このことは発心寺谷間を意識しており背後の防備を強固にしたことがうかがえる。ブロック㉑の中央豎堀は三股となり最大延長は110mとなる。
㉑	畝状豎堀群	最短15m、最長50m、平均数値は40mとバラエティに富んでいる。後瀬山城の場合ブロック⑧・⑰・⑱・⑲・㉑等の壮大な豎堀は築城当初に設置されたと考えられる。畝堀の設置年代については永禄年中に城郭整備 ^{えいろく} の行われた可能性が高い。
㉒	郭	西側谷間につくられた一郭で一部国道27号線で切断されているが、左右一体をなすものである。常高寺裏山墓地 ^{じょうこうじ} からの道があり、この辺りがかつての平場であったことも考えられる。
㉓	郭	ブロック㉑はブロック⑩より北西に延びる枝峰先端の遺構で豎堀に小郭を付属させる。いずれも規模は小さい。この場所は旧丹後街道を見下ろす位置にあり、西側からの進攻に対する見張所として設置されたことが考えられる。



後瀬山城遠景



主郭石垣



郭(平場)



豎堀



堀切



土橋(両側は豎堀)



谷の中道



畝状豎堀群



2郭近くの堀切

図3-4 山頂部・山腹部の遺構

2) 発掘調査

発掘調査は、主郭に匹敵する広大な郭で、石材の散布や土塁の存在が確認されていた2郭において実施された。

検出遺構には礎石建物跡とこれに伴う玄関遺構、土塁、築山、不正形土坑(大きい穴)2基等がある(図3-5)。また、郭縁辺部の断ち割りによって削平土砂による郭の拡張も確認した。

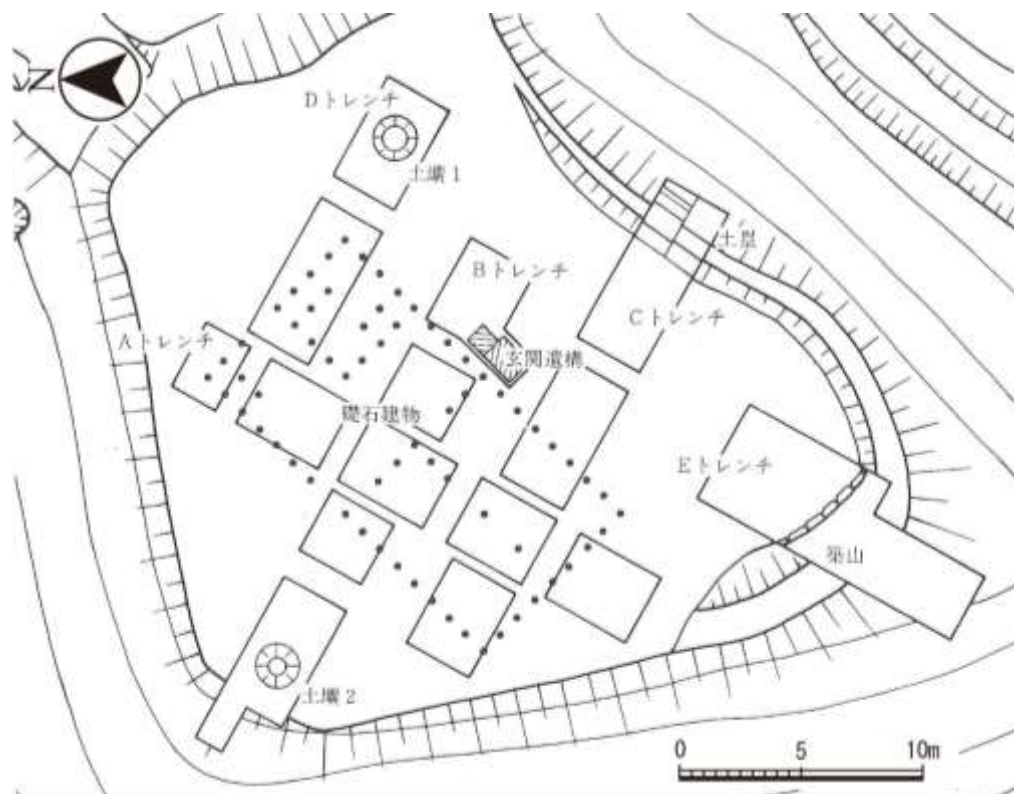


図3-5 2郭遺構配置図 (『後瀬山城—若狭武田氏居館の調査—』1989より)

■遺構

<郭の造成と土塁>

2郭は尾根頂部を削平することによって平坦面を得るとともに、削り出された土砂を周辺斜面に出し、何層にもわたって突き固めながら積み上げ、より広い平坦面を造成している。郭造成面には2面ある。Bトレンチ北端では2層淡茶褐色土層を挟んでこの2面が認められた。下位の第1期造成面では削平された地山の端部より外方へ約2m拡張部が張出し、郭法面は水平距離1.5mの間に幅20cm前後のテラスを等間隔に2段造り出す。これをさらに3段程度繰り返した後、小規模な帯状郭につながる。第1期拡張部の盛土は深さ70cmの間に8層を認め、特にその上部は叩き締められた水平な薄い層の集積からなっている。第2期造成面は第1期の地山削平面から拡張部および法面にかけて、比較的厚い単一の盛土で造成されており、第1期の拡張部造成のような薄い層を集積する工法や法面を段状に整形する手法はみられない。また、両期とも郭縁辺に柵列等の遺構は認められなかった。Cトレンチ南端でも2期の造成面とそれに対応した2基の土塁を検出した。第1期の造成拡張部は削平された地山端部より3.5m張出し、そこから法面が造られる。

この地点ではBトレンチとは異なり、拡張部最終盛土(7層)が地山削平面を広く覆い、郭を平坦化する^{垂い}整地が丁寧に行われたことがわかっている。第1期の土塁1は拡張部端に約25cm幅の帯を残してその内側に築成されている。断面台形を呈し、上面幅80cm、基底幅180cm、高さ35cmを測る。土塁断面は4枚の薄層に分層され、それぞれ堅く叩き締められている。土塁上面及び内外縁

辺には付随する遺構は認められない。

第2期の造成はBトレンチで確認した状況と同様に単一土層(2層)によって第1期造成面全体を覆い、土塁1の上に土塁2を築成している。土塁2は断面蒲鉾状をなし、外側斜面は若干傾斜角を変えて郭法面に連続し、段状の整形は認められない。基底幅240cm、高さ50cmを測る。土塁2にも付設遺構は存在しない。土塁2の盛土2層より瀬戸美濃焼の鉄釉茶入れと土師質火桶とが出土している。Bトレンチ、Cトレンチの双方で確認した2期の造成面は造成工法及び法面整形方法の類似からそれぞれ同一時期の所産として対応するものであり、2郭全体として2度の造成工事が行われたことがわかる。

<礎石建物>

2郭中央やや北寄りに礎石建物跡1棟とそれに付属する敷石玄関遺構とを検出した。長軸方向はN46°E、玄関遺構を挟んで郭南辺の土塁と平行する。また、築山は礎石建物跡西半部の南方に位置する。記述の便宜上玄関遺構に接する礎石列を建物南面とする。

礎石建物跡の規模は東西15.31m(50.5尺)、南北7.75m(25.6尺)柱間数は東西8間、南北4間である。東西南北4面の礎石と短軸中央、東第5柱筋とは同一柱間で全ての位置に配置され、東第3柱筋もかなりなズレを見せるが同様な配置がなされる。一方、長軸中央の棟筋の礎石列では東第4柱筋に当たる位置に礎石が置かれていない。また、四辺の礎石間には東面北第2間を除いて半間毎に束石と思われる礎石よりはやや小振りな石が配置される。棟筋及びそれに直交する中央柱筋にも所々に置かれるが、特に棟筋と東第3柱筋、東面、南面で囲まれる範囲には規則性のある配列が認められる。礎石及び束石に用いられた石材は上面の平坦な自然石で、棟筋中央のひときわ大きな礎石(60×30cm)が河原石であることを除けばすべて山石である。

東面北第1間から北面東半部にかけての礎石間に不揃いではあるが狭間石であったとみられる石列がある。すべて角礫が用いられ、大きさも様々である。また、後述する玄関遺構に接する南面西第4間にも同じく狭間石の名残りが認められる。

礎石上面の高さは南北に水平で東西では西に向かって順次低くなり、東面と西面との比高差は12cmを測る。建物検出面の断ち割りを行っていないため明確なことは言えないが、郭北端と南端で検出した地山面の水準からみて、礎石は地山削平面に据付けられたものと思われ、礎石上面の高さの差は当初からのものと考えられる。

柱間寸法は南面両端礎石の心々を計測して191.4cm(6尺3寸)という数値が得られる。さらに隣り合う礎石間に分割してその距離の最大・最小値を除き平均すると191.3cmとなり、一層6尺3寸に近似する。ところで西面の両端礎石で柱間寸法を求めると194cm(6尺4寸)となるが、隣り合う礎石間個々の距離には最大12cmの差があり、バラツキが大きい。よって、ここでは6尺3寸が柱間寸法の基準として用いられたと考えておきたい。

南面東第4間・第5間の前面、距離約60cmのところ敷石玄関遺構2基を検出した。平面的には接しつつ、盛土の薄い層を介在する。この層は土塁2の盛土2層にあたり、下層の敷石は第1期造成面上層の敷石は第2期造成面に造られている。礎石南面東第4間に対する下層の敷石1は1×1mの方形をなし、南西部は敷石を欠失する。使用石材は10×20cm程度が大半で25×30cmのものをまじえる。また、同一個体の平瓦2片を敷石に転用しており修繕が行われたようである。瓦がこの修繕時には郭内に持ち込まれていたことは、礎石建物の屋根の構造はもちろん山城や居

館における瓦使用の開始を考えるうえで重要である。上層の敷石2は南面中央礎石に向い、1.8×1.5mを測る。やはり南西部を欠失する。使用石材は下層に比して大振りである。

礎石建物に対する玄関の位置関係を考えた時、南面東第4間に相対する敷石1がこの礎石配置に適合する玄関位置であろう。そのとき建物の間取りは建物西半部と東南隅の四間、そして残りの鍵形の部分と大きく3区分されるであろう。それに対して敷石2は中央礎石に向うため、ここに柱が立つとは思えない。よって敷石2の段階の建物は以前の礎石を利用しつつ、建替えによって大きく構造を変化させたと考えられる。このことは南面と北面で東石の形状が異なり、南面の東石としたものが礎石とかわらない大きさを有する点も認められる。東石をより大きな石と交換して礎石にかえたものがあるためであろう。玄関遺構も含めて敷石1、2にそれぞれ対応する建物を礎石建物1期、2期とする。

礎石建物は築城当初から存在し、その当時は多分板葺であったと想定される。天正期に何らかの構造改築が実施され、文禄2年(1593)木下勝俊が後瀬山城主として入部した以後、建物に留まらず、南側土塁を高くし、玄関もやや西へずらして敷設する等、従来の建物構造を大幅に改造したことが考えられよう。

<築山>

築山遺構は郭西南隅にあって幅12m、奥行6.9m、郭平坦面との現比高1.3mを測り、すべて盛土によって造られている。築山東端は連続的に土塁に続き、背後は段状整形の痕跡を残しながら郭法面^{のりめん}に移行する。築山内面は石積みによって化粧されていたが、残存していたのは裾より60cm程度の石積み1段目までで、それより上は裏込め石が露出し、築山前面の郭内には崩落した多量の石材が散乱していた。前面の石積みを保存して背後を断ち割ったところ、旧表土の腐食土を含む多数の盛土層下に不整合に接する地山を検出した。築山は平坦に削平した地山に改めて土盛りし築成されている。小単位の盛土を数多く積み重ねる工法や背面の段状整形等は土塁1や第1期郭拡張部造成に類似し、第1期郭造成時に築山も築成されたと思われる。なお、築山前面には庭園の造作はみられない。

以上でみてきたように2郭の郭造成と遺構には築山を除いて各々2時期あり、それぞれが対応して2郭全体を2期に時期区分することが可能である。当初の第1期郭造成時に土塁、築山が築成され、郭中央には敷石玄関1をもつ礎石建物が建てられた。さらに玄関敷石の一部に瓦片を転用することに表象された修繕が実施された(第1期)。そしてある時郭全体が再整地され第2期成面と土塁2が築成された。礎石建物は第1期の礎石の大部分を利用しつつも、建替えによって建物本体の構造を変え、敷石玄関2が付設された(第2期)。

■遺物

遺物は2郭にある場所に集中するような事はなく、ほとんどが郭の南部に散在していた。遺物の種類は陶磁器では青磁・白磁・染付^{そめつけ}・瀬戸美濃焼^{せとみのやき}・備前焼・丹波焼等、瓦では丸瓦・平瓦、金属製品では銅銭・コハゼ・釘がある。この中で遺構から検出された遺物は土塁2の盛土から出土した茶入れと火桶だけである。遺構第1期に属するものであろう。三筋壺は南北朝期に遡るものと思われ伝世品であろう。

後瀬山城跡2郭の所属時期は土師皿や陶磁器より16世紀後半以降に比定することができるが、

さらなる年代の絞り込みは困難である。その中で瓦に着目すると、「摂津高槻城」によれば、コビキBの出現は天正11年(1583)頃であるとされる。後瀬山城跡でみられた丸瓦がすべてコビキBである以上、転用とはいえ伴った平瓦も先ずはその年代にあるものと考えerべきであり、平瓦が玄関敷石1の修繕に利用されていることで第I期遺構の存続年代の1点は、1583年以降1600年(廃城)までと捉えることができる。



2郭 礎石建物跡1

2郭 礎石建物跡2

2郭 玄関遺構

2郭 築山1

2郭 築山2

2郭 土塁

2郭出土 瀬戸・美濃焼1

2郭出土 瀬戸・美濃焼2

2郭出土 丸瓦

図3-6 2郭発掘調査状況および出土遺物

(2) 守護館跡

■発掘調査

山麓の守護館跡(『後瀬山城—若狭武田氏居城の調査—』では、ブロック④)の調査は、平成3年度(1991)に下水道敷設工事に伴う確認調査を実施し、以降平成18(2006)年度を第1次として、これまでに7次の調査を行った。(表3-1、図3-2)。

確認調査は市道に延長7m×幅2mの調査区を設け、以降の調査は主に旧小浜小学校跡地や校庭に調査区を設けた。第2次は妙興寺境内、第6次は空印寺境内にも調査区を設けているが、寺院境内においては明確な遺構は検出していない。

■遺構

平成3年度調査区北壁に焼土層等の積層が、そして南壁に石垣が確認された。北壁の焼土層の状態からこの地点は、最低3回の火災があったと考えられる。また南壁の石垣については、当初は石垣の表に見える石と推定していたが、その後の調査によって石垣の裏側であったことが判明

した。これらのことから、館跡北堀の北面石垣に伴うものと考えられる。

平成20年度(第3次)調査では守護館西側堀跡を確認している。堀幅は約5.2mを測り、深さは現地表から堀底まで約2.8mを測る。石垣は大型石材を5段分積んでいるのを確認している。なお、堀跡の堆積は粘土と砂が主体であり、湧水も認められることから常時水をたたえていたと考えられる。

平成21年度(第4次)調査では、守護館北側堀跡を確認しており、石垣天端を海拔3m付近で確認している。石垣には裏込めを施している。石材は4段分を確認しており、堀底から3段目までは長軸を東西にして据えているが、4段目のみ長軸を南北にして据えている。堀内の堆積は粘土と砂が主体というのは西側堀跡と同様である。

平成22年度(第5次)調査では2010-T1で守護館の北側を画す堀、土塁、石敷状遺構、礎石建物、掘立柱建物、柵、土坑、小穴等の遺構を検出している。土塁は西壁土層で痕跡を確認した。土蔵状遺構は主軸を南北にとっている。長軸5.8m×短軸3.8mの方形プランを持ち、東側に長軸1m×短軸0.5mの突出部を持つ大型の河原石を方形に敷いて、その中に小型の石材を敷き詰めている。この方形石列は建物の土台とみられる。遺構の境には平瓦を地面に突き刺すとともに、河原石より小型の石材を巡らせている。この石敷状遺構(土蔵状遺構)は端谷城跡や高屋城跡、堺環濠都市遺跡等で確認されている蔵構造建物に類似している。検出遺構は主軸の振れやレベル等から2～3時期に分けることができる。なお、平成20年度の調査では明らかにできなかったが、旧小浜小学校グラウンド調査区で西側堀跡の妙興寺側堀に1段だけ石材を据えていることを確認している。

平成24年度(第6次)では2012-T1で南北に主軸をもつ礎石建物跡を検出している。小型の石材を敷設しており、その上に粘土を敷いている。

平成25年度(第7次)調査では2013-T1で海拔2.3m付近から溝、土坑、小穴の遺構を検出している。また、海拔2.0m付近で下層遺構を検出し、建物礎石と溝、小穴を確認している。2013-T2では南北に主軸をもつ礎石建物跡を検出している。2間×3間の建物プランで、方形の石組み遺構を伴う。また、主軸とレベルの異なる建物プランが確認されており、複数時期の建替えが想定される。



図3-7 守護館跡遺構配置図

<堀>

これまでの調査で守護館跡については、西側と北側に堀を巡らせていることが明らかになっている。堀跡については、北・西側で幅約5m分を確認しているが、東側については未だ確認できていない。北側堀跡は兩岸とも石を積んで石垣としているが、西側堀跡の守護館側は石を積んで石垣とし、対岸(妙興寺側)は海拔1.5m付近で石を1段だけ疎らに並べている。

<土塁>

土塁は2010-T1の西壁土層で痕跡を確認した(図3-8)。土塁は幅8.8m、高さ0.9mを測り、北側石垣の裏込めの上から土を盛っている。



図 3-8 土塁跡断面図

<建物>

建物は礎石建物跡と掘立柱建物跡の両者が確認されており、建物プランが判然としないものも多いが、礎石建物跡は屋敷地の地割に軸を合わせたように建てられていることが窺える。また、平成22年度調査で検出された石敷状遺構は主軸を東西にとり東側に入口をもつもので、石の外側に瓦を地面に挿し込んでいる。被熱により赤化している部分もあり、土蔵状遺構と考えたい。

今後の調査結果により変更される可能はあるが、宗教法人空印寺境内に守護館の中核があると捉えたと、旧小浜小学校跡地で確認されている建物跡は、館を維持する上で必要な施設であった可能性が考えられる。



守護館跡 北側堀跡

守護館跡 西側堀跡石垣

守護館跡 土蔵状遺構

図 3-9 守護館跡発掘調査状況

■出土遺物

出土遺物として土師質土器、越前焼、信楽焼、備前焼、珠洲焼、瓦質土器、瀬戸美濃焼、肥前焼、白磁、青磁、朝鮮、染付等の陶磁器、硯や石臼等の石製品、小札、錢貨等の金属製品がある。

遺物の特徴等から14世紀から当地での活動が活発化していることが考えられ、15世紀になるとさらに出土遺物が増加する。武田元光が守護館を建設するまで日蓮宗長源寺が所在していたが、この長源寺の創立は康暦2年(1380)であることから、14～15世紀の遺物の多くは長源寺が活動していた時期のものと捉えることもできる。そして大永2年(1522)元光がこの地に守護館を築いてから丹羽長秀が若狭へ入部する天正元年(1573)までの時期が武田氏に関わる時期の遺物と考えられる。そして丹羽氏から木下氏までの時期が守護館として最後の時期と捉えることができる。その後京極氏・酒井氏の治世となりこの地は寺院として利用されるようになる。以上のことから、守護館跡の歴史的な土地利用の変遷は以下のように整理できる。

- 古代から中世前半の遺物が僅かながら認められる時期で小浜の黎明期
- 日蓮宗長源寺が所在していた時期で大永2年(1522)までの間
- 若狭武田氏館跡として利用される時期で大永2年(1522)～慶長6年(1601)までの間
- 若狭武田氏館跡ののち、寺院として利用される時期

■総括

—守護館の造営時期—

守護館の造営時期については、「長源寺文書」や「若狭郡県志」等から長源寺は初め後瀬山麓に所在していたが、大永2年(1522)に守護武田元光が後瀬山上に居城を築く際に移転させ、その跡地に居館を構えたとされる。その長源寺は日蓮宗寺院で京都本国寺の末寺であり、康暦2年(1380)本覚寺の僧日源の創建と伝える。

今回の調査で2013-T1下層遺構溝SD01から土師質土器皿や瀬戸美濃焼、青磁、白磁等が出土しており、土師質土器皿は鋤柄編年の皿H類、一乗谷A類が確認されている。瀬戸美濃焼では古瀬戸中期様式と考えられる折縁盤や後期様式Ⅲ期～Ⅳ期古の直縁大皿が認められることから15世紀中葉に、青磁・白磁から15世紀前～後葉に比定することができる。なお、前回報告で12世紀に遡る可能性のある遺物について紹介したが、それに伴う遺構は確認できていなかった。今回調査の2013-T1下層遺構溝SD01出土遺物はこの地の使用開始時期を考える上で重要な資料である。2013-T1下層遺構では礎石建物跡に伴うと考えられる石材を確認しており、この遺構面が長源寺に関わる遺構である可能性は十分にあると考えられる。その後数回の整地を行っていることが判明しており、



図 3-10 守護館跡出土遺物

2013-T1上層遺構の所属時期は越前焼甕や土坑SK03出土青磁碗等の編年を参考にすると15世紀末～16世紀中頃と考えられ、武田元光が長源寺を移転させた大永2年(1522)に近いことから守護館を造営する際に整地して2013-T1上層遺構を構築したとも考えられる。

— 守護館の規模 —

守護館の規模であるが、これまでの調査で西側と北側において守護館を区画する堀跡を確認しており、そこから守護館の規模は上底約100m、下底約140mの台形状を呈すると思われる。南北の長さは約130mを測ることから、面積は15,600㎡となる。このことは近世の絵図等からも裏付けられる。しかし、東側についてはその想定延長線上にある宗教法人空印寺境内に調査区を設けて調査したが、区画施設は明確に捉えることはできなかった。今後の課題である。

— 守護館の構造 —

守護館の構造であるが、寛文・延宝頃小浜町図や明治4年小浜町図等では西側と北側に堀を巡らせた施設と表現されている。この堀は平成3年度の下水道管敷設に伴う事前調査で北側堀跡の対岸に石を積んで石垣としていることが明らかになり、さらに平成18年度からの継続的な調査で守護館側にも石を積んで石垣としていることが確認され、堀の両岸に石を積んで石垣としていることが理解できるようになった。土塁については平成22年度調査で幅約9m、高さ約1mを測ることが明らかになっている。また、北堀石垣を築いたのち盛土して土塁としていることが明らかになり、守護館内で継続的に造成が行われていたことが確認された。宗教法人空印寺境内の西端に竹林となっている高まりがあり、これが土塁跡の可能性があり、防御の必要がなくなった近世以降もしくは小学校建設に際して削平された可能性が考えられる。守護館の中核部分の確認は今後の課題である。南側についてはJRの線路が走っているため詳細は不明であるが、山際まで堀は巡っていたものと考えられる。門遺構は近世絵図に八幡神社の通り側(守護館東側)に描かれており、橋脚も近世絵図で北側堀跡に2箇所描かれているが、中世段階まで遡るかは慎重な検討が必要である。

第5節 史跡後瀬山城跡の価値

史跡後瀬山城跡の価値は『史跡後瀬山城跡保存活用計画』にて明確にしているが、改めてその価値を整理する。

(1) 史跡の本質的価値

◆若狭守護武田氏により後瀬山上に築かれた若狭最大規模の城郭である

若狭国の守護大名武田元光たけだもとみつが一国支配の拠点として大永2年(1522)後瀬山上のちせやまに築城した。山頂に主郭しゅかくを配し、北側に延びる主峰の稜線上に連郭をつくり、北西谷間には小郭とそれを連結する横道が多数つくられている。主郭南側背後から西南・西斜面には壮大な堅堀・畝状堅堀群が配置されている。城郭の縄張り、遺構の保存状態が良好である。

◆後瀬山城ほくろくの北麓には守護館跡が所在している

山麓の守護館跡は、館の西側と北側を区画すると考えられる石垣を伴う堀跡を検出した。また、守護館北側で土塁痕跡の一部が確認されている。守護館内部から礎石建物、掘立柱建物、土蔵状建物、土坑等の遺構が検出され、これらは少なくとも3時期の変遷が認められ、若狭国領主の変更に伴い館の大規模な改変が行われた可能性がある。守護館跡の規模は南北約130m、東西の長辺約140m、同短辺約100mの台形に復元され、この規模は現在の地割から復元される近世の絵図に記された館の範囲と合致する。山城跡・守護館跡・港湾が一体で残されているところはほとんどない上に、中世以降の景観を良好に残すところに大きな価値がある。

◆中世の港町から近世の城下町への変遷を辿ることができる

小浜が文献に現れるのは文永2年(1265)であり、湊津としては暦応3年(1340)からである。また、町名が現れる最も早い例は応安2年(1369)で、寺院の創建年代の最も早いものは正応2年(1289)である。これらのことから、鎌倉時代後期には港湾都市小浜の基本的部分は形成が進んでいたと考えられる。その後も小浜に南蛮船が着岸したり、豊臣秀吉の朝鮮出兵に際して兵糧米を肥前名護屋に送ったりする等、歴史上重要な位置を占めている。

京極高次きょうごくたかつぐにより小浜城下町の整備が行われ、北側と南側を河川に挟まれた雲浜うんびんの地に小浜城を築城した。そして城の周辺を武家地とし、湿地を埋め立てこれまで守護館のあった後瀬山北麓周辺を町人地とし、町人地の西と南西部に寺町を形成した。京極氏に代わり若狭に入部した酒井氏によりさらに整備された小浜は、近世前期の街路構成ならびに近世末期の地割を良く残し、近世から近代に建てられた商家や茶屋、寺社等商家町や茶屋町、寺町が併存する近世城下町の歴史的風致を今日に良く伝える。

(2) その他の価値

◆周辺に多くの寺社等が所在している

若狭守護が一色氏であった時、室町幕府3代将軍足利義満が丹後遊覧を行った際に泊まった玉花院は現在の東光寺とうこうじに比定されている。その他武田信親たけだのぶちかが開基である栖雲寺せいうんや武田元信たけだもとのぶ建立の仏国寺ぶつこく、武田元光が再興し隠居し、元光の墓塔も築かれた発心寺ほっしん、京極高次夫人常高院きょうごくたかつぐ創建の常高寺じょうこう等多くの寺社が所在する。後瀬山麓の寺社は方形区画を想定することができるものがあり、一族や家臣を住まわせていた可能性も考える必要がある。

◆後瀬山城は古来多くの歌人に詠まれた名山である

後瀬山は古くは『万葉集』の坂上大嬢さかのうえのおおいらつめと大伴家持おおとものやかもちの贈答歌に詠まれ、その他多くの歌人により詠まれている山である。これらのことから、若狭を代表する山として認識されていたことを示すものである。また、この後瀬山周辺には神明神社や空印寺が所在し、これらは八百比丘尼と関わりが深いことから後瀬山は信仰の対象でもあったと考えられる。

後瀬山城跡では2郭から礎石建物、築山遺構等が確認されており、茶器も出土している。若狭武田氏は和歌・連歌・能楽・曲舞等に熱心に取り組み、古典の蒐集も積極的に行っており、文化的素養の高いことから窺える。また、武家らしく犬追物や弓馬故実を蒐集している。このことから、現代に続く若狭の文化的な土壌を若狭武田氏が形作ったともいえる。

◆小浜市街地に近接し、市民の憩いの場となっている

後瀬山城跡へは、1)愛宕神社社務所から主郭に向けて登山道が整備され、四季折々の景観を楽しむ人も多い。2)神明神社側からはトレッキングのため道の整備が行われ、後瀬山城跡に対する市民の関心が高まっている。健康増進を目的とした登山客も多く、市民の憩いの場となっているが、3)常高寺側や4)八幡神社側は遺構が良好に残っていることと、転落の危険性があるため整備されていない。

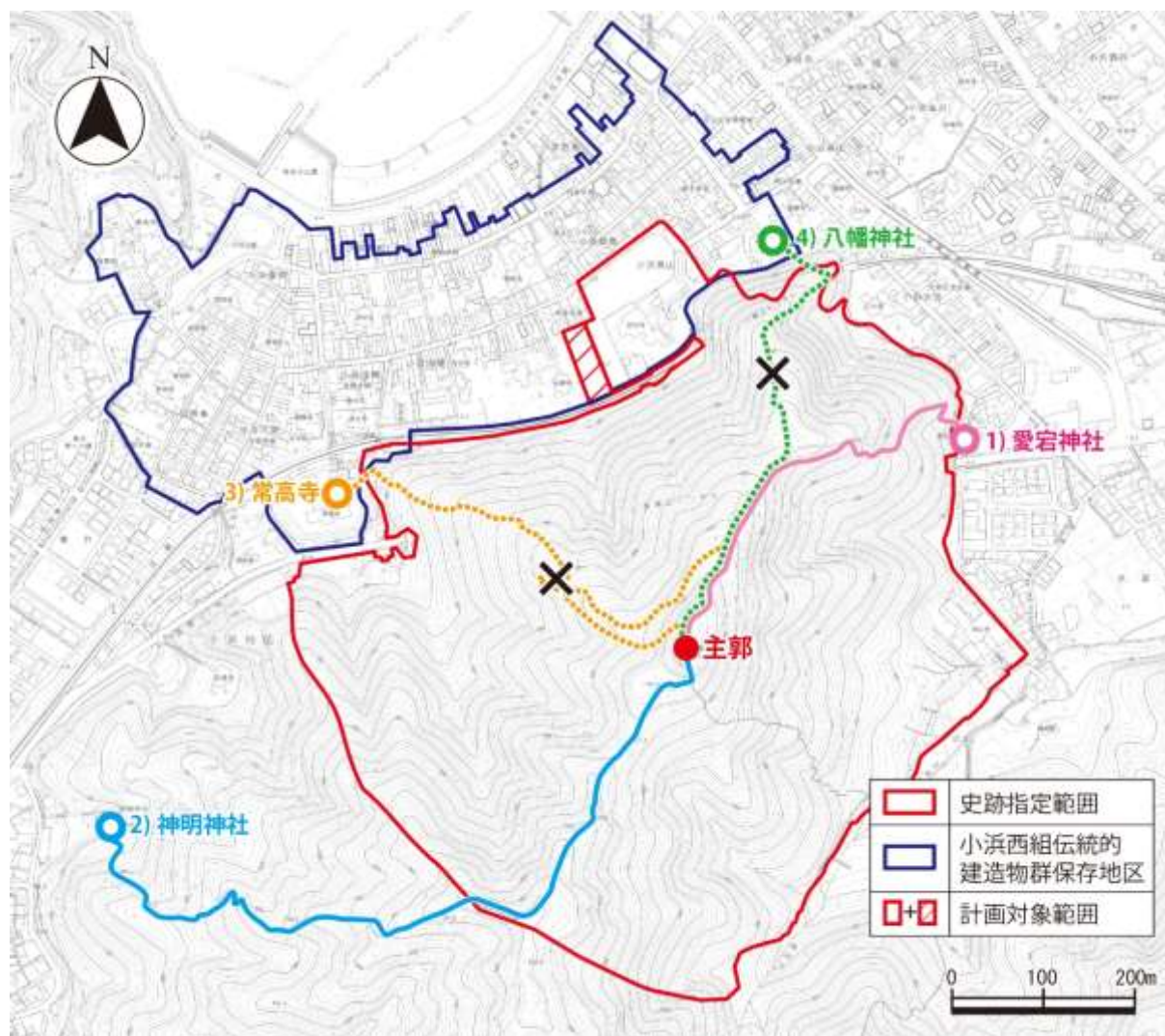


図 3-11 散策ルート

(3) 史跡周辺地域の価値

◆史跡後瀬山城跡と一体的な活用が見込まれる文化財がある

若狭国の安国寺である高成寺は、康永元年(1342)若狭守護大高重成が青井の寺院を禅寺に改め大年法延を開山に招いて創建した。当寺には重要文化財「紙本墨書大高重成書状」等多くの国・県・市指定文化財を所蔵している。長源寺には「清光長源寺敷地宛行状」等が伝えられており、武田元光が守護館を建設するにあたり向島に移転したことが記されている。妙興寺は武田信賢禁制判物等の文書を伝え、これは市内の社寺に伝えられる武田氏判物類中最も古いものである。八幡神社については「若狭国税所今富名領主代々次第」には、応永年中守護一色氏が大鳥居・社殿・塔等を造営したことが見える。本境寺には「武田信豊書状」等が残されており、武田信豊の年来の望みであった奥州馬の入手に奔走したことに対する報酬であったことが知られる。

少し範囲を広げると、県史跡小浜城跡の石垣が、往時の威容を留めており、小浜城跡とその北側には西津がある。現在の水取地区あたりに潟湖が存在していたと想定され、地字に「松湊」「中湊」「北湊」「南湊」等の小字名を今に伝えている。これら小字地域は大字では「大湊」と呼ばれ、港湾都市としての津(湊)の場が想定される。若狭守護一色氏や後瀬山に城郭を築くまで若狭武田氏も西津に所在した守護館に居住していたと考えられる。また、西津は近世になってから北前船で財を成した旧古河屋別邸附庭園(護松園)が所在している。

(4) 史跡を構成する諸要素の分類

表3-3 史跡の構成要素

史跡の構成要素	城館を構成する主な要素	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂部の城館遺構 ・山腹部の城館遺構 ・山麓部の城館遺構 ・急傾斜地 ・自然地形 ・歴史的道筋
	城館以外の主な要素	<ul style="list-style-type: none"> ・寺社施設 ・植生 ・農地(畑) ・墓地 ・景観 ・案内・標識等 ・便益施設 ・維持管理施設 ・石標等
	史跡の保存活用上検討を要する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物 ・道路・通路等 ・上下水道(水路) ・電柱(街路灯) ・治山施設 ・鉄道施設 ・その他構造物
史跡の周辺地域を構成する主な要素		<ul style="list-style-type: none"> ・小浜西組伝統的建造物群地区 ・旭座 ・山麓の寺社 ・小浜城跡 ・建築物 ・案内・標識等 ・道路・通路等 ・小浜湾

第6節 史跡および周辺地域の現状と課題

表3-4 保存管理の現状と課題

地区区分	現 状	課題(方策)
全 体	史跡指定地の面積が広大であり、現地において指定範囲を認識することは困難である。	守護館跡の広場やガイダンス施設に模型を整備することにより、指定範囲を理解してもらう。
	史跡指定地の大半を占める後瀬山城跡の維持管理は土地所有者が行っているが、適切な管理を持続するには限界がある。	史跡内の維持管理については土地所有や隣接地権者の協力を得て市としても協力していく。
	史跡指定地内での災害等の発生に関する情報の把握は、愛宕神社・空印寺・発心寺等の関係者や来訪者からの通報に頼っている。	定期的なパトロールの実施による災害等発生箇所の迅速な把握に努める。
	後瀬山は急傾斜地が存在するため治山事業を実施してきているが、近年の豪雨等により排水能力超過のため雨水が道路に溢れる事態が発生している。	防災施設の維持や設置、避難誘導、防災情報の発信を適切に行う体制整備を検討する。
	眺望ポイントからの視界、展望が樹高の高い木々により阻害されている。	土地所有者の理解を得て、市民との協働により植生管理(樹木の剪定・伐採含む)を行い、視界と眺望の確保を図る。
	一部登山道が整備されており、市街地に近く低山で登山がしやすく四季折々の景観を楽しめる。しかし、登山道はガリ侵食が進み、風化土が地表に露出しているため滑りやすくなっている。	地形の保全を図るとともに、来訪者の安全を確保するため、危険箇所の周知(立入り禁止区域の設定等)を図る。
A 1	竪堀、畝状竪堀群等の重要遺構が良好に遺存するが、樹木や地被類が繁茂し、遺構がわかりにくい。	土地所有者の理解を得て、地下遺構の保存するため、適切な植生管理(樹木の剪定・伐採含む)を行い、地下遺構の保存を図る。
	2郭(山上御殿)で礎石建物、土塁、築山等が確認されているが、調査後30年以上が経過し、樹木や地被類に覆われてきている。	遺構を適切に保存するため、樹木の伐採を含めた植生管理が必要である。また将来整備に向けて土地の公有化と面的な発掘調査を検討する。
	城郭主要部内に愛宕神社が所在している。	愛宕神社は将来新築・改築等が行われる可能性があり、その際は移転を協議する。
	樹木等が地上遺構(石垣・土塁・堀切等)に影響を及ぼしており、部分的な崩落や落石が発生している。	石垣の悉皆調査および保存管理を目的とするカルテ作成や、定期的な石垣の観測、保存措置を実施していく。
	遺構説明看板、2郭イメージ看板等を設置しているが、後瀬山城跡の理解に結びついていない。	土地所有者の理解を得ながら、神明神社側、八幡神社側、常高寺側にも案内看板の設置を検討する。
A 2	地形が大きく変わっているため山城跡、守護館跡と小浜湊との関係が理解しにくくなっている。	後瀬山城と小浜湊の関係を理解しやすいよう、中世の地形図を載せた説明看板等の設置を図る。

地区区分	現 状	課題（方策）
A 2	守護館跡の遺構は埋め戻されているためイメージしにくい。	これまでの調査成果を詳細に検討し、堀跡の一部復元や、カラー舗装等による遺構の明示を行う。また、具体的にはイメージ映像の作成の検討やVR等の導入を検討する。
	守護館に空印寺が所在している。	空印寺は将来修理等が行われる可能性があるが、移転は積極的には求めず整備にあたっては宗教活動に配慮しながら行う。
	酒井家墓所が経年変化や獣害のため荒れてきている。	小浜市指定史跡でもあることから、維持管理について協力を検討する。
	空印寺は小浜西組伝統的建造物群保存地区に含まれているため、史跡と重要伝統的建造物群保存地区の2重に規制がかかっている。	史跡と重要伝統的建造物群保存地区で現状変更の法規制の調整を行う。
	守護館周辺には市道、側溝（水路）、コンクリート塀、木柵、鉄柵、電柱、ネット、金網等が設置されている。	これら構造物は可能な限りデザインの統一もしくは撤去することが望ましく、伝統的建造物群保存地区として修景を誘導する。
B 1	発心寺では将来的に境内林の伐採が行われる可能性があり、遺構・景観への影響が懸念される。	土地所有者の理解を得て、伐採行為は地形が不安定としない範囲や規模とする。
	墓地の新築、改修、移転が行われる可能性があり、地下遺構と景観への影響が懸念される。	土地所有者の理解を得て、遺構に対して影響が及ばない範囲にて墓地の新築、改修、移転を行う。
B 2	常高院墓所は常高寺との間が国道で分断されているため、来訪者等の安全を図る必要がある。	常高寺から常高院墓所までは「お初しあわせの道」が整備されているので、周知に努める。
C	林道が設けられており、遺構への影響が考えられる。	定期的に巡回を行う必要がある。
	遊歩道入口に鳥居、狛犬、手水鉢、石標、カーブミラー、電柱、看板等が設置されており、景観的に煩雑な印象を与える。	これら構造物は可能な限りデザインの統一もしくは整理することが望ましい。
	国道27号線が東西に走っており、後瀬山トンネルが設けられているため後瀬山登山口がわかにくい。	国道27号線とその周辺に看板を設置して周知を図る。
	J R西日本の線路が東西に走っており、山城跡と守護館跡が線路により分断されている。	大手道が設置されていたと想定され、今後測量調査等により明らかにする。
D	心光寺から後瀬山トンネル付近までは急傾斜のため擁壁が設けられているが、心光寺裏に所在している墓地は土砂災害等で崩落する可能性がある。	崩落危険箇所には防災施設を設けることも検討する。この防災施設は景観に悪影響を与えないよう、色彩等に配慮することとする。
	遊歩道の途中に転落防止の柵が設けられているが景観に配慮していない。	改修を検討する。

表3-5 活用の現状と課題

地区区分	現 状	課題（方策）
全 体	2022年は後瀬山築城500年に当たるが、史跡後瀬山城跡や歴代若狭国主についてPRする事を十分に行えていない。	2022年は後瀬山築城500年に当たるが整備は間に合わない。しかし、シンポジウム等を開催し、多くの人々に後瀬山城跡や歴代若狭国主のファンになってもらう。また、学校教育との連携として、見学会（野外学習会）や出前講座の開催を検討するとともに、観光協会等関係部局や団体との連携・協力を図ることにより、史跡を広く周知するよう努める。
	山城を見る以外の目的で訪れる来訪者への対応ができていない。	後瀬山に訪れる目的は山城遺構を見るだけでなく健康のためや動植物に触れ合う等様々であるので、そのことを説明する看板を設置する。
	酒井家墓所、八百比丘尼、神明神社等の歴史遺産を巡る周遊ルートを考える必要がある。	愛宕神社社務所→後瀬山城跡→神明神社→小浜西組→守護館跡→愛宕神社社務所というルートをメインとする。
	北陸新幹線敦賀開業に合わせてイベントを考える必要がある。	後瀬山城跡探索等のイベントや御城印作成、講演会の開催等を行い、本城跡の周知を図る。
A 1	愛宕神社登山口から主郭までは遺構説明看板を設置しているが、来訪者の城跡への理解が深まっていない。	史跡後瀬山城跡について多くの人々に知ってもらうため、後瀬山城跡探索会を継続的に実施する。
A 2	後瀬山城跡と小浜湊との関わりがわかりにくくなっている。	ガイドンス施設等で後瀬山城跡と小浜湊の関わりをわかりやすく解説する。
	史跡の維持管理を市が主体で行っているが、十分手が回っていない。	草刈り等の維持管理については、今後市民と協働で行うよう体制作りに努める。
1 ・ 2 	史跡後瀬山城跡の主たる要素（発心寺にある武田元光の墓塔や京極高次夫人の常高院墓所）があるものの周知されていない。	守護館跡からの誘導と解説板の設置による周知に努める。
C	山麓から主郭に至る登城道の有無を確認する必要がある。	赤色立体図の作成や悉皆調査により、登城道の存在を確認する。
D	急傾斜地として指定されているが、愛宕神社社務所から主郭へ続く登山道の起点となっている。	来訪者の安全確保を図るとともに、登城道の存在を確認する。
周 辺	高成寺、栖雲寺、東光寺等多くの寺社が所在するが、文化財の公開が十分でない。	寺社の協力を得ながら文化財の公開活用に努める。
	小浜西組伝統的建造物群保存地区に含まれ、商家町・茶屋町・寺町が所在するが、便益施設、駐車場が不足している。	案内拠点の整備（便益施設の設置と駐車場の確保に努める）を図る。

表 3-6 整備の現状と課題

地区区分	現 状	課題（方策）
全体	山城に登山道は整備されたが、その他の遺構について整備は行われていない。	山城は史跡の価値や重要性の周知を図るため、将来史跡整備に向けて必要となる調査を実施する。愛宕神社等との共存を図った上で史跡の公有地化を検討する。史跡の保存整備と活用整備の計画立案・実施について検討する。
	発掘調査をしないと遺構が出るかわからないが、城館があった場所であったことを示す必要がある。	文献資料、歴史資料、考古資料の調査を継続的に行い、ガイダンス施設において展示することとする。
A 1	主郭に愛宕神社が鎮座しており、史跡としての整備は行われていない。	宗教施設としての尊厳を尊重しながら、発掘調査を実施した上で公有地化・環境整備を検討する。
	主郭の南西に位置する2郭(山上御殿)は、発掘調査が小規模で行われたが、公有地化、その後の整備は行われていない。	2郭(山上御殿)の発掘調査を行い、その後公有地化・環境整備を検討する。
	異なるデザインのご案内・説明等サイン表示が設置されていることや、遺構に対する簡易な説明がなく、理解を深めるための情報提供が不足している。	来訪者の史跡への理解を深めるための看板の設置を検討するとともに、サイン計画の立案と、それに基づく統一されたデザインによる案内看板の設置を図る。
A 2	愛宕神社登山口から途中まで登山道が整備されているが、八幡神社側、常高寺側、神明神社側の整備は十分行われていないため、来訪者から分かりにくいと指摘を受けている。	愛宕神社登山口→後瀬山城跡→神明神社を中心ルートとし、その他のルートは遺構保存を優先し整備は草木の除去等最低限度のものとする。
	発掘調査成果を元にした整備は進んでいない。	守護館を区画する堀跡の整備を優先することとし、そのための調査や設計業務を進める。
1 ・ 2 	発心寺にある武田元光の墓塔や京極高次夫人の常高院墓所等の史跡後瀬山城跡を構成する主たる要素に関する説明がない。	来訪者が史跡後瀬山城跡をより深く理解してもらうためにも、史跡を構成する主たる要素に関する解説板を設置する。
C	神明神社から主郭に至る登山道は、来訪者が安全に利用してもらうための整備が十分でない。	来訪者の安全を確保するため、階段やロープ柵等の整備を検討する必要がある。
D	登山道の整備から15年以上が経過し、施設の老朽化や土砂の流出が見受けられる。	施設の更新や土砂流出箇所への復旧が必要である。
周 辺	便益施設としてベンチは設置されているが老朽化している。	経年劣化しているベンチの改修・新設を検討する。
	眺望ポイントからの視界、展望が樹高の高い木々により阻害されている。	植生管理(樹木の伐採・剪定)により視界、眺望の確保と安全施設の設置を図る
	発掘調査成果を元にした整備は進んでいない。	史跡の保存整備と活用整備の計画立案・実施について検討する。
	トイレが設置されていない。	史跡周辺にトイレの設置を検討する。



愛宕神社側登山口



総合案内看板



遊歩道階段



ベンチ1



ベンチ2



遺構説明看板1



案内看板



遺構説明看板2



主郭への階段



愛宕神社本殿・拝殿



愛宕神社拝殿説明看板



守護館跡1



守護館跡2



守護館跡3

図3-12 史跡を構成する要素

第4章 整備の基本的な考え方

第1節 前提となる計画

平成30年度に策定した保存活用計画における地区区分および保存・活用の考え方は、平成11年度に策定した保存管理計画を踏襲したものとしている。本整備基本計画は、保存活用計画を前提計画としていることから、これまでの計画における地区区分図と保存・活用の考え方を以下にまとめます。

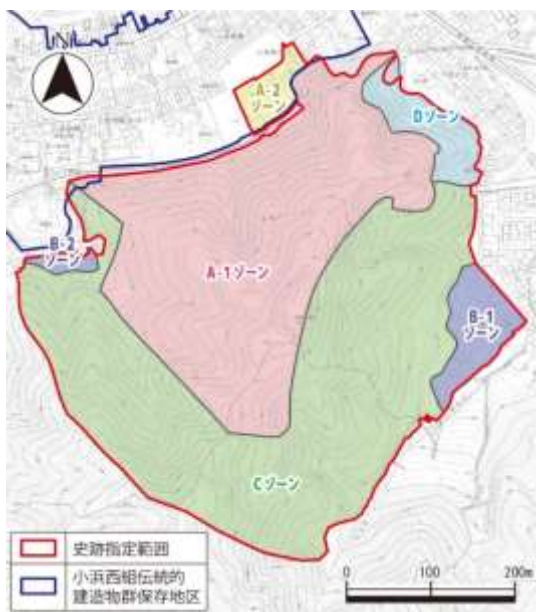


図4-1 地区区分図 保存管理計画
(小浜市都市計画図2500分の1を編集)

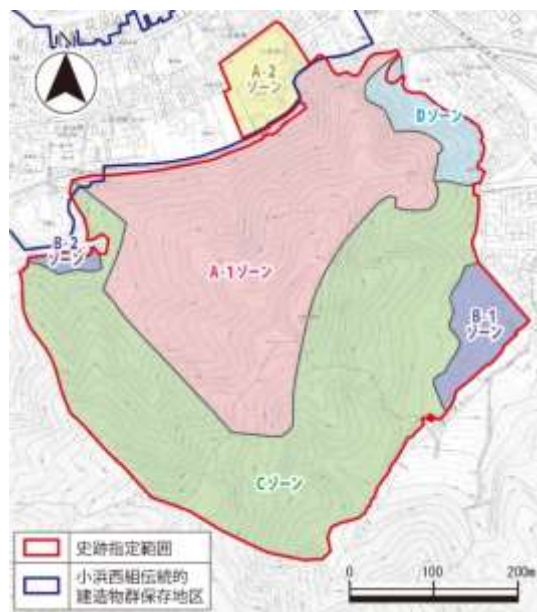


図4-2 地区区分図 保存活用計画
(小浜市都市計画図2500分の1を編集)

表4-1 保存管理計画および整備基本計画 I における地区区分

規制基準	ゾーン	地域概要	発掘調査	史跡整備	景観整備
第1種保護地域 調査研究以外の現状変更は認められない	A-1	城郭等重要遺構の存在する地域	現状変更に伴う発掘調査を実施、学術調査の必要があれば、土地所有者と協議して進める。	発掘調査の結果を受けて、史跡として復原整備を図る。館跡整備、見学通路、便益施設を整備する。	史跡と調査した景観に配慮する。
	A-2				
第2種保護地域 事前の調査の上、遺構保存を前提に現状変更を認める地域	B-1	武田氏居館跡等の遺構が存在する地域	調査は実施しない。	現状保存を尊重する。保守管理用道路の整備を図る。	現状保存を尊重する。
	B-2	遺構の密度が薄いと推定される地域			
	C	急傾斜地として指定された地域			
第3種保護地域 急傾斜地として指定された地域	D	急傾斜地として指定された地域	調査は実施しない。	整備は行わない。ただし、見学通路については、事前に協議する。	自然環境との調和を図る。

表4-2 保存活用計画における地区区分

規制基準	ゾーン	地域概要	発掘調査	史跡整備	景観整備
第1種保護地域 原則として調査研究・保存・管理・活用	A-1	城郭遺構・守護居館跡等重要遺構の存在する地域	現状変更に伴う発掘調査を実施。	原則として公有化はしない。ただし、重要遺構の現状保存が難しい場合、土地所有者と協議の上公有化して整備する。	現状を尊重する。
	A-2				
第2種保護地域 事前の調査の上、遺構保存を前提に現状変更を認める地域	B-1	発心寺や常高院墓所が存在する地域	学術調査の必要があれば、土地所有者と協議して進める。	発掘調査の結果を受けて、史跡として復原整備を図る。守護居館跡整備、見学通路、便益施設、ガイダンス施設を史跡内もしくは周辺に整備する。	史跡と調和した景観に配慮する。
	B-2	山城の重要な斜面を構成している地			
	C	急傾斜地として指定された地域			
第3種保護地域 急傾斜地として指定された地域	D	急傾斜地として指定された地域	原則として調査は実施しない。	整備は行わない。急傾斜地の保全工事は行う。見学路については事前に協議する(心光寺)。	自然環境との調和を図る。
史跡周辺地域 小浜西組伝統的建造物群保存地区保存条例の規制を受ける地域	-	中世以来の歴史的風致を良好に残す地域	埋蔵文化財包蔵地内での開発の場合は発掘調査を実施。	重要遺構が確認された場合協議して決定する。	中世以来の歴史的景観に配慮する。

第2節 基本理念

守護館跡に所在していた小浜小学校は、校舎の老朽化や将来的に学術的価値を明らかにして史跡への追加指定による法的な保護と、その後の史跡公園として活用整備を図るため、平成20年に駅前町へ新築移転され校舎が取り壊された。平成18年度からの継続的・計画的な発掘調査を行った成果として、近世絵図に描かれた館の西と北を画する堀や複数の建物跡が確認され、館の存在だけでなく、その規模を把握するに至る。現状は空き地となっているため遺跡地であることを彷彿させる状況にないが、史跡後瀬山城跡の保存と活用は小浜市における重要施策に位置づけられ、大規模かつ長期的な計画に基づき実施されてきた。

本市としては当初計画よりも時間を要しているものの、着実に実行してきたこの歩みを止めず、史跡後瀬山城跡の保存と活用に向けた取り組みを前進させていく。そのためには課題のひとつである、JR小浜線により山城と山麓に分断され、これまでの保存・活用に向けた取り組みに差が生じていることについて、保存と活用のバランスだけでなく、山城と山麓(守護館跡)においても場所ごとの特性を活かした均衡のとれた整備を目指していく。

また、史跡後瀬山城跡は『小浜市文化財保存活用地域計画』の「海に開かれた小浜城下町」関連文化財群の構成文化財であり、伝統的町並み保存活用区域に含まれている。そのため、史跡後瀬山城跡と小浜西組伝統的建造物群保存地区を活かしたまちづくりを計画的に進めることとする。

整備の大前提として史跡後瀬山城跡が有する価値を保存し、山城部分と守護館跡の価値を顕在化して来訪者に理解してもらおう。さらに多くの歌人により詠まれた若狭を代表する後瀬山や、近世の城下町へと変遷を遂げた守護館跡周辺の歴史的風致といった本史跡および周辺地が有する自然的、歴史的価値を活用し、地域住民の憩いの場として親しまれるだけでなく、観光振興に繋がる整備を推進していく。

これまでの経緯と今後の方向性を示すものとして、史跡後瀬山城跡における活用整備の基本理念を以下のように設定する。

史跡後瀬山城跡が有する価値を適切に保存し、潜在化した魅力を引き出すとともに次世代へ継承する。地理的に分断された山城部分と守護館跡は周辺に所在する歴史遺産と合わせて有機的に連携することで一体的な活用を図り、遺跡全体を地域住民の歴史を感じる憩いの場とする。

第3節 整備の基本方針

基本理念を具現化するため、事業期間内で実施していく活用整備の基本方針を以下に定める。

●史跡後瀬山城跡が有する価値の保存・継承

- ・山城部分では石垣や郭、土橋、堀切といった遺構が表出していることから、今後とも保存・継承していくための環境を整える。
- ・山城部分の発掘調査が限定的なことから、遺跡の学術的価値を明らかにするための調査を進展させるとともに、将来整備を見据えた各種調査についても計画・実行して整備の条件を整える。
- ・守護館跡にて確認した堀跡や建物跡等の地下遺構を露出展示ないし表示等整備する場合は、適切な保存が持続可能な整備手法や規模とする。

●保存と活用のバランスがとれた整備方針

- ・山城部分は、史跡指定前の悉皆調査と限定的な発掘調査にとどまることから、保存を目的とした整備を主体とする中で、当面事業期間中は発掘調査を必要としない整備により史跡後瀬山城跡が有する価値や魅力を来訪者が理解できるようにする。
- ・守護館跡は、これまでの発掘調査により複数の建物跡や絵図に描かれた西側と北側の堀を確認していることから、地下遺構の活用を目的とした整備を主体とする。
- ・山城跡と守護館跡の一体的活用整備を図ることで互いに相乗効果を発揮する。

●史跡後瀬山城跡が有する価値の顕在化

- ・山城部分は、樹木の生長により見通しがきかないことから、剪定や伐採により来訪者が郭の配置や比高を理解できるようにする。
- ・樹木の取り扱いが現地形の安定に影響を及ぼさないものとし、旭座や小浜城跡といった周辺関連文化財への眺望を確保するとともに、眼下に広がる若狭湾国定公園への優れた景観を来訪者が観賞できるようにする。
- ・城郭遺構や国定公園への眺望に関する解説だけでなく、後瀬山に生息する動植物についても紹介し、歴史と自然が融合した空間であることが理解できるようにする。
- ・守護館を区画する北側と西側の堀跡は、護岸(石積み)が良好に遺存し往時の様子を窺い知ることができる貴重な遺構であることから、表示等整備による館跡の顕在化に限らず部分的な露出展示を検討する。

●遺跡地と地域住民における日常空間の調和

- ・移転した小浜小学校は地域住民と密接に関わってきたことから、地域住民やボランティアとの協働により史跡公園づくりや維持管理を行う中で、守護館跡と新たな関係を形成する。
- ・日常空間の伝統的建造物群保存地区に非日常空間である遺跡地が溶け込んだ景観を形成して、観光やまちづくりの骨格とする。

●来訪者の安全確保と利便性の向上

- ・高所からの転落防止や市道と接する範囲における歩行者と車両の分離等、来訪者の安全対策に万全を期す。
- ・守護館跡においては、ガイダンス施設の建設や休憩施設の設置等による利便性の向上と合わせて、山城部分の価値や魅力が理解できるような施設やソフトの整備を図る。
- ・山城部分の見学ルートは、愛宕神社社務所および神明神社登山口から主郭に至る2つを今後とも維持し、来訪者の安全確保に必要な施設を整備していく。
- ・後瀬山が有する歴史的価値だけでなく、自然や景観を含め一体的な活用を図るため、解説・誘導施設や休憩施設等の整備によりトレッキングや散策を目的とした利用の推進を促す。
- ・各種サイン整備により各入山口と守護館跡や周辺の関連文化財、旭座等を結び、中世から近世にかけて築かれた山城や守護館跡、城下町、港等の歴史遺産と観光施設を巡るルートを構築する。

第5章 整備基本計画

第1節 動線計画

史跡後瀬山城跡はJR小浜線によって山城と山麓が分断されていることから、史跡の一体的な保存・活用を図るためには、両者を結ぶ見学ルート整備が欠かせない。また、周辺からのアクセスを含め、広大な計画対象地をどのように誘導していくのか方針を示した上で、地区区分や整備方針、事業期間内における個別計画を示すものとする。

(1) 計画対象地全体

史跡後瀬山城跡へのアクセスとして列車を利用する場合、JR小浜駅から、まちなかの駅や旭座を經由し、守護館跡までは約1km、徒歩で約15分の距離にある。小浜市は、まちなかの駅から小浜西組重要伝統的建造物群保存地区にかけて、道路の拡幅や電線地中化、美装化といった整備を進め、質の高い空間形成を目指している。

車を利用して来訪する人に対しては、空印寺の理解と協力のもと境内地にある駐車場へ誘導する。ただし、駐車容量がそれ程多くないことから、行楽シーズンやイベント開催時は、いずれも公衆トイレを併設している人魚の浜西駐車場や常高寺の駐車場を併用することを検討する。違法駐車により周辺住民の迷惑とならないよう、国道27号から各駐車場へ至る経路に車両用の誘導サインを整備する。

守護館跡から山城への見学は徒歩を基本とし、守護館跡から右回りの愛宕神社(社務所)や発心寺までと、左回りの神明神社までの市道沿いに、歩行者用の誘導サインを適宜整備する。多くの来訪者が利用している愛宕神社(社務所)から主郭に至るルートだけでなく、神明神社を起点とする登山道についても階段や手摺り等を整備して、来訪者が安全に周回できるようにする。

堅堀を見学するため常高寺を起点とするルートも整備するが、堅堀から主郭までの間は将来の課題とする。

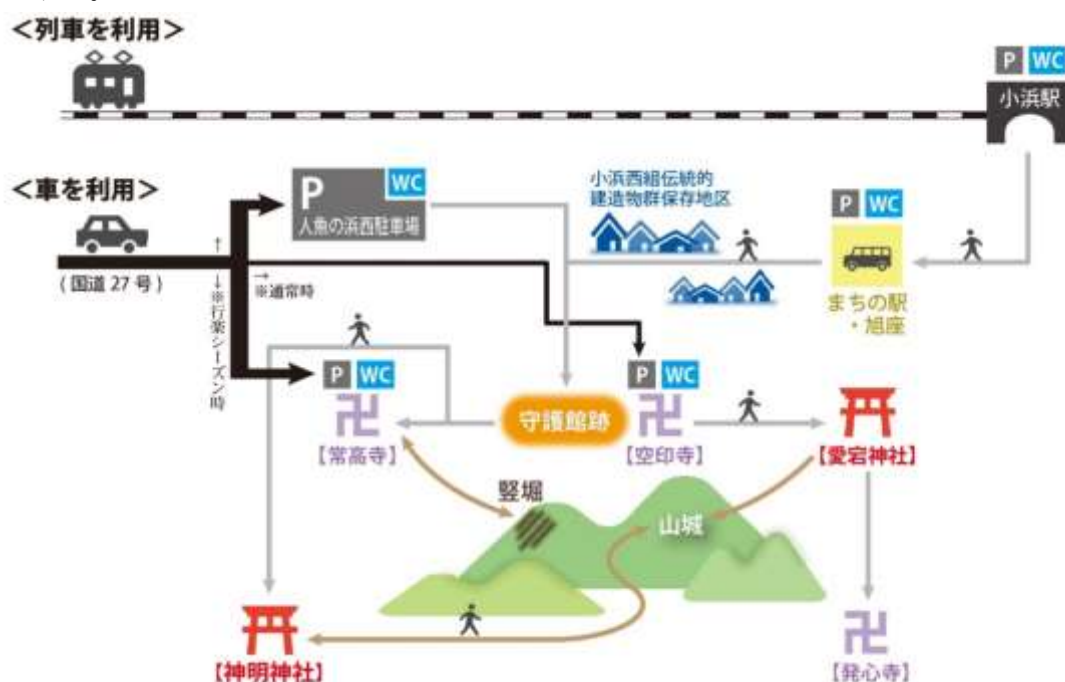


図5-1 全体動線イメージ



図 5-2 計画対象地全体の動線計画図

(2) 山城

愛宕神社(社務所)から主郭へ至るルート(図5-3の1)-1・1)-2)は、廃城後の元和年間に愛宕神社の参詣道として整備されたものと考えられ、かつての城内道は確認されていない。市街地側から登城する経路が他にないことから、当面は見学ルートとして利用していくため、来訪者の安全確保に必要な整備を行う。また、トレッキングコースとして多くのハイカーに利用されている神明神社からの主郭へ上がるルート(図5-3の2))についても同様の考え方にに基づき整備する。今後の発掘調査により城内道が確認された場合、動線としての利用を合わせて復元整備を検討する。



図 5-3 山城の動線計画図

① 1)-1 愛宕神社(社務所)から郭群までの見学ルート

平成14～17年度に第Ⅰ期環境整備として階段およびベンチ、解説サインが整備された。整備から15年以上が経過し再整備が必要な時期をむかえていることから、既存施設の修理や更新だけでなく、来訪者の安全を確保するため周辺環境整備や新たな施設整備を行う。

露岩を利用した区間の内、日中でも薄暗い部分は苔が生育して滑りやすいことから、樹木の剪定・伐採により路面部分を明るくして、苔が生育しないようにする。

路面の土砂流出により全体が窪んでいることから、雨が降ると道に集中して水路化し、土砂の流出速度が加速していく。枕木自体は非常に良好であるが、周辺の土砂が流出して蹴上げが高くになっている。遺構に影響を与えない構造にて横断溝を設け沢に雨水を分散し、路面を流れる流量を軽減させることで土砂の流出量を抑制する(図5-6)。

整備時期は不明であるが、石段部分に石材の割れやズレ、転倒が生じていることから、試掘により据え付け痕跡を確認して元の位置に据え直す。



図 5-4 周辺環境の違いによる路面の状況

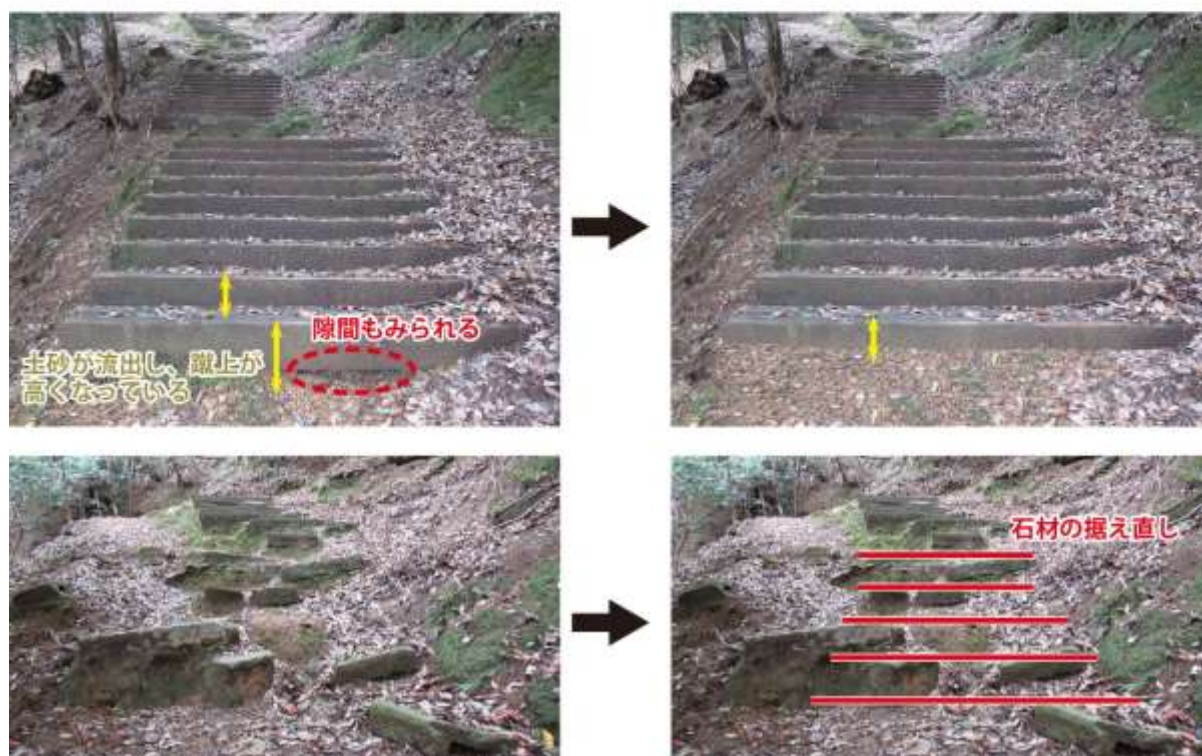


図 5-5 階段の修復イメージ

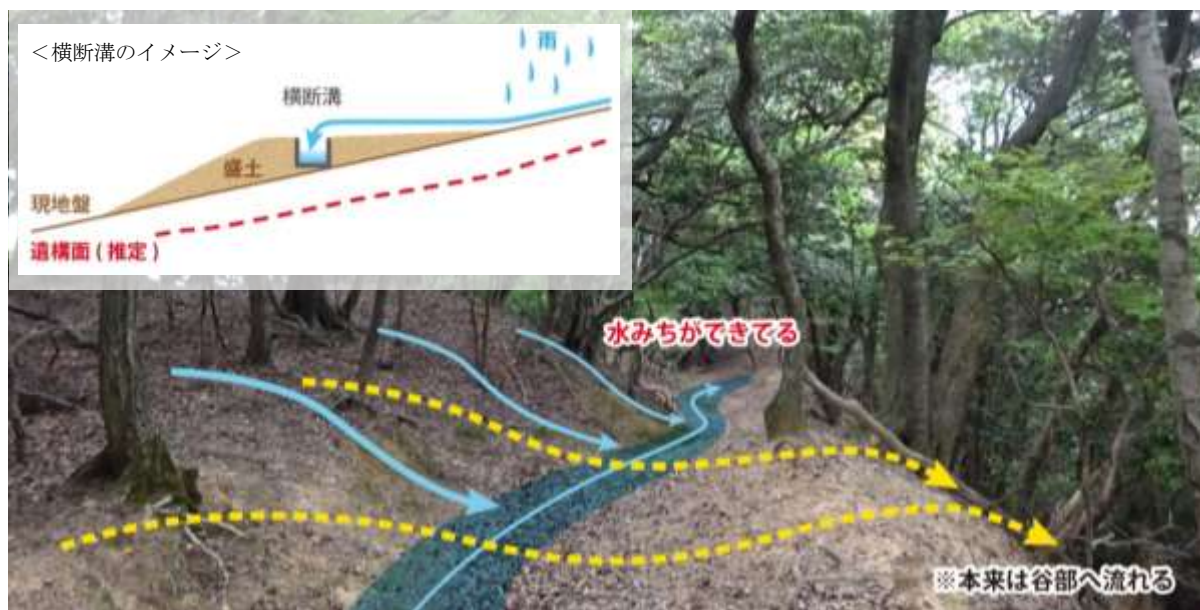


図 5-6 路面の現状と横断溝の整備イメージ

② 1)-2 郭群から主郭までの見学ルート

土橋までは路面の土砂流出状況から大雨で登山道が水路化している様子を伺い知ることができる。遺構に影響を与えない構造にて横断溝を設け東側に雨水を分散し、路面を流れる流量を軽減させることで土砂の流出量を抑制する(図5-6)。

見学ルートの縦断勾配がそれほどきつくないためか階段は整備されていないが、来訪者の安全を確保するためにも遺構に影響を与えない構造にて最小限の範囲で階段を設ける。

土橋から続く石段はズレや抜けが目立ち、必ずしも安全に利用することが出来ない状態である。城内道の復元は今後の課題とし、当面は見学ルートとしての機能回復を図った修復を優先する。

ブロック④※からブロック⑤※に至る道は急勾配で危険なため、ブロック⑤の手前に人止め柵と注意喚起サインを設置して来訪者の立ち入りを制限する。

③ 2) 神明神社から主郭までの見学ルート

神明神社から主郭へ至る見学ルートは、木製階段や誘導サイン、ロープ柵等が整備され比較的歩きやすいことから、老朽化した施設を順次更新していく。主郭の南側斜面は、崩落した石材が点在する間を登ることから、遺構への影響がなく安全に利用可能な経路を選定し、階段を設けるとともにロープにて見学ルートの位置を明確にする。

2郭からブロック⑨※へ続く道は急勾配で危険なため、2郭の脇に人止め柵と注意喚起サインを設置して来訪者の立ち入りを制限する。

④ 3) 常高寺から堅堀までの見学ルート

保存状況が良好な堅堀を見学するためのルートとして、常高寺から主郭まで続いていたかつての道の一部整備する。危険箇所には遺構に影響を与えない構造にして階段やロープ柵を設置して来訪者の安全を確保する。



図 5-7 人止め柵の整備イメージ

※ P34 の図 3-3 縄張図参照

(3) 山麓

① 守護館北側・西側地区および空印寺境内地区

史跡公園として一体的に活用する守護館北側地区および守護館西側地区は、東側を正面と位置づけ、北西隅と空印寺駐車場近くの3か所に入出口を設ける。公園内は自由動線を基本とし、大半を草地として管理する計画としていることから、車椅子が通行可能な経路を確保するとともに、市道側の入出口(2か所)にはスロープを設ける。総合案内サインや誘導サイン等には公園内の施設配置や車椅子の通行可能ルートを示す。

② 発心寺境内地

守護館跡から右回りルートにて愛宕神社(社務所)まで進み、さらにその奥にある発心寺まで誘導サインにてする。境内地には発心寺の理解と協力を得て、公開範囲を示した総合案内サインを設置する。

③ 常高寺境内地

守護館から左回りのルートにて丹後街道を進み、常高寺参道を通して常高寺境内地に至る。さらに国道27号線の南側に位置する墓域までサインにて誘導する。境内地には常高寺の理解と協力を得て、公開範囲を示した総合案内サインを設置する。



図 5-8 守護館北側・西側地区および空印寺境内地区の動線計画図

第2節 地区区分および地区別整備方針

(1) 地区区分

計画地の地区区分は、保存活用計画における地区区分(P50図3-13参照)を前提とした上で、目標期間における保存・活用整備事業に即したものとする。

計画地が有する価値や遺構の性格、立地等から、山頂・山腹エリアと山麓エリアの2つに区分する。さらに、山頂・山腹エリアは主要郭地区と連郭地区、旧道地区、遺構集中斜面地区、斜面地区の5つに細区分し、山麓エリアを守護館北側地区、守護館西側地区、空印寺境内地区、発心寺境内地区、常高寺境内地区の5つに細区分する。

表 5-1 地区概要

エリア	地区	地区概要
山頂・山腹エリア	主要郭地区	山城部分の中核を成し3段の主郭と2郭で構成され、郭だけでなく石垣や土橋、堀切等の地上遺構が多数ある。2郭は山城部分で唯一発掘調査が行われた場所で、礎石建物や築山等の地下遺構が確認された。主郭には愛宕神社の本殿と拝殿(休憩所)があり、毎年7月の第2土曜日には愛宕まつりが執り行われている。
	連郭地区	北東方向に向かって階段状に7段続く3郭とブロック④ ^{*1} から構成される。3郭は、最上段の郭平坦部が一番広く、各段で2～3m比高があり、西側でブロック⑨ ^{*1} とへ続く横道に接続している。尾根上に築かれていることから郭の配置や構造を理解し易く、連郭と並行して主郭部分へ続く見学ルートがある。
	旧道地区	廃城後の元和年間に愛宕神社の参詣道として整備されたものと考えられる。市街地側から主郭へ至る唯一のルートであり、第I期環境整備として平成14～17年度に階段およびベンチ、解説サインが整備された。
	遺構集中斜面地区	山城部分の北側斜面一帯で、山裾の一部が土砂災害警戒区域 ^{*2} に指定されている。郭や横道、堅堀等の地上遺構が多数あり、中でも連続する堅堀は良好に遺存して見応えがあるものの見学ルートが整備されていない。
	斜面地区	山城部分の東から南、西側斜面一帯で、東側の大半が土砂災害警戒区域 ^{*2} に指定されている。これまでの調査で遺構は確認されていない。
山麓エリア	守護館北側地区	旧小浜小学校跡地と市道から構成され、これまでの発掘調査にて守護館の北側を画する堀跡や複数の建物跡等が確認された。小学校跡地は校舎(一部建物基礎は存置)が取り壊され空き地となっている。全域が伝統的建造物群保存地区に含まれる。
	守護館西側地区	東側半分が史跡に指定され、これまでの発掘調査にて守護館の西側を画する堀跡が確認された。校庭跡地で現在は空き地となっている。全域が小浜西組伝統的建造物群保存地区に含まれる。

山麓エリア	空印寺境内地区	酒井家の菩提寺であるが、かつては守護館の一部であった。地区内には小浜市史跡の小浜藩主酒井家の墓所や小浜市が設置したトイレがある。全域が小浜西組伝統的建造物群保存地区に含まれる。
	発心寺境内地区	武田元光が再興し菩提寺とした寺院で境内地と裏山から構成される。地区内には武田元光の墓塔や大規模な石垣(構築年代は不明)が所在する。地区の大半が土砂警戒区域※2に指定されている。
	常高寺境内地区	常高寺の墓所からなり大半が土砂警戒区域※1に指定されている。
見学ルート		山城と守護館跡を結ぶ3つのルートで、計画地を周回することができる。

※1 各ブロックの位置は縄張図P34図3-3参照

※2 土砂災害警戒区域の指定範囲はP29図2-24参照

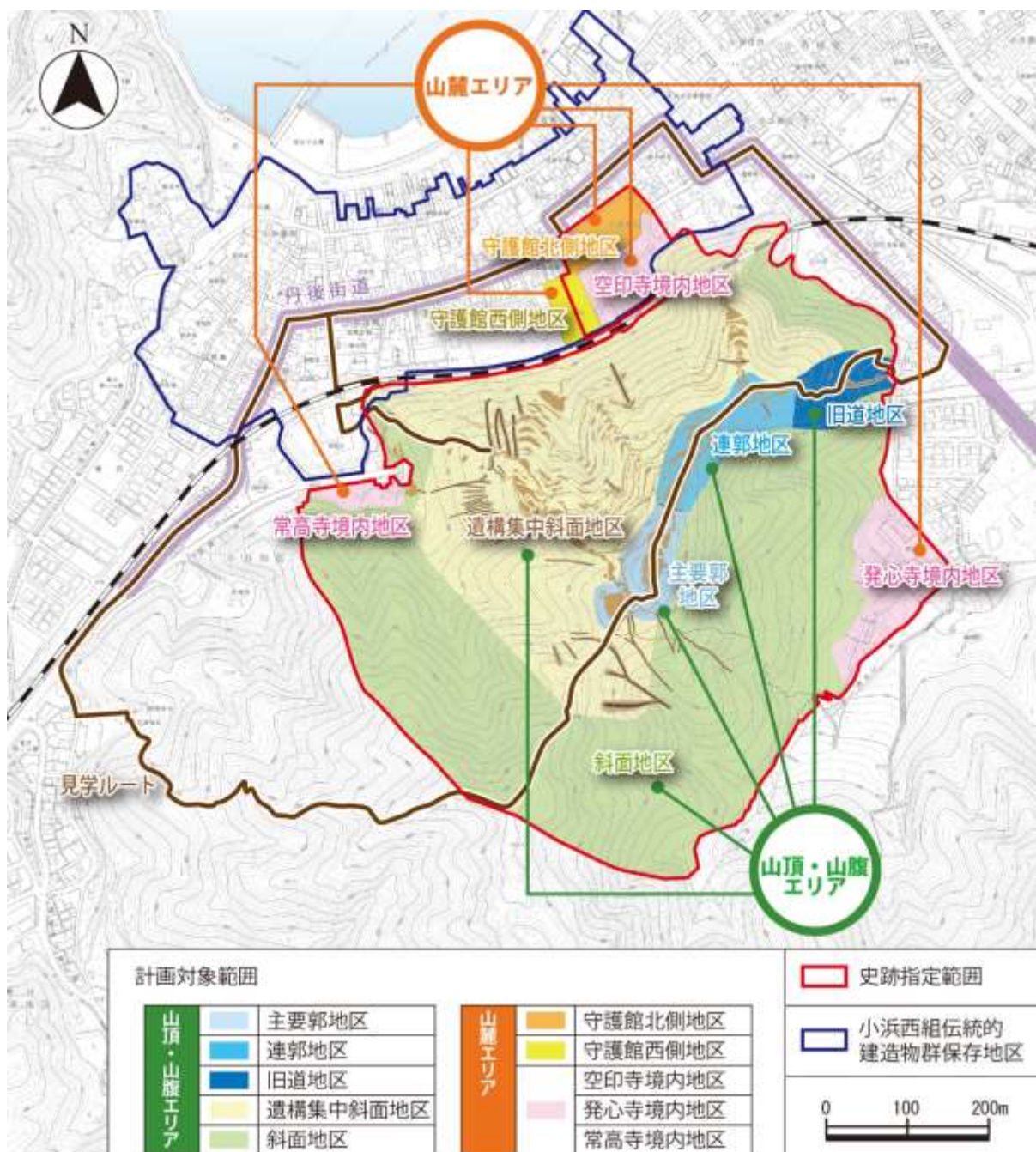


図 5-9 地区区分図

(小浜市都市計画図2500分の1を編集)

(2) 地区別整備方針

各地区の特性に応じて整備の考え方を示す。

表 5-2 地区別整備方針

エリア	地区	整備方針
山頂・山腹エリア	主要郭地区	遺構の保存環境を維持・改善していくとともに、将来整備として復旧が必要な遺構については、必要に応じて応急措置を図った上で保存状況や破損原因を明らかにするための各種調査を行う。土地所有者の理解と協力を得て史跡後瀬山城跡が有する価値の顕在化、来訪者が安全に見学・観賞することができる環境を整える。
	連郭地区	遺構の保存環境を維持・改善していくとともに、土地所有者の理解と協力を得て史跡後瀬山城跡が有する価値の顕在化、来訪者が安全に見学・観賞することができる環境を整える。
	旧道地区	市街地側から山城へ至る唯一の見学ルートであることから、土地所有者の理解と協力を得て来訪者が安全に利用することができる環境を整える。
	遺構集中斜面地区	定期的な巡回のもと遺構の保存環境を維持・改善に努め、土地所有者の理解と協力を得て常高寺から豎堀までの見学ルートを整備する。
	斜面地区	土地所有者の理解と協力のもと本史跡の根幹を成す地盤・地形の保全に努める。
山麓エリア	守護館北側地区	市道は今後とも維持していくことから、道路の内側を史跡公園として整備する。発掘調査成果を活かして守護館跡の規模や構造、正面性を顕在化する。特に館を区画する堀跡の整備を優先し、その他の遺構は整備後の利活用に配慮した整備手法を検討する。遺跡の全体像を理解するための学習施設を設ける。
	守護館西側地区	発掘調査成果を最大限活用した整備手法を用いて、守護館跡の規模を顕在化と景観の一部再現を図る。地区西側の史跡指定地外には来訪者の遺跡に対する理解を深めるため、展示公開・体験学習機能を有するガイダンス施設を設ける。
	空印寺境内地区	空印寺の理解と協力を得て、宗教活動の支障としない範囲で既存施設(駐車場・トイレ)を活用することで、利便性の向上を図る。サインにより小浜市指定史跡酒井家墓所の周知を図るとともに、境内地縁辺部の樹林地は、伐採・剪定により史跡としての風致回復を図る。
	発心寺境内地区	石垣の保存環境を維持・改善していくとともに、必要に応じて応急措置を図る。発心寺の理解と協力のもと宗教活動の支障としない範囲で本史跡の根幹をなす地盤・地形の保全に努める。
	常高寺境内地区	常高寺の理解と協力のもと宗教活動の支障としない範囲で本史跡の根幹をなす地盤・地形の保全に努める。

第3節 山頂・山腹エリア整備計画

(1) 遺構保存に関する計画

① 造成地形(郭・横道・土橋・堀)

造成地形の大半は、雨水による土砂の流出や斜面崩壊、後世の改変等により、変化を遂げている。発掘調査成果に基づく造成地形の復元修理は今後の課題とし、当面は植生管理により遺構の保存環境の維持・改善に努める。

眺望確保の観点から樹木の面的な伐採が望まれるところであるが、地形の保全を優先して巨木や枯損木の伐採にとどめる。なお、主郭の西側および南側斜面は石塁が崩落し、築石や栗石が斜面地に点在している。表土が流出すると石材がさらに落下することから、現位置に留めておくためにも樹木の伐採は慎重に行うこととする。

主要曲輪地区および連郭地区の平坦面においては、地下遺構の保存や郭の顕在化の観点から全ての樹木を伐採する。郭縁辺部は高木が多数生育していることから薄暗く、苔で覆われて表土の流出を防いでいる。しかし、伐採後は平坦面に日が差し、直接雨が降り注ぐことから、表土の流出防止措置と合わせて行う。流出防止措置の仕様については、剪定・伐採による平坦面の環境変化や景観、維持管理、整備における施工性を考慮したものとする。

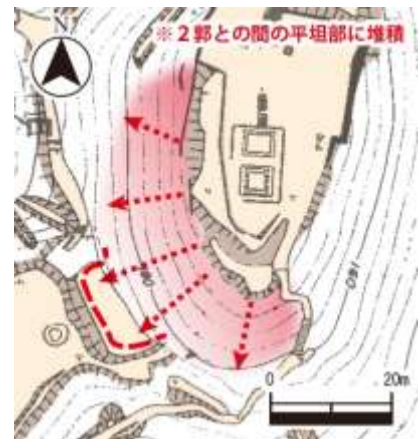


図 5-10 崩落石材分布範囲図

② 石垣・石塁

主郭を構成する3段の郭にいくつか遺存しているが、いずれも築石の抜けや孕み(変形)、崩落等の破損が生じている。将来整備として順次解体積み直しを行っていくものとするが、そのためにも発掘調査や測量等を行う必要があり整備までに相当な時間を要する。そのため当面は現状保存を目的とした整備をできるだけ早期に行う。必要最小限の保存措置にとどめるためにも、適切な管理のもと段階的な措置を講じることとする。

<保存環境の改善>

石垣の破損を引き起こした雨水(浸透水)や樹木について対策を講じて、石垣の保存環境を改善することで遺構保存の可能性を探る。石垣の背後に雨水が浸透すると、背後の土圧が上昇して石垣(面)の変形に繋がる。本来、石垣は排水機能を有しているが、構築から400年余りが経過する間に、その機能は低下していると考えられる。石垣天端部分を遮水することで、背後の土圧を軽減して安定化を図る。

遺構に近接して生育する樹木は、根の伸長が石垣に対して大きな影響を及ぼしている。強風で枝葉や幹が揺れると、樹根にもその揺れが伝わって石垣の緩みに繋がる。石垣の崩壊を防ぐためにも、近接して生育している樹木は伐採して崩壊を防止する。樹根は除去せず当面存置して、石垣を解体する際に可能な範囲を除去する。樹根が腐朽して空洞化すると石垣の破損が進行するおそれがあることから、解体の時期は腐朽具合を考慮したものとする。



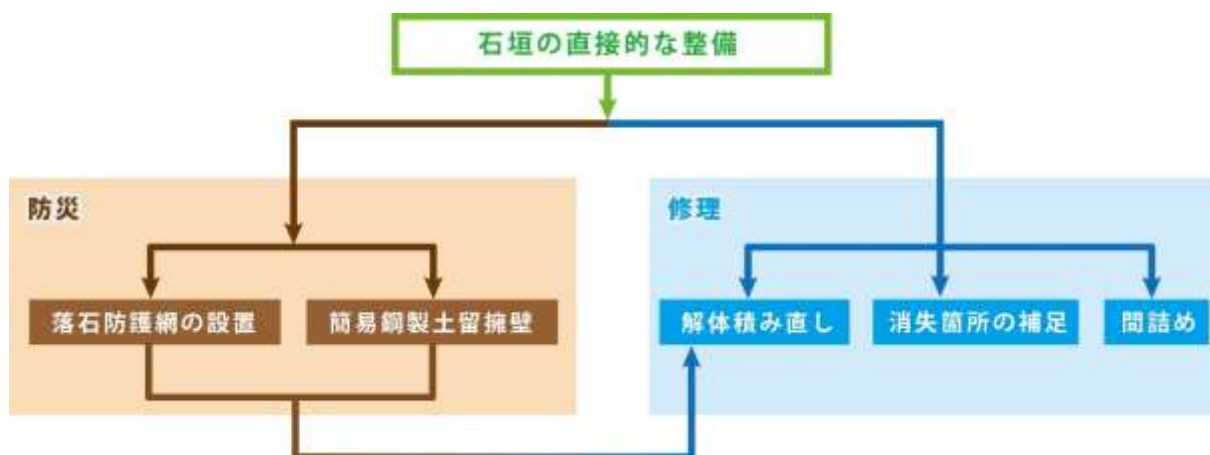
図 5-11 石垣の安定化



図 5-12 石垣周辺樹木の伐採事例 [史跡松坂城跡(三重県松阪市)]

<石垣への直接的な整備>

保存環境の改善による石垣の安定化が見込めない場合は、直接的な整備により保存を図る。直接的な整備とは応急的な措置としての**防災**と**修理**に区分される。防災は、何らかの理由から復旧を行う条件が整っていない場合に採用するケースが多く、石垣の前面にふとんかごやネット等を設置して石垣の崩壊を防止するもの。しかしながらこれは暫定的なものであり、いずれは解体積み直しが必要となる。復旧は軽微なものから、間詰め、築石の補充、解体積み直しに区分される。



史跡大山寺旧境内(鳥取県大山町)



特別史跡金田城跡(長崎県対馬市)

図 5-13 防災の整備事例

表5-3 石垣の復旧方法

方法	整備内容
間詰め	抜け落ちそうな築石の周辺に間詰め石を詰める。間詰め石がくさびの役割を果たし築石を拘束して動きを止める。
築石の補充	築石の消失により周囲石材が不安定となっている箇所に新補石を入れる。間詰めと同様に築石を拘束して動きを止める。
解体積み直し	変形が生じている範囲を一度解体して、変形が生じる前の姿に積み直す。



図 5-14 間詰め整備事例
[史跡松坂城跡(三重県松阪市)]

③ 石段

主郭に遺存する石段は、廃城後の元和年間に愛宕神社の参詣道として整備されたものと考えられるが、一部の石材に破損がみられる。接着してからズレや転倒した段石とともに据え直しを行う。修復方法については次節にまとめる。

④ 灯籠

主郭にある灯籠は、個々の部材にヒビや割れ、欠損がみられないことから、計画策定時において保存処理の必要性はないが、将来整備にて保存処理が必要となった際に備えて今のうちに記録(写真・図化)を取っておく。

⑤ 地下遺構

2郭にて確認された建物跡や玄関遺構、築山、土抗については、良好な保存環境の維持に努めることとし、平坦面の樹木を全て伐採して地下遺構の保存と郭の顕在化を図る。

また、発掘調査成果を反映した表示等整備を目指し、これまでの調査成果を精査するとともに土地の公有化および面的な発掘調査を検討する。

(2) 遺構修復に関する計画

① 造成地形(郭・横道・土橋・堀)

遺構保存にて言及したとおり、発掘調査成果に基づく造成地形の復元修理は今後の課題とし、当面は現地形の保全に努める。整備工事にて残土が生じた場合は、将来整備に向けて城外搬出せず遮水シートにて現地盤と縁を切った上で保管しておく。

保存・活用整備事業が始まると遺構を確実に保存するため試掘を行う機会が増える。局所的でも調査成果を蓄積し、往時の地形を推測する材料のひとつとする。地形造成の時期や範囲は、樹木や既存施設との取り合いを考慮する必要があることから、石垣や石塁の修復、剪定伐採等の植生管理等と合わせて効率的に行うものとする。

② 石段

廃城後の元和年間に愛宕神社の参詣道として整備されたものと考えられ、石垣と同様に構築から

400年余りが経過する間に石材の割れやズレ、転倒が生じている。破損している段石は遺構保存にて言及したとおり接着した上で、元の位置にない段石とともに据え直す。修復(据え直す)位置は、試掘により予め石材の据え付け痕を確認しておく。なお、多くの石材は周辺の土砂が流出したことでズレや転倒が生じたことから、流出箇所への盛土は固化剤を添加した土を使用する。解体した段石および補足材は、控え部分に施工年度を墨書きして、現地に修復履歴を残しておく。

石段の整備からかなりの時間が経過していることから、かつての姿と大きく異なることも予測される。試掘により大規模な改変が認められる場合は、城内道の復元修理は将来整備の課題とし、当面は現道を見学ルートとして利用する。現状を尊重するとともに、消失箇所は同石質で風合いが似た石材を補足して、階段としての機能回復を図る。

③ 灯籠

台座(石組み)に歪みが生じていることから、測量図化(立面図・平面図)した後に解体して組み直す。解体後に設置時期や修復履歴を探るための試掘を行う。

解体部材だけでは安定化が図れない場合は、同石質で風合いが似た石材を補足する。また、土砂の流出による破損である場合は、流出範囲に固化剤を添加した土にて盛土を行い同様の破損が生じないようにする。解体した部材および補足材は、控え部分に施工年度を墨書きして、現地に修復履歴を残しておく。

(3) 地形造成に関する計画

遺構保存にて言及したとおり、当面は現状地形の保全に努め、造成地形の復元修理は今後の課題とする。樹木の剪定や伐採、表土の流出防止措置、雨水排水処理等の複合的な対策により現地形の保全を図る。

当面は石垣や石段、灯籠の周辺、見学ルートの路面等の整備にともなう小規模な盛土にとどめる。

(4) 修景および植生管理に関する計画

見学ルート沿いにあるベンチや柵等の腐朽した木製品は、機能と史跡景観としての風致を回復するため更新する。活用上必要な施設を更新する際は、遺構に影響を与えない構造であるとともに、耐久性と施工性に優れ、景観に配慮した構造・意匠とする。

主要曲輪地区および連郭地区、旧道地区においては、土地所有者の承諾のもと既存木の剪定もしくは伐採により植生を管理していく。植生管理の目的として、遺構の保存や顕在化、眺望の確保等があるが、専門家の指導を踏まえ場所毎に整備内容と範囲を検討する。

(5) 案内・解説施設に関する計画

見学ルートおよび視点場に新たな施設の設置や更新する際は、事前に試掘を行い遺構に影響を与えないことを大前提とする。意匠は統一を図り、景観に調和する色調とする。材料と構造は、耐久性と施工性に優れたものを選択する。

① 見学ルートの起点(愛宕神社<社務所>・神明神社境内地)

起点にある既存の総合案内サイン(平成17年度設置)は、長寿命化を図り今後とも維持していく。表示版に主要郭地区から神明神社へ抜けるルート、山城内で安全に見学することができる範囲を追記する。

土地所有者や周辺住民の理解を得て、守護館跡からの誘導を示すサインを設置する。神明神社側にも同様の総合案内サインを設置する。

② 見学ルートおよび遺構

主要郭地区へ至る経路沿いに誘導サインや注意喚起サインを配置する。主要な遺構には解説サインもしくは記名サインを設置する。サインの設置位置は、遺構に影響を与えずに設置可能な位置であるとともに、サインの設置効果が発揮できる時期とする。例えば遺構の保存と顕在化を目的とした樹木の伐採に合わせて、連続して配置された郭が見通せる位置に解説サインを設置し、来訪者に山城の構造を理解してもらう。既存施設で老朽化していないものは、長寿命化を図り今後とも使用していく。

③ 視点場

見学ルート沿いで守護館跡が俯瞰できる位置や周辺の関連文化財や観光資源等の眺望が効く位置に視点場を設ける。崖地に近接する場合は転落防止柵や注意喚起サインを設置して来訪者の安全を確保する。

眺望点にはベンチやパノラマ解説サインを設け、景色を楽しみながら休憩が取れるようにする。

(6) 管理施設および便益施設に関する計画

案内・解説施設と同様に、見学ルート沿いで新たな施設の設置や更新する際は、事前に試掘を行い遺構に影響を与えないことを大前提とする。意匠や景観に配慮し、コストパフォーマンスに優れた材料と構造とする。

大半が民有地であることから、整備にあたっては土地所有者の理解と協力を得ることが肝要である。

① 安全管理施設

<転落防止柵>

崖地近くの眺望点に転落防止柵(高さ1.1m)を設置し、来訪者の安全を確保する。柵本体にパノラマ解説サインを設置して、可視領域の関連文化財や観光資源を紹介する。

<手摺り>

見学ルートの縦断勾配が急な区間に手摺りの設置を検討する。

<人止め柵>

来訪者の立ち入りを制限するため、危険箇所の手前に人止め柵(高さ1.1m)を設置する。柵だけで来訪者の侵入を防ぐことは難しいことから、柵本体に注意喚起サインを取り付けて来訪者に注意を促す。



図 5-15 転落防止柵に設置されたパノラマ解説サインの整備事例 [屋島(香川県高松市)]



図 5-16 手摺りの整備事例 [屋島(香川県高松市)]

② 便益施設

<ベンチ>

木製のベンチは、施工性が優れているものの寿命が短く、維持管理が難しいことから、石製(施工性を考慮して組立型とする)にて更新する。

<拝殿：休憩所>

愛宕神社の理解と協力のもと、休憩所として利用されている拝殿の美装化を図る。

(7) 防災に関する計画

遺構集中斜面地区および斜面地区においては、倒木や斜面崩壊が生じていないか定期的な巡回を行う。倒木した樹木については、掘削が生じない範囲で根株を除去し、掘り起こされた部分を埋め戻す。また、斜面崩壊の発生もしくは予見される場合は、緊急措置として災害復旧・防災対策を講じる。

■整備概念図



図 5-17 整備概念図(主要郭地区)

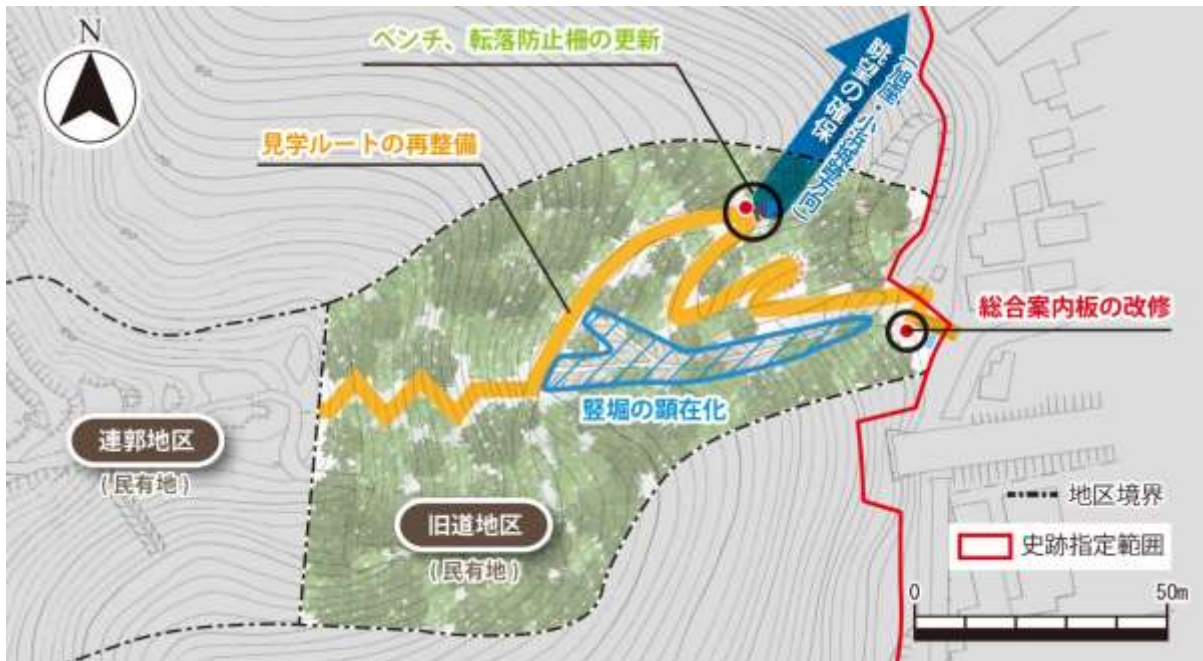


図 5-18 整備概念図(旧道地区)

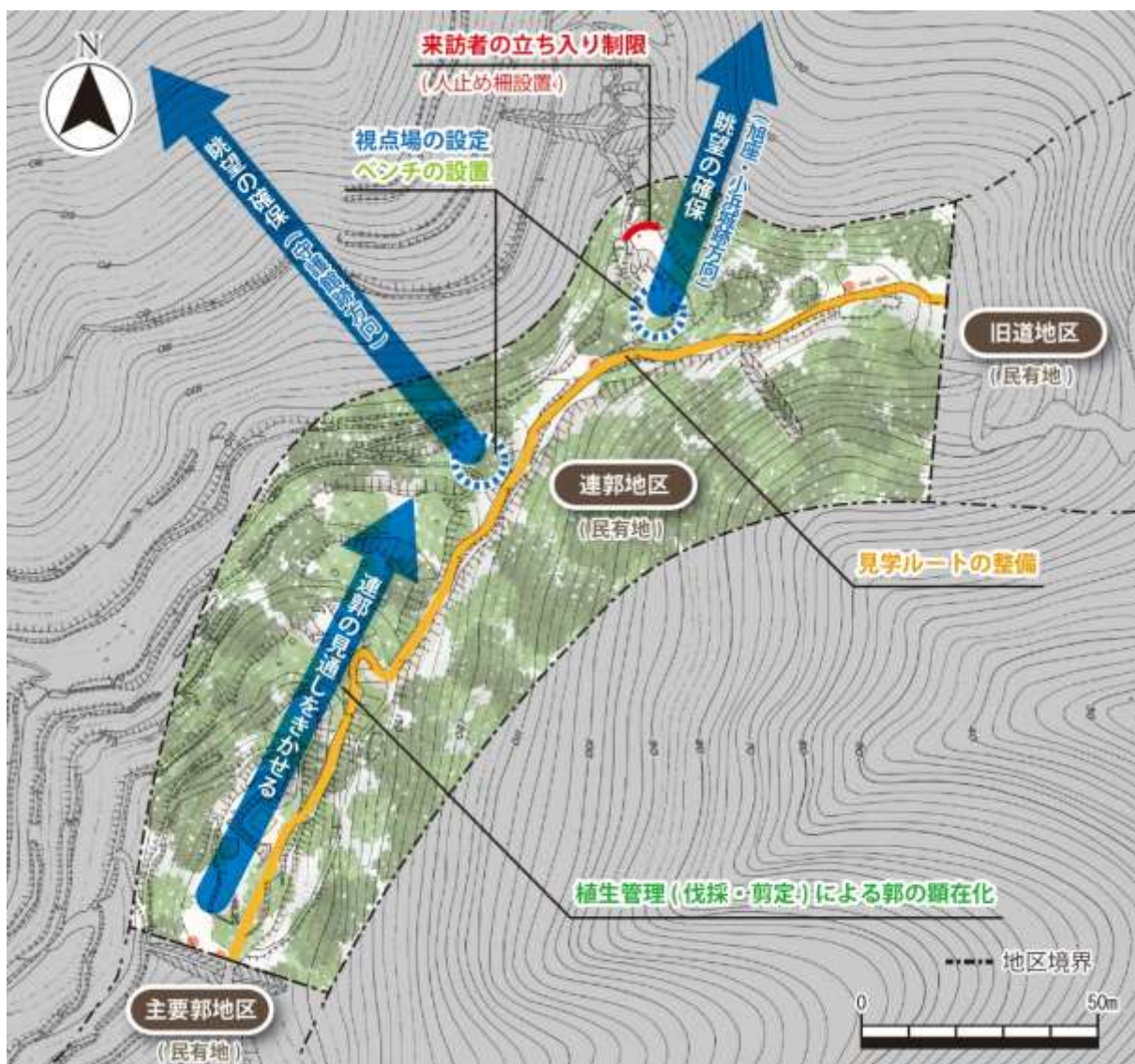


図 5-19 整備概念図(連郭地区)

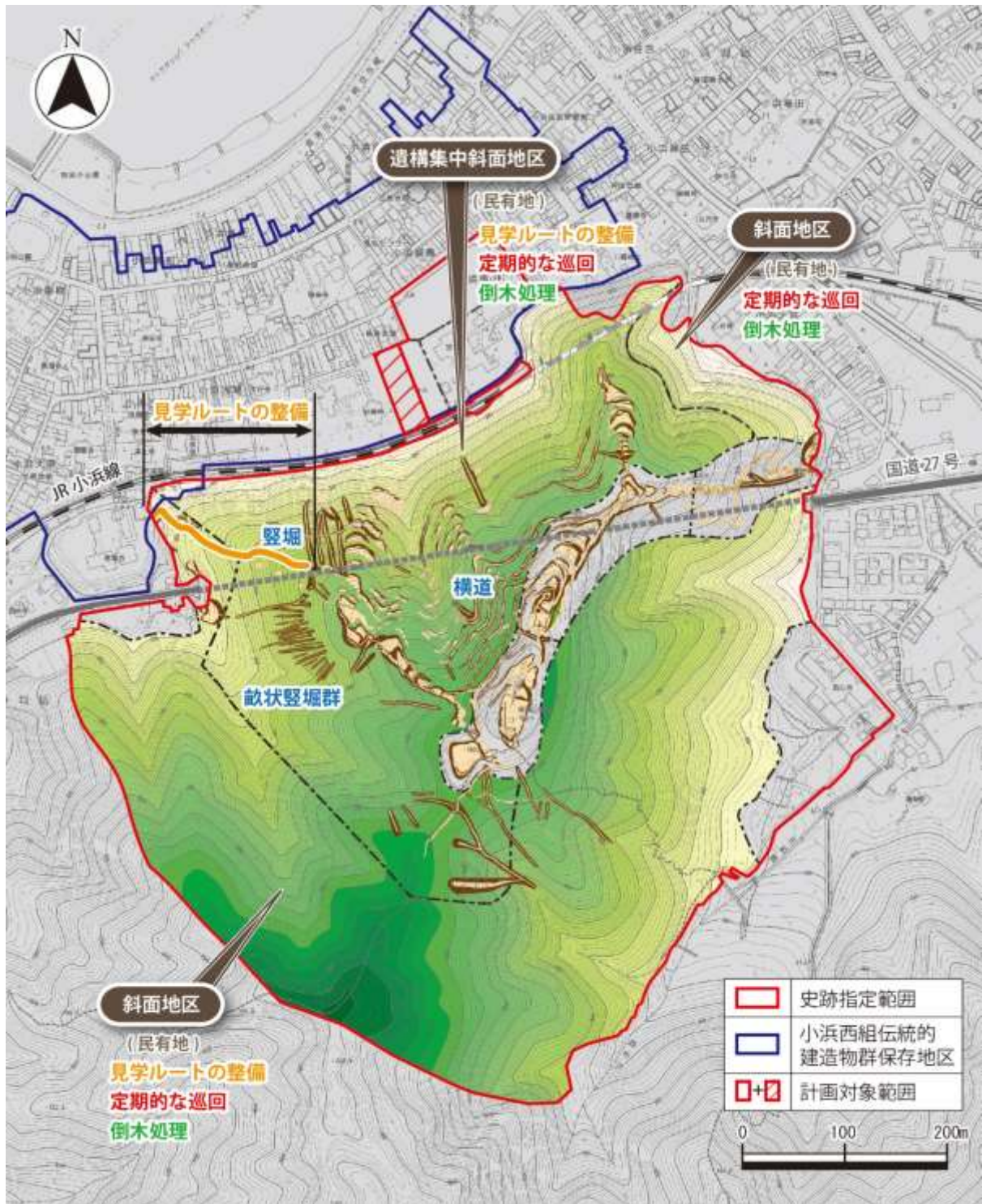


図 5-20 整備概念図(遺構集中斜面地区・斜面地区)

第4節 山麓エリア整備計画

(1) 地形造成に関する計画

3つの境内地区は現況地形を今後とも維持していくこととし、ここでは史跡公園として整備する、守護館跡北側地区および西側地区について計画を示す。

① 守護館北側地区

守護館北側地区は概ね平坦で、標高は4.4m前後。縁辺部にて市道との比高が約50cmある。現地盤から約60cm下に旧校舎の基礎があり、空印寺との摺り合わせと合わせて考慮する必要がある。なお、地盤高を極端に下げると津波発生時に公園全体が浸水する恐れがある。

地区内は、南から北(市道)に向かって、緩やかな勾配にて擦り付ける。市道との比高は、来訪者の安全を考え現状より30cm下げ、北面の段差を堀の内側石垣まで約3mセットバックする。北東の隅欠け部分と東面は既存の位置で擁壁を作り直す。

地区内には雨水排水施設を設けず、北(土塁)に向かって流れ地下浸透させる。集中豪雨により計画地周辺の雨水排水施設が溢れないようにするため、遺構保護層に雨水貯留浸透施設を設け、地区内に一旦雨水を溜める。貯留した雨水は、計画地周辺の既存水路へ少しずつ排水する。

② 守護館西側地区

守護館西側地区は北側地区と比べて40cm前後低く、標高は4.0m前後。南から北に向かって緩やかに下っている。地区西側の史跡指定地外にガイダンス施設の建設を計画することから、1m程度の遺構保護層を確保する必要がある。また、守護館北側地区との比高を解消するためにも、現況地盤高さを整備後も維持する。西側の妙興寺との比高が50cm前後あることから、ブロック塀の位置にて擁壁を作り直す。

北面と東面の既存水路(開渠)を活かして、周辺に降った雨水を集水する。ガイダンス施設の南側に降った雨を集水するものとして、地区中央に水路を設ける。この水路は、露出展示を検討している西側堀跡の脇に沿わせ、露出展示する堀への流入を防ぐ役割も果たすものとする。



図 5-21 断面位置図

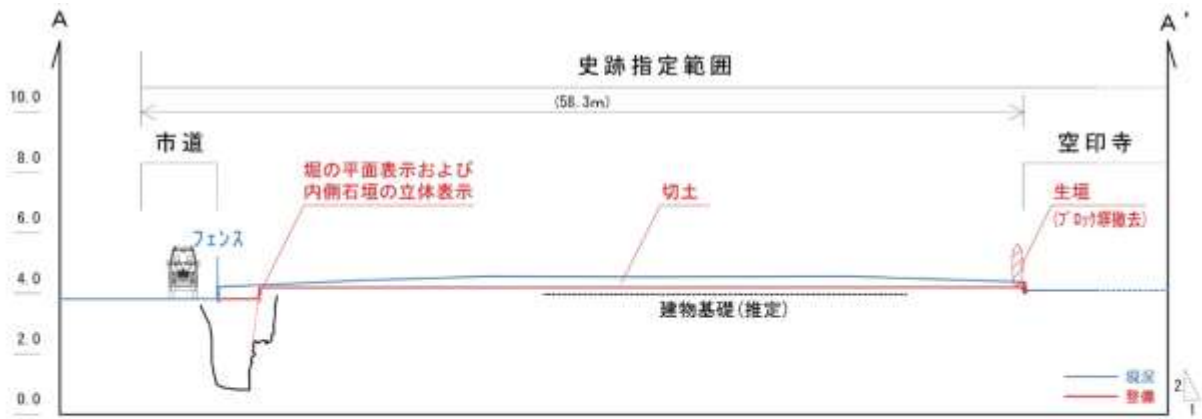


図 5-22 A—A' 断面図



図 5-23 B—B' 断面図

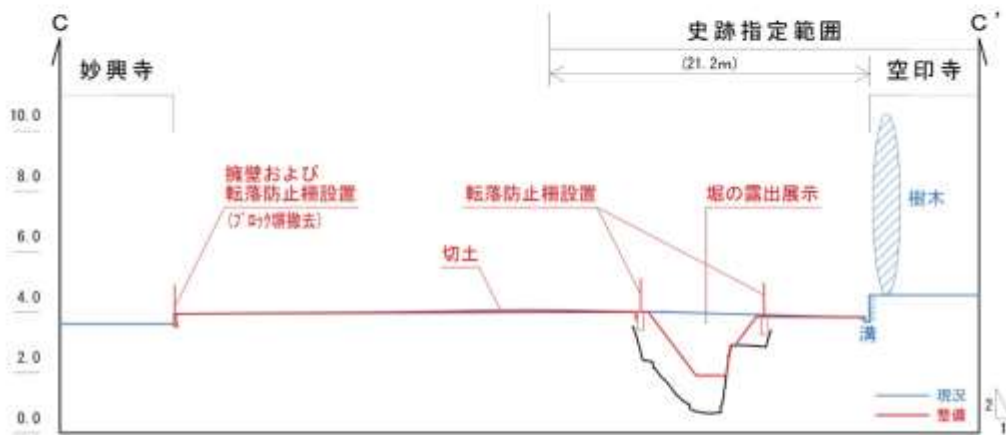


図 5-24 C—C' 断面図

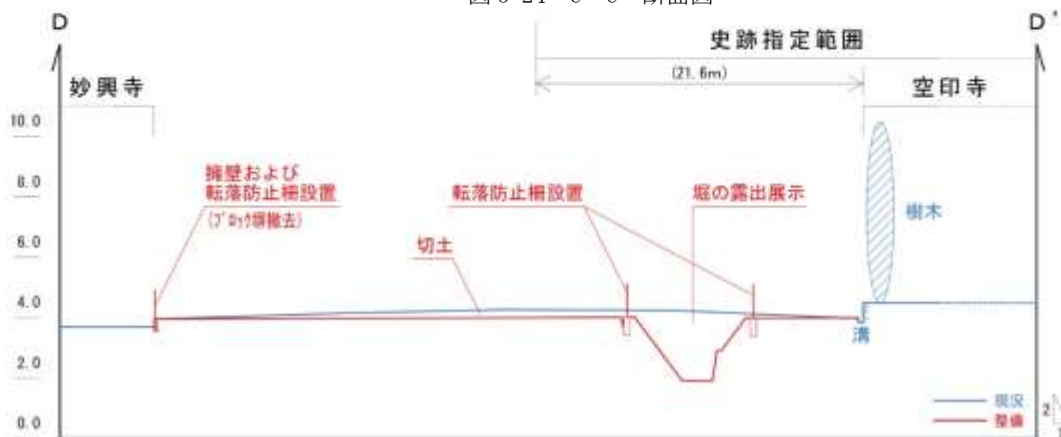


図 5-25 D—D' 断面図

(2) 遺構の表現に関する計画

遺構の表示等整備は、史跡公園としての整備する守護館跡北側地区および西側地区における計画を示す。

① 北面と西面北側の堀

発掘調査成果を基に内側石垣と土塁の立体表示と堀の平面表示整備を行う。北面は既存擁壁から約3m南側で内側の石垣が確認されたことから、その直上にて高さ30cm分を表示整備する。整備に用いる石材は遺存する石垣に類似するものとし、表面は同様の加工を施したものとする。石垣の前面はカラー舗装にて堀の幅を平面的に表現し、背後は土系舗装にて土塁の規模をやや膨らみをもたせて表現する。土塁は、これまでの調査で北側のみ確認されているが、今後の調査で東面や西面からも確認された場合は表示整備を検討する。

西面の堀については、北側を北面と同様の手法にて整備する。南側の露出展示を目指す範囲との間については、石垣および堀いずれも平面表示整備とする。また、堀が折れる北西隅に史跡公園の出入り口としてスロープを設けることから、部分的に石垣も平面表示整備とする。

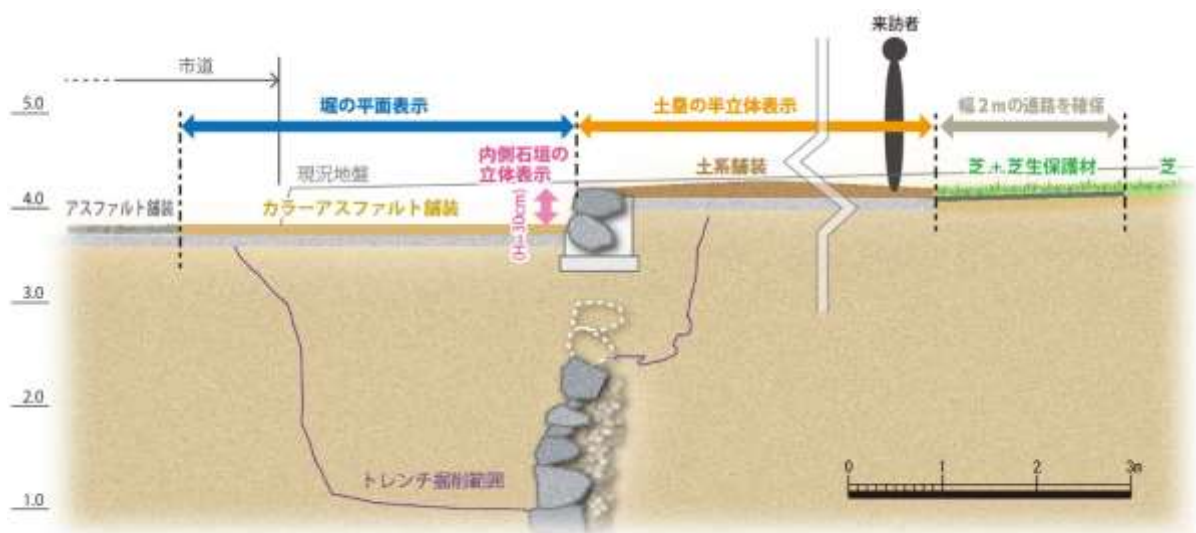


図 5-26 内側石垣の立体表示整備イメージ



図 5-27 堀の立体表示整備事例

[史跡高知城跡(高知市)]

② 西面南側の堀

守護館跡において確認された遺構を全て覆土保存するのではなく、石垣の一部でも発掘調査で確認されたときの迫力を伝えることができないか検討する。露出展示する遺構は、保存状況が良好であるとともに、整備後も適切に管理していくことが可能な範囲や構造とする必要がある。

これまでの発掘調査では内側石垣の遺存状況が良好であるのに対して、外側の石垣は残存状況が良くない。今後も堀の発掘調査により遺存状況を確認し、調査成果を基に露出展示の範囲や規模を検討する。全体的に外側石垣の遺存状況がよくない場合は、内側だけを露出展示する。また、土塁の幅を示す内側の石垣についても露出展示を検討する。

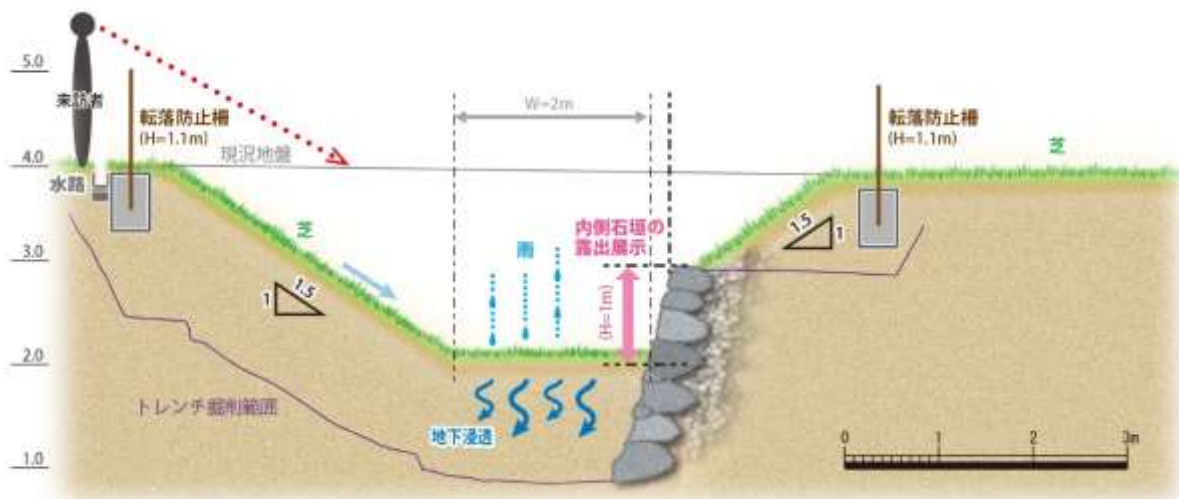


図 5-28 内側石垣の露出展示整備イメージ



[史跡高知城跡(高知市)]



[史跡岡山城跡(岡山市)]

図 5-29 石垣の露出展示整備事例

③ 門

これまでの発掘調査では確認されていないが、守護館跡の正面性を表現するためにも、今後も発掘調査を行い位置や規模、構造を解明する。整備手法については、遺構検出後にあらためて検討する。

④ 建物跡

遺構の保存状況が良好で建物規模と構造、性格等が明らかになっているものを対象に表示整備を行う。なお、イベントでの利用を考えて平面表示整備とする。

(3) 修景および植栽に関する計画

① 守護館北側地区

これまでの発掘調査で館の東面を画する遺構が確認されていないことから、発掘調査により往時の構造解明に努め、調査成果を反映した整備を目指す。遺構を表現するための根拠が得られない場合は、生垣にて東面を画する。南側の空印寺との境界は、ブロック塀を取り壊し、生垣を巡らせ修景を図る。

広場として整備する範囲は草地として管理していく。緑陰樹として高木に生長する樹木をいくつか配置する。植栽する際には植え穴(植物を植えるために掘る穴)の側面と底面に根域制限資材を設置し、樹根が伸張しても遺構に影響を与えないようにする。

② 守護館西側地区

広場部分は居館北側地区と同様に草地として管理していく。ガイダンス施設の南側は遺構に影響を与えない構造にて緑陰樹を配置する。北側はイベント開催時に支障とならないよう樹木は植栽しない。北面および西側は、住宅地や寺に面していることから、縁辺部に遮蔽植栽を配置する。

③ 空印寺境内地区

地区西側の樹林帯は、鬱蒼としているため間伐と剪定により樹木の生育環境を整えとともに風致の回復を図る。整備後も定期的に剪定を行い、酒井家墓所が視認できる状態を維持していく。

④ 常高寺および発心寺境内地区

お寺の理解と協力のもと、剪定や伐採により史跡指定地として風致の維持に努めていく。

(4) 案内・解説施設に関する計画

史跡公園の出入り口(東面中央付近および北西隅)および常高寺地区、発心寺境内地区に総合案内サインを設置する。史跡公園の正面と位置づける東面中央には石製の史跡標識を設置する。堀の露出展示や立体的表示等の遺構表現を行った施設や地形模型の近くに解説サインを設置する。

(5) 管理施設および便益施設に関する計画

① 守護館北側地区

東側と北西隅に設ける出入り口は、車椅子での利用を想定してスロープにすることから、車止めを設置する。北堀は、立体表示整備により市道との間に30cm程度の段差が生じることから、車止めは設置しない。代わりに夜間での転落を防止するため、段差が視認できるようフットライトの設置を検討する。

植栽する緑陰樹の近くに石製のベンチを設置する。



図 5-30 フットライトの整備イメージ

② 守護館西側地区

露出展示を検討している西堀の南側は、現況地場から約2m掘り込むことから、遺構に影響ない構造にて周囲に進入防止柵(高さ80cm)を巡らせる。進入防止柵は、耐久性と施工性に優れた金属製とし、景観と調和する色調とする。

ガイダンス北側広場は、イベント開催広場としての利用を想定して、芝生保護材を設置する。植栽する緑陰樹の近くに石製のベンチを設置する。

③ 空印寺境内地区

小浜市が設置したトイレは、多機能トイレでないものの近年改修したことから、当面は現状のまま利用していく。史跡公園からの利便性を高めるため、守護館北側地区から直接トイレが利用できるように入出口を設ける。既存施設が老朽化して更新が必要となった際に、遺構に影響のない構造にて多機能トイレの設置を検討する。

(6) 防災に関する計画

発心寺境内地区および常高寺境内地区においては、倒木や斜面崩壊が生じていないか定期的な巡回を行う。倒木した樹木については、掘削が生じない範囲で根株を除去し、掘り起こされた部分を埋め戻す。また、斜面崩壊の発生もしくは予見される場合は、緊急措置として災害復旧・防災対策を講じる。

(7) 公開・活用およびそのための施設に関する計画

① 地形模型

史跡公園において山城の地形や郭の配置等を理解してもらうため、地形模型を設置する。山城部分は東西方向が約800mであることから、縮尺を1/200とすると4mになる。比高が約160mであることから水平方向と同縮小にすると高さは80cmとなる。

② ガイダンス施設

史跡指定地に隣接する校庭跡地部分にガイダンス施設の建設を検討する。本来、来訪者の利便性を考えると市道に近い守護館跡(校舎跡地部分)への建設が有力な候補地として挙げられるが、史跡指定地であるとともに未調査区域であることから、地下遺構の保存状況が把握できていない。遺構を確実に保存した上でガイダンス施設の建設が可能か未知数であり、本史跡にとって重要な遺構が確認される場合を考え、史跡指定地外への建設を基本に考える。

市内には福井県立若狭歴史博物館があるものの、東小浜駅の近くにあり、小浜駅からはやや距離がある。文化財や観光資源が集中する駅の近くに、本遺跡のみならず市域に分布する文化財や歴史を学ぶための施設が待望されていた。

ガイダンス施設は本遺跡に関する資料展示を中心とし、ボランティアガイドの待機所や維持管理のための倉庫を備えたものとする。建物の規模は200㎡程度とし、伝建地区内に建設することから和風建築とする。



図 5-31 整備概念図(守護館北側地区・守護館西側地区・空印寺境内地区)

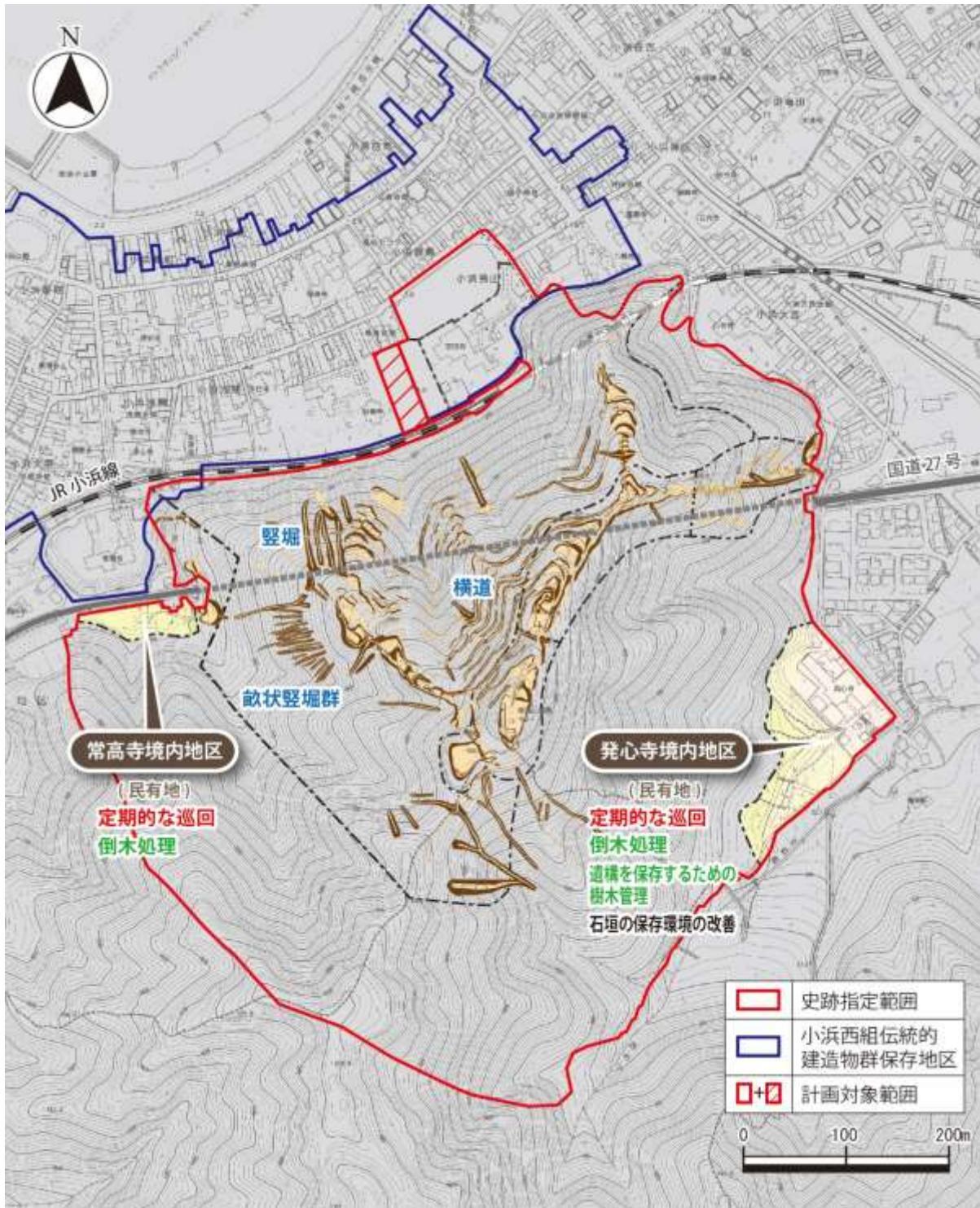


図 5-32 整備概念図(常高寺境内地区・発心寺境内地区)

第5節 周辺計画

令和2年3月に策定した「小浜市文化財保存活用地域計画」では、計画対象範囲を法定文化財には含まれない歴史的・文化的な価値を有する地域資源を含んだ広義の文化財とし、一定のまとまり(関連文化財群)毎に保存・活用していく計画としている。

史跡後瀬山城跡は「海に開かれた小浜城下町」関連文化財群に属し、優先的に保存活用を推進する重点区域に位置付けている。史跡後瀬山城と小浜西組の一体的整備と活用の推進をテーマとし、港町として成立した時代の後瀬山城(国指定史跡)と、古い町並み(小浜西組伝統建造物群保存地区)を中心とした伝統的町並み保存活用区域(図5-33)において、史跡と重伝建地区を活かしたまちづくりを計画的に進めることとしている。

伝統的町並み保存活用区域は、東西南北とも1km程度とコンパクトにまとまっていることから、来訪者には守護館跡と山城を一体的に見学する中で関連文化財にも立ち寄ってもらう。地域の歴史から後瀬山城を俯瞰することで、城としての存在意義を再認識し、来訪者の遺跡に対する理解が深まっていく。



図5-33 伝統的町並み保存活用区域

第6節 事業計画

(1) 段階事業計画

史跡公園として整備する守護館跡は、発掘調査成果を最大限反映した整備を行うことから、計画的な調査を次年度から開始していく必要がある。山城部分の2郭(山上御殿)についても、全面調査に向けて、まずは土地の公有化を進めていく。整備活用事業の中で発掘等各種調査を基に基本設計、実施設計へと段階的に進めて行くこととなる。一度に多くの計画を手掛けることは費用面だけでなく、実施体制においても負担が大きい。効率的かつ着実に整備を計画、実行していくため優先順位を設ける。

計画の枠組み(第1章)にて目標期間を10年と定めているが、活用整備事業も同様に10年の事業期間(短期事業計画)を設け、当面優先すべき実施内容を計画する。山城部分における発掘調査成果を受け、整備の方向性を検討する項目については、中長期事業計画での実施を目指す。短期事業計画は前期5年(令和3～7年度頃)と、後期5年(令和8～12年度頃)にわけ、5年目にそれまでの事業実績を評価するとともに、進捗状況に応じて後期の事業内容を適宜見直す。

事業計画は遺構の保存を大前提とするものの、保存と活用のバランスを考慮した計画とし、風水害や地震に対しては緊急的に対応していくものとする。事業期間中は定期的に整備検討委員会(仮)を開催し、実施内容の報告や指導・助言を受け、以後の調査整備に反映させていく。

(2) 短期事業計画

① 各種調査

1) 発掘調査

■堀(北面・西面)

守護館跡の規模を顕在化する方法として、堀の露出展示および立体的表示整備を計画しているが、北面および西面とも部分的な調査しかしていない。遺構の表現は、保存状況から整備手法を検討していくことから、さらなる調査を行い保存状況の把握から始める。

露出展示する場合は、遺構の保存状況が良好であるとともに、適切な維持管理を継続していくことが可能な工法にて整備する必要がある。守護館跡における整備の目玉となり、史跡公園の象徴となることから、表示整備の手法や範囲等を検討するためにも、早急に調査計画を立て実施していく。

■門(東面)

館の正面性を表現する方法として門の表示整備を計画していることから、想定される範囲にて面的な発掘調査を行い、位置と規模、構造の解明を目指す。

2) 毎木調査

空印寺境内地区は、史跡指定地としての風致回復を図るため、伐採や剪定を行うことから、樹木の位置や樹種、規格(高さ・枝振り・目通り)、生育状況を調べる。

3) 測量・図化

基本設計を行うためには、整備対象範囲および周辺の現況平面図(1/200程度)が必要となる。既存建造物の位置を正しく表現し、地盤や建造物、水路底の高さについて調べ、図化した平面図に表示する。測量・図化した平面図に遺構図を重ね、基本設計を行う上での基礎図とする。

計画の目標期間中に山城部分の大規模な造成や面的な施設を整備することはしないことから、測量作業は史跡公園部分(居館跡北側地区・居館跡西側地区・空印寺境内地区)に限定する。

山城部分における遺構の分布や構造、登城道の存在を確認するため、赤色立体図の作成を検討する。

4) 地盤調査

ガイダンスの建設予定地の地盤強度を調べるため、ボーリング調査もしくはサウンディング試験を行う。得られた数値から建物基礎の形状と規模を検討する。

5) 石垣調査

■記録保存

石垣に対する直接的な整備は、事前に発掘調査や測量・図化等の準備が必要となり、着手するまでに相当な時間を要する。石垣の現状維持を目的とした保存環境の改善や防災措置を講じていくが、さらなる破損の進行も十分考えられることから、石垣周辺を除草した上で立面および平面を撮影しておく。歪みのないオルソ写真の作成が望ましいが、撮影図化に費用がかかり頻繁に記

録することは難しい。次項で記述する動態調査と合わせて、デジタルカメラによる写真撮影とする代わりに撮影頻度を上げる。

法面に点在する崩落石材は、来訪者の安全対策や保存修理する際に再利用することから、分布範囲や個数等を図面に記録しておく。

■動態調査

前述したように石垣の現状維持に努めていくが、さらなる破損の進行も十分考えられる。変状の有無を比較するために正確な記録を頻繁に取ることはできないことから、石垣面にガラス棒やクラックゲージを設置して、変状の有無を確認する。石垣面の変状を捉えることを苦手とするが、現地にて誰でも変状の有無を確認することができる。

定期的にガラス棒の割れやゲージの数値の変化が生じていないか確認する。仮に変状がうかがえる場合は、トータルステーションによる定点観測を開始して保存修理の必要性について検討する際の判断材料とする。



図 5-34 石垣動態調査方法

■石垣保存整備計画

石垣の保存状況を把握した上で、石垣の保存(安定性)と来訪者の安全確保(安全性)の観点から、保存措置の方法や優先順位を定める。来訪者の安心・安全を確実なものとするため、その他の整備(見学ルートや管理施設の整備等)と実施時期や範囲の調整を図る。

② 設計

1) 基本設計

整備基本計画にて示した各地区の整備内容について技術的な課題を抽出し、どのような工法にて具現化していくのか検討する。さらに整備に必要な費用についても算出する。山頂・山腹エリアの旧道地区から主要郭地区および史跡公園として整備する範囲について、発掘調査成果がまとまった段階で基本設計に着手する。基本設計に基づき具体的な事業計画を立て、保存・活用整備を進めていく。

ガイダンスの建設に際しても基本設計を行い、建物の意匠と工事費を算出する。

2) 実施設計

発掘調査や測量、毎木調査、基本設計等の成果を基に工事に必要な設計図書(設計図面・数量計算・特記仕様・工事費内訳)を作成する。なお、山頂・山腹エリアの植生管理は小浜市教育委員会文化課が直接設計・監理を行う。

③ 整備工事

令和3～12年度までの短期事業計画で実施する主な整備内容を以下に示す。

●山城の環境整備：令和3～12年度頃

遺構の保存や顕在化、眺望の確保を目的とした植生管理(樹木の伐採・剪定)を順次行う。並行して各種サインやベンチ、安全管理施設等の整備を進めていく。

●石垣の保全措置：令和6・7年度頃

石垣の測量調査や動態調査から始め、遺構の保存状況と来訪者の安全性の観点から整備の優先順位を設け、順次保全措置を講じていく。

●堀の顕在化：令和9・11年度頃

堀については未調査部分の発掘調査と西面における土塁の存在を確認することから始める。調査成果から、堀と土塁をセットにして北面および西面北側の立体もしくは平面表示整備について検討する。露出展示を目指す西面南側については、遺構の保存状況から整備範囲を検討する。検討結果を基に実施設計を行い、順次整備に着手する。

●ガイダンス施設の建設：令和10～12年度頃

ガイダンス施設の建設は、守護館北側地区の整備が概ね完了した10年目から開始する。展示を含めた基本設計から始め、地盤調査や実施設計を行い、建物の建設と展示の製作に着手する。

●公園整備：令和7～12年度頃

史跡公園として整備する守護館跡および周辺地の公園整備を進める。土塁を含めた堀の整備内容が固まった時点で、公園整備を行う範囲について実施設計を行い、順次整備に着手する。令和10年度までに守護館北側地区および空印寺境内地区の整備を完了させて、部分供用を開始する。

主要郭地区		実施期間：令和3・5～8年度
令和3年度	整備	植生管理(樹木の伐採・剪定)
令和5年度	調査	石垣調査(保存整備計画含む)
	設計	基本設計(計画対象範囲)
令和6年度	設計	実施設計(地区全体)
	整備	遺構保存整備(石垣の保存環境の改善) 動線整備(見学ルート・ロープ柵・誘導サイン) 安全管理施設整備(人止め柵)
令和7年度	整備	遺構保存整備(石垣の保存環境の改善・石段と灯籠の復旧) 案内・学習施設整備(解説サイン) 便益施設整備(ベンチ・拝殿の美化)
令和8年度	整備	植生管理(樹木の伐採・剪定)
連郭地区		実施期間：令和4・5・7・8年度
令和4年度	整備	植生管理(樹木の伐採・剪定)
令和5年度	整備	植生管理(樹木の伐採・剪定)
	設計	基本設計(計画対象範囲)
令和7年度	設計	実施設計(地区全体)
	整備	動線整備(見学ルート・誘導サイン) 安全管理施設整備(人止め柵)
令和8年度	整備	案内・学習施設整備(解説サイン) 便益施設整備(ベンチ)
旧道地区		実施期間：令和5・8・9年度
令和5年度	設計	基本設計(計画対象範囲)
令和8年度	設計	実施設計(地区全体)
	整備	植生管理(樹木の伐採・剪定) 動線整備(見学ルート・手摺り・誘導サイン) 安全管理施設整備(転落防止柵)
令和9年度	整備	案内・学習施設整備(総合案内サイン) 便益施設整備(ベンチ)
見学ルート		実施期間：令和11・12年度
令和5年度	設計	基本設計(計画対象範囲)
令和11年度	設計	実施設計(地区全体)
	整備	動線整備(見学ルート) 安全管理施設整備(転落防止柵)
令和12年度	整備	案内・学習施設整備(総合案内サイン)



図 5-35 山頂・山腹エリア短期事業実施計画図

表 5-4 山頂・山腹エリア短期事業実施計画表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度以降
主要郭地区	整備		石垣調査	実施設計	整備 石垣保存措置	整備					
連郭地区		整備			実施設計	整備					
旧道地区			基本設計			実施設計	整備	令和10年3月 右回りルート 主郭まで整備完了			
遺構集中斜面地区							実施設計	整備			
斜面地区									実施設計	整備	令和12年4月 周回ルート 整備完了
見学ルート									実施設計	整備	

□：小浜市教育委員会文化課が直接設計・監理を行う

守護館北側地区		実施期間：令和3～10年度
令和3年度	調査	発掘調査（北側の堀・東側の門）
令和5年度	調査	整理作業
	設計	基本設計（計画対象範囲）
令和6年度	設計	実施設計（地区全体）
令和7年度	整備	地形造成整備（西側半分）
令和8年度	整備	地形造成整備（東側半分・雨水排水施設）
令和9年度	整備	遺構活用整備（堀の表示整備）
		動線整備（出入口・見学ルート・誘導サイン等）
		安全管理施設整備（車止め・注意喚起サイン・照明灯（フットライト）他）
令和10年度	整備	植栽整備（張芝・生垣植栽・中高木植栽） 案内・学習施設整備（総合案内サイン・解説サイン・地形模型） 便益施設整備（ベンチ）

守護館西側地区		実施期間：令和4・5・9～12年度
令和4年度	調査	発掘調査（西側の堀） 地形測量
令和5年度	調査	整理作業
	設計	基本設計（計画対象範囲）
令和9年度	設計	実施設計（地区全体）
令和10年度	整備	地形造成整備（雨水排水施設含む）
令和11年度	整備	遺構活用整備（堀の露出展示）
		動線整備（見学ルート・イベント広場・誘導サイン他）
		安全管理施設整備（人止め柵・車止め）
令和12年度	整備	植栽整備（張芝・中高木植栽） 案内・学習施設整備（解説サイン） 便益施設整備（ベンチ）

ガイダンス施設		実施期間：R8～R12年度
令和8年度	調査/設計	地盤調査/基本設計（展示含む）
令和9年度	設計	実施設計（建築）
令和10年度	整備	整備（建築）
令和11年度	整備/設計	整備（建築）/実施設計（展示）
令和12年度	整備	整備（展示）



図 5-36 山麓エリア短期事業実施計画図

空印寺境内地区		実施期間：令和5・8～10年度
令和5年度	設計	基本設計（計画対象範囲）
令和8年度	調査	毎木調査
令和9年度	設計	実施設計（地区全体）
	整備	植生管理（樹木の伐採・剪定） 安全管理施設整備（車止め・注意喚起サイン他）
令和10年度	整備	動線整備（見学ルート・駐車場・誘導サイン他） 案内・学習施設整備（解説サイン）

発心寺境内地区		実施期間：令和5・12年度
令和5年度	設計	基本設計（計画対象範囲）
令和12年度	設計	実施設計（地区全体）
	整備	植生管理（樹木の伐採・剪定） 案内・学習施設整備（解説サイン）

常高寺境内地区		実施期間：令和5・12年度
令和5年度	設計	基本設計（計画対象範囲）
令和12年度	設計	実施設計（地区全体）
	整備	植生管理（樹木の伐採・剪定） 案内・学習施設整備（解説サイン）

表 5-5 山麓エリア短期事業実施計画表

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度以降
守護館北側地区	発掘調査 (北側の堀・東側の門)	地形測量	整理作業	実施設計	★ 地形造成	★ 堀の立体表示	★ 正面性の整備	★ 正面入口	令和11年4月 史跡公園 部分供用開始		
守護館西側地区		発掘調査(西側の堀)					実施設計	★ 地形造成	★ 堀の露出展示		令和11年4月 史跡公園 全体供用開始
空印寺境内地区			基本設計			毎木調査	整備		令和11年4月 史跡公園 部分供用開始		
発心寺境内地区										実施設計	整備
常高寺境内地区											
ガイダンス施設						地盤調査	基本設計	実施設計 (建築)	整備 (建築)	実施設計 (展示)	整備 (展示)

★：重点事業項目

※各整備は設計趣旨通りに工事を進めるため施工監理を委託する

※ガイダンス施設の供用開始までの間は計画地周辺の空家を利用した公開・展示を検討する

第6章 公開・活用に関する計画

愛宕まつりや後瀬山城跡探索会や若狭武田氏史跡巡りウォークの他に新たな公開・活用の方法を模索していく。

第1節 現場説明会

遺跡に対する関心を高めるとともに理解を深めるため、発掘調査だけでなく石垣の保全措置の実施状況を見学してもらおう。石垣の構造を学ぶだけでなく、保存状況から保全措置の目的や必要性について理解してもらおう。

第2節 石垣管理

守護館跡において堀の内側石垣を露出展示する際は、石垣の保存状況に変化が生じていないか石垣動態調査を実施していくこととなる。ガラス棒の点検やゲージの読み取り作業を市民に実施してもらい、自分たちで石垣を管理していくことで、遺跡保存の意義を理解してもらい、郷土愛の醸成に繋げていく。

第3節 教育の場

出前授業や講座だけでなく現地見学会を行い、遺跡を直に体感して理解する場として利用する。敦賀までの北陸新幹線延伸による効果を見込んで、地元だけでなく遠方の学校に対しても、小浜市の歴史と文化を学ぶ場として積極的に誘致する。また、小学校社会科の副読本などへ後瀬山城跡に関する情報を積極的に提供し教材としての利用促進を図る。

第4節 市民との協働

市内の公民館などの社会教育施設における学習会やレクリエーション活動などにおいて後瀬山城跡の歴史講座や史跡めぐりなどのメニューの提供の充実と連携強化に努めることにより、広く市民・関係団体との協力を仰ぎながらボランティアガイドの育成に努める。

また、若狭おばま観光協会など関係団体との連携・協力により市内の観光スポットや各種イベント等を通じて市内外の来訪者に向けてパンフレットを配布するなど後瀬山城跡に関する情報発信を行っている。今後はさらなる誘客アップを目指して観光政策の一環として行われるバスツアー等を企画する観光事業者に向けてのPRや、後瀬山城跡の特性と魅力を十分に活かしたイベントやツアー企画の開発などへ積極的に情報提供を行い、利活用の促進を図る。

第5節 他の関連文化財との連携

史跡後瀬山城跡は“海に開かれた小浜城下町”の関連文化財であり、小浜西組伝統的建造物群保存地区内に含まれており、史跡と重要伝統的建造物群保存地区の2重の指定を受けている。そのため町家deフェスタや一門一灯事業、八百比丘尼を活かしたまちづくり、史跡後瀬山城跡周辺に所在する歴代若狭国主に関する文化財を巡るツアーなど、両者を連携させたまちづくりを計画的に進めていく。

第7章 管理・運営に関する計画

第1節 推進体制

次年度から本計画に基づく活用整備事業が始まり、これまでの維持管理と活用に加えて発掘等各種調査と整備工事が追加される。工事発注に必要となる設計図書のとりのまとめは小浜市職員の土木技師や建築士が対応することとなるが、設計の内容の確認や現場での指示は遺構の保存を図り、発掘等各種調査成果を反映させた工法になることから、最終的には文化課が判断することとなる。目標期間を10年としている活用整備事業を円滑に実施していくためには、文化課の体制強化が急務といえる。

庁内では商工観光課・都市整備課・農林水産課・生活安全課など関係各課と縦・横方向の連携を密にし、相互理解のもと取り組むべき課題の共有化を図り、全庁的な推進体制の構築を図る。さらに、史跡の保存・整備等計画的な管理が必要な施策については、文化庁・福井県・小浜市で協議する。

第2節 管理運営

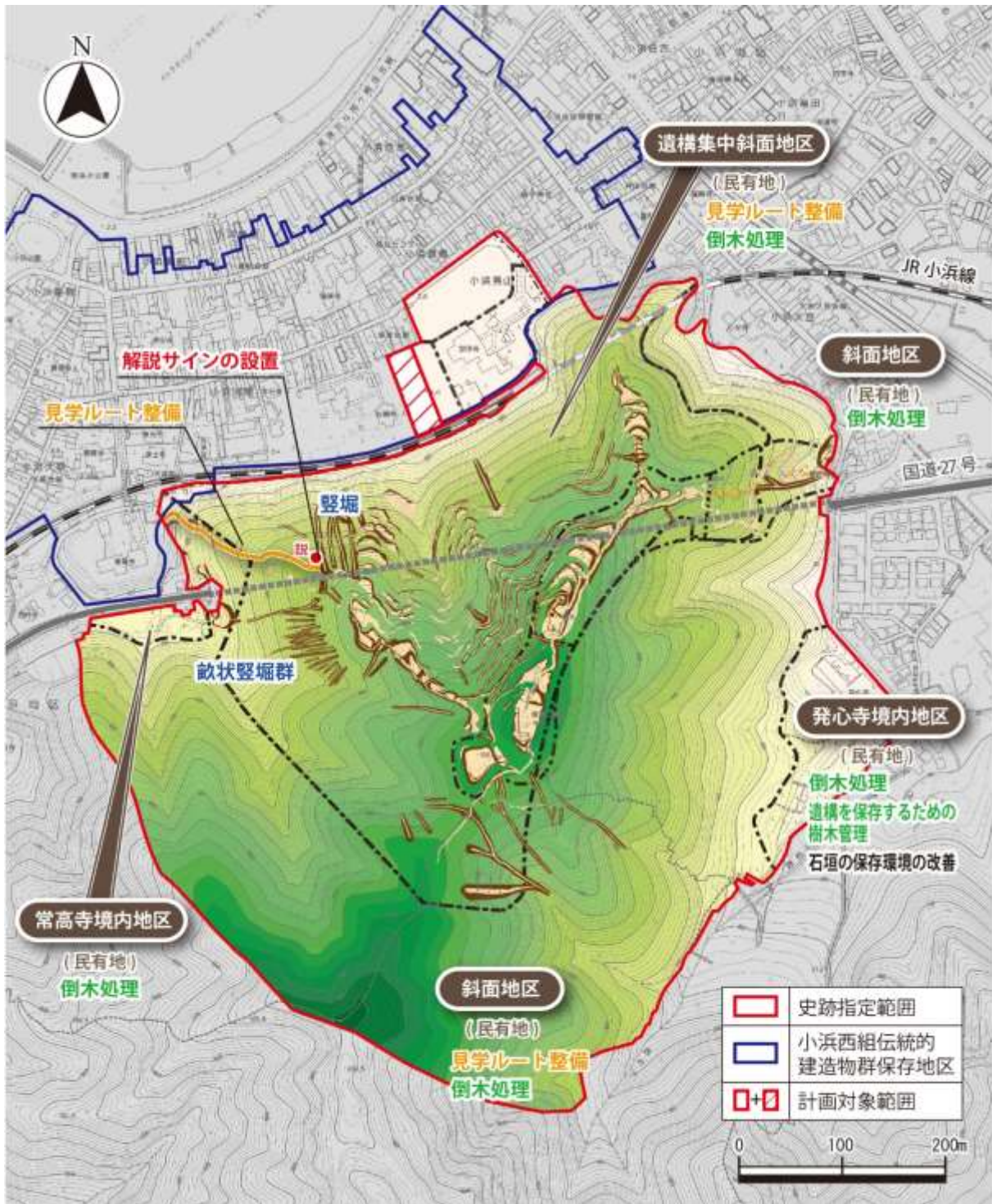
史跡公園として整備する範囲だけでも約1haを超えることから、史跡景観としての風致を維持していくためには、日々の管理が欠かせない。守護館跡において堀の内側石垣を露出展示する際は、トータルステーションによる定点観測は機器が必要となることから小浜市が行う。なお、定期的に石垣に関して専門的な知識をもつ有識者にも状況を確認してもらう。

史跡後瀬山城跡を恒久的に保存し、活用していくためには植栽管理等の維持管理や運営を小浜市だけで実施していくことは難しいことから、広く市民・関係団体との協働を推進することが重要である。そのため小浜市が中心となり管理活用協議会を組織して、年間のスケジュールを立て実施していく。

整備計画図



整備計画図(主要郭地区・連郭地区・旧道地区)



整備計画図(遺構集中斜面地区・斜面地区・発心寺境内地区・常高寺境内地区)



整備計画図(守護館北側地区・守護館西側地区・空印寺境内地区)



山城の整備イメージ



守護館跡および周辺の整備イメージ

参考資料

■ 史跡後瀬山城跡整備基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、史跡後瀬山城跡の保存整備事業を円滑に推進するために必要な整備基本計画を策定するために設置される、史跡後瀬山城跡整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、小浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う史跡後瀬山城跡の活用や保存整備のための調査や計画策定等について協議および検討を行い、必要な指導助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員を10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小浜市文化財保護審議会委員
- (3) 観光団体
- (4) 地元関係者

(委嘱および任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から整備基本計画の策定が終了した日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 委員会は、委員の互選により会長および副会長を選出する。

2 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、または、会長が欠けた時はその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員会に学識経験者および関係者等をオブザーバーとして加えることができ、第2条の事項について専門的見地から意見を求めることができる。

(委員の報酬等)

第7条 委員の報酬および旅費は、次の表に定めるものとする。

	委員会謝礼	備考
第3条第2項第1号に該当する者	10,000円/回	旅費相当額を上乗せする
第3条第2項第2号から第4号に該当する者	3,000円/回	旅費相当額を上乗せする

旅費相当額については、小浜市の規定に基づき算定する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、小浜市教育委員会文化課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員が会議に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

(招集の特例)

2 第4条の規定による委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に掲げる事務が終了した日をもってその効力を失う。

■史跡後瀬山城跡整備基本計画策定委員会名簿

<委員>

氏名	現職名	分野
水野 和雄	元福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館長	歴史・考古学
吉岡 泰英	元福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館長	歴史・建築
外岡 慎一郎	奈良大学教授	文献
城谷 義則	小浜市文化財保護審議会会長	天然記念物
藤原 清次	一般社団法人若狭おばま観光協会代表理事	観光団体代表
木下 弘明	小浜地区まちづくり協議会会長	地元住民代表
大田 康博	小浜西組町並み協議会委員	地元住民代表
佐野 達也	(株)まちづくり小浜取締役	観光団体代表

<オブザーバー>

氏名	現職名
五島 昌也	文化庁文化資源活用課文化財調査官（令和元年度）
市原 富士夫	文化庁文化資源活用課文化財調査官（令和2年度）
中川 佳三	福井県教育庁生涯学習・文化財課参事

<事務局>

氏名	現職名
窪田 光宏	小浜市教育委員会教育長
西田 雅志	小浜市教育委員会教育部長（令和元年度）
檀野 清隆	小浜市教育委員会教育部長（令和2年度）
松宮 眞由美	小浜市教育委員会文化課長（令和元年度）
森下 雅至	小浜市教育委員会文化課長（令和2年度）
下仲 隆浩	小浜市教育委員会文化課主幹
西島 伸彦	小浜市教育委員会文化課主査（令和元年度） 小浜市教育委員会文化課グループリーダー（令和2年度）

■上位計画

計 画 名	本史跡に関連する方針・計画
『第6次小浜市総合計画』 担当：人口増未来創造課 策定：令和3年3月 期間：10年間(令和3年度～令和12年度)	・小浜の文化財（たからもの）を活かし継承するために作成した『小浜市文化財保存活用地域計画（おぼまだからできること。）』に基づき、同計画で定める小浜西組伝統的建造物群保存地区や後瀬山城跡、多田ヶ岳一帯の社寺遺産群をはじめとする重点区域の整備を進める。
『まち・ひと・しごと創生第2期小浜市総合戦略』 担当：人口増未来創造課 策定：令和3年3月 期間：5年間(令和3年度～令和7年度)	総合計画との整合を図るとともに、めざすべき将来像で掲げている「市民主役」、「歴史と風土が生きる住み心地の良いまち」を実現するため、「ひと」を育て、「しごと」（雇用）を創出し、市民が豊かな生活を実感できる「まち」の形成を重点項目として取組みを強化することで人口増加につなげていく。

■史跡後瀬山城跡に関わる計画

計 画 名	本史跡に関連する方針・計画
『小浜市文化財保存活用地域計画』 担当：文化課 策定：令和2年3月 期間：10年間(令和2年度～令和11年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡後瀬山城跡は「海に開かれた小浜城下町」関連遺産群に属し、優先的に保存活用を推進する重要区域に位置されている。 ・史跡後瀬山城と小浜西組の一体的整備と活用の推進を図る。 ・港町として成立した時代の後瀬山城(国指定史跡)と、古い町並み(小浜西組伝統建造物群保存地区)をリンクさせた歴史的景観保存活用地域であり、史跡と重伝建地区を活かしたまちづくりを計画的に進める。
『史跡後瀬山城跡保存活用計画』 担当：文化課 策定：平成31年3月	山城と守護居館を一体で保存するため、史跡の本質的価値や構成要素、地区区分を整理して保存と活用の方針や方法、現状変更等の取扱い基準を定めている。さらに保存・整備・活用の方針や史跡を適切に保存活用していくための方策についてまとめている。
『小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区保存計画』 担当：文化課 策定：平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・保存地区内にある伝統的建造物以外の建造物、工作物、空き地等については、伝統的建造物群と調和のとれた修景を行い、保存地区の環境を維持する。 ・地区外からの訪問者専用の駐車場は、保存地区外での設置を検討する。

計 画 名	本史跡に関連する方針・計画
『小浜市小浜西組伝統的建造物群 保存地区防災計画』 担当：文化課 策定：平成23年度	小浜小学校跡地北側の道路は防災避難路となっていることから道幅を拡幅して、大型消防車両の通行を可能なものとし、小浜小学校跡地の一時避難所としての利用を計画する。

■その他の関連計画

計 画 名	本史跡に関連する方針・計画ほか
『小浜市景観計画』 担当：環境衛生課 策定：平成22年度	<基本方針> ・水と緑に恵まれた美しい景観の保全・育成 ・小浜独自の歴史的景観や伝統文化の継承 ・豊かな暮らしを支える魅力ある都市景観づくり ・市民・事業者・行政が協力して取り組む景観づくり
『小浜市環境基本計画』 担当：環境衛生課 策定：平成23年度	<環境像> 「海・山・河 誇りの持てる豊かな自然 住み心地の良いまち おばま」 <基本目標> ・郷土の自然を守るまち ・地球規模で考えみんなで取り組むまち ・資源が循環する環境にやさしいまち ・健康で安全なまち ・みんなで環境を学び協働するまち
『小浜市都市計画マスタープラン (改訂)』 担当：都市整備課 策定：平成24年度	<まちづくりの目標> 「人と自然・歴史・文化を紡ぐ、“感動のまち”おばまー地域力を活かした持続可能なまちづくりー」 <基本方針> ・小浜の地域資源を活かした活力と交流を生みだすまちづくり ・環境負荷の小さい持続可能なまちづくり ・安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり ・小浜の風景を育み続けるまちづくり ・市民・団体・事業者・行政の協働によるまちづくり
『小浜市地域防災計画』 担当：生活安全課 改訂：平成29年度	山城跡の山裾部分は土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定され、守護居館跡は津波による浸水想定範囲に区分されていることから、防災関係機関との協力を得て、災害防止や災害応急対策等を実施が求められる。

■日本遺産

名 称	ストーリーの概要
<p>『海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群 ～御食国若狭と鯖街道～』</p> <p>担当：文化課 認定：平成27年度</p>	<p>若狭は古代、海産物や塩など豊富な食材を都に送り、朝廷の食を支えた「御食国」のひとつであり、御食国の時代以降も「若狭の美物」を都に運び、京の食文化を支えてきた。近年「鯖街道」と呼ばれる若狭と都をつなぐ街道群は、食材だけでなく、様々な物資や人、文化を運ぶ交流の道であった。その構成は「都とのつながり」、「海と都をつなぐ街道往来の拠点」の2つを重視して28の文化財群で構成され、史跡後瀬山城跡や小浜西組伝統的建造物群保存地区もそのひとつである。</p>
<p>小浜市内の主な構成文化財</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>小浜市場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小浜放生祭</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>本境寺</p> </div> </div>	
<p>『荒波を越えた男たちの夢が紡いだ 異空間～北前船寄港地・船主集落』</p> <p>担当：文化課 認定：平成30年度</p>	<p>北前船は江戸時代から明治にかけて日本海海運として活躍した主に買積みの北国廻船のことで、瀬戸内海を通過して大坂・江戸へ向かう西廻り航路と、津軽海峡を通過して江戸へ向かう東廻り航路を利用したが、西廻り航路を走る船を北前船と称した。小浜は北前船寄港地の一つで、北前船交易で財を成した商人による豪壮な船主屋敷が北前船寄港地には見られ、また船絵馬や船模型など航海安全に伴うと考えられる物が奉納されている。北前船に関わる構成文化財として11の文化財を挙げている。</p>
<p>小浜市内の主な構成文化財</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>旭座</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧古河屋別邸 附庭園(護松園)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧料亭蓬嶋楼</p> </div> </div>	

■小浜市の文化財一覧

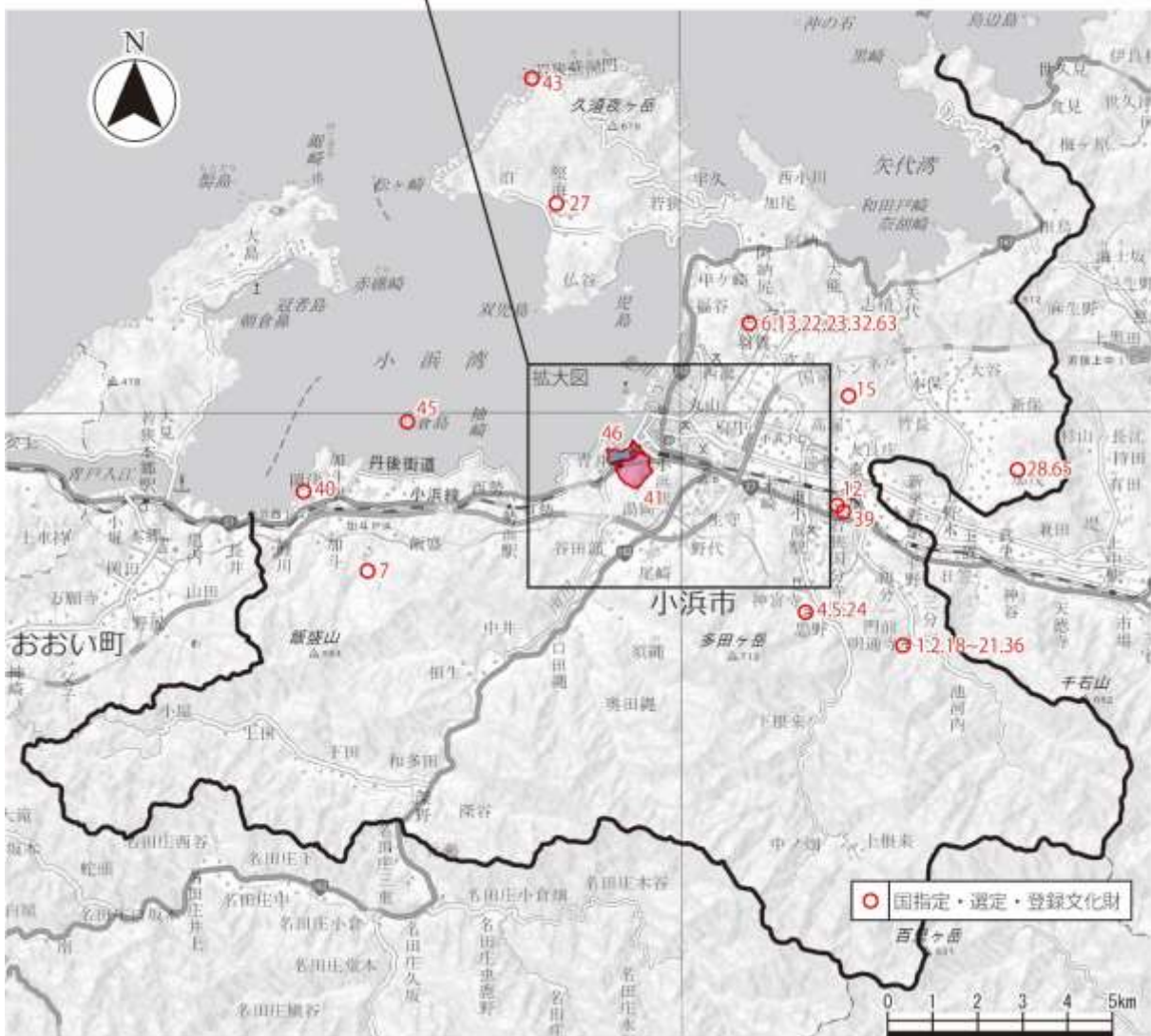
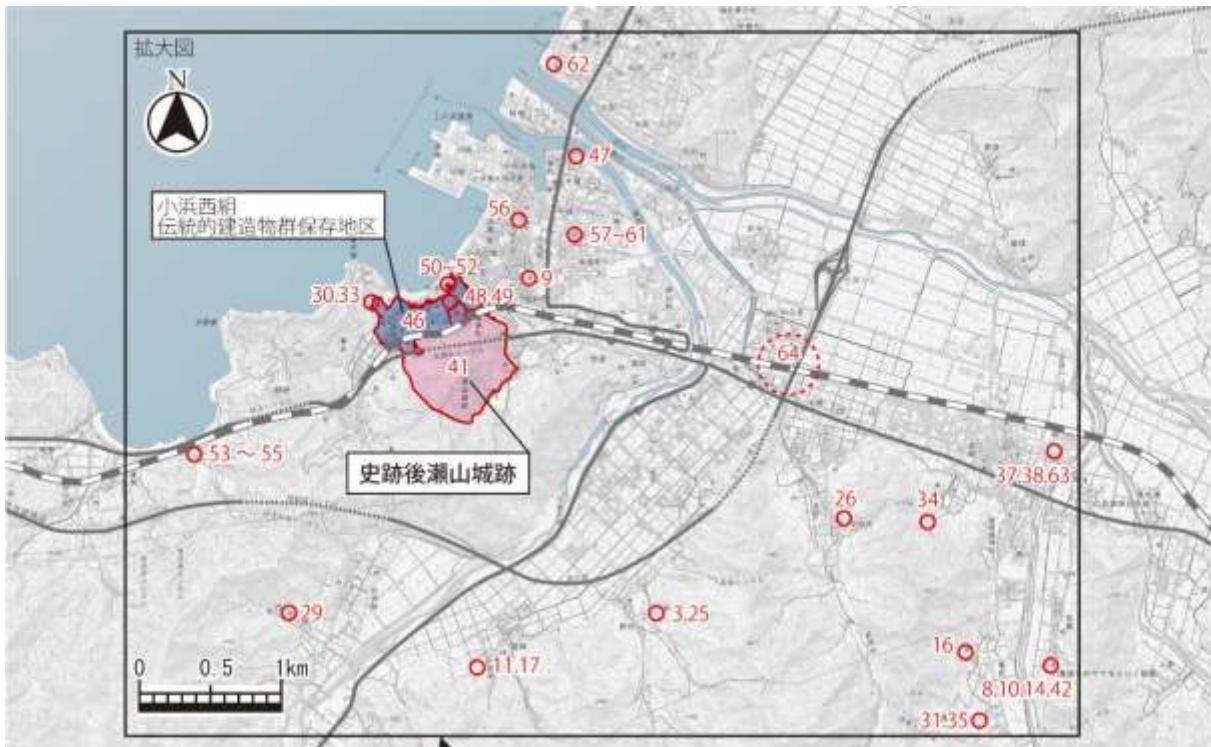
指定区分	種別	文化財名	図中番号	員数	所在地	時代	管理者	指定年月日
国指定	(国宝)建造物	明通寺本堂	1	1棟	松永	鎌倉中期	明通寺	昭和28年11月14日
		明通寺三重塔	2	1基	松永	鎌倉中期	明通寺	昭和28年11月14日
	建造物	妙楽寺本堂 附厨子	3	1棟	今富	鎌倉後期	妙楽寺	明治34年3月17日
		神宮寺本堂	4	1棟	遠敷	室町末期	神宮寺	大正13年4月15日
		神宮寺仁王門	5	1棟	遠敷	鎌倉末期	神宮寺	大正13年4月15日
		羽賀寺本堂	6	1棟	国富	室町中期	羽賀寺	昭和37年6月21日
		飯盛寺本堂	7	1棟	加斗	室町中期	飯盛寺	昭和58年1月7日
	絵画	絹本着色弥勒菩薩像	8	1幅	遠敷	鎌倉中期	萬徳寺	明治34年8月2日
		絹本着色弥勒菩薩像	9	1幅	小浜	鎌倉中期	長源寺	明治34年8月2日
		絹本着色不動明王三童子像	10	1幅	遠敷	平安末期	萬徳寺	昭和60年6月6日
	彫刻	木造大日如来坐像	11	1軀	今富	平安後期	円照寺	明治34年8月2日
		木造薬師如来坐像	12	1軀	遠敷	鎌倉初期	国分寺	明治34年8月2日
		木造十一面観音立像	13	1軀	国富	平安前期	羽賀寺	昭和34年8月2日
		木造阿弥陀如来坐像	14	1軀	遠敷	平安後期	萬徳寺	大正2年8月20日
		銅像如意輪観音半跏像	15	1軀	国富	奈良後期	正林庵	大正7年4月8日
		銅造薬師如来立像	16	1軀	遠敷	鎌倉前期	竜前区	大正10年4月30日
		木造不動明王立像	17	1軀	今富	平安後期	円照寺	昭和16年11月6日
		木造薬師如来坐像	18	1軀	松永	平安後期	明通寺	昭和16年11月6日
		木造隆三世明王立像	19	1軀	松永	平安後期	明通寺	昭和16年11月6日
		木造深沙大将立像	20	1軀	松永	平安後期	明通寺	昭和16年11月6日
		木造不動明王立像	21	1軀	松永	平安後期	明通寺	昭和16年11月6日
		木造千手観音立像	22	1軀	国富	平安後期	羽賀寺	昭和16年11月6日
		木造毘沙門天立像	23	1軀	国富	平安後期	羽賀寺	昭和16年11月6日
		木造男神・女神坐像	24	2軀	遠敷	室町初期	神宮寺	昭和16年11月6日
		木造千手観音立像	25	1軀	今富	平安中期	妙楽寺	昭和30年2月2日
		木造薬師如来立像 附木造十一面観音立像・木造菩薩立像	26	3軀	今富	平安前期	多田寺	昭和42年6月15日
		木造観音菩薩坐像	27	1軀	内外海	平安中期	長慶院	昭和42年6月15日
		木造千手観音立像	28	1軀	宮川	平安後期	加茂神社	昭和47年5月30日
		木造千手観音立像 附木造毘沙門天立像・不動明王立像	29	3軀	口名田	鎌倉初期	谷田寺	昭和61年6月6日
		木造千手観音立像	30	1軀	小浜	平安前期	高成寺	平成24年9月6日
	工芸品	太刀 銘宗口(伝宗近)	31	1口	遠敷	平安後期	若狭彦神社	明治45年2月8日
	書跡	紙本墨書羽賀寺縁起	32	1巻	国富	安土桃山	羽賀寺	明治34年8月2日
	書跡	紙本墨書印可状 附紙本墨書履踐集 紙本墨書大高重成書状 絹本着色大年和尚頂相圖	33	1幅	小浜	南北朝	高成寺	大正3年4月17日
	典籍	大般若経	34	600巻	遠敷	平安初期	遠敷一区	昭和44年3月15日
		詔戸次第	35	1巻	遠敷	鎌倉後期	若狭彦神社	昭和48年6月6日
	古文書	如法経料足寄進札	36	396枚	松永	1309~1694	明通寺	令和元年10月31日
	歴史資料	世界及日本図 八曲屏風	37	1双	雲浜	安土桃山	福井県	平成24年9月6日
	考古資料	福井県鳥浜貝塚出土品	38	1376点	遠敷	縄文(草創期・早期・前期)	福井県立若狭歴史民俗資料館	平成14年6月26日
	史跡	若狭国分寺跡	39	1カ所	遠敷	奈良・平安	国分寺他	昭和51年12月23日
		岡津製塩遺跡	40	1カ所	加斗	古墳・奈良	小浜市	昭和54年5月21日
		後瀬山城跡	41	1カ所	今富・小浜	室町・戦国	小浜市	平成9年5月23日
	名勝	萬徳寺庭園	42	1カ所	遠敷	江戸初期	萬徳寺	昭和7年3月25日
		若狭蘇洞門	43	1カ所	内外海		小浜市	昭和9年1月22日
	天然記念物	萬徳寺のヤマモミジ	44	1本	遠敷		萬徳寺	昭和6年6月3日
		蒼島暖地性植物群落	45	1カ所	加斗		小浜市	昭和26年6月9日
国選定	重要伝統的建造物群	小浜西組重要伝統的建造物群保存地区	46	1地区	小浜		小浜市	平成20年6月9日
国登録	建造物	小浜聖ルカ教会	47	1棟	雲浜	明治30年代	池袋福音教師社団	平成8年12月20日
		白鳥会館	48	1棟	小浜	明治22年	個人	平成9年5月7日
		白鳥会館煉瓦塀	49	1件	小浜	明治22年	個人	平成9年5月7日
		高島歯科医院診療所兼主屋	50	1棟		大正14年		
		高島家住宅離れ	51	1棟	小浜	大正13年頃	個人	平成19年10月22日
		高島家住宅土蔵	52	1棟		明治初頭		
		都菓子舗店舗兼主屋	53	1棟		大正15?昭和元年		
		都菓子舗作業所	54	1棟	小浜	明治中頃	個人	平成19年10月2日
都菓子舗土蔵	55	1棟		明治中頃				
森下家住宅主屋	56	1棟	小浜	明治時代	個人	平成19年12月5日		

指定区分	種別	文化財名	図中番号	員数	所在地	時代	管理者	指定年月日
国登録	建造物	旧山川家住宅(山川登美子記念館)主屋	57	1棟	雲浜	明治43年頃	小浜市	平成20年10月23日
		旧山川家住宅(山川登美子記念館)離れ	58	1棟				
旧山川家住宅(山川登美子記念館)土蔵		59	1棟					
旧山川家住宅(山川登美子記念館)表門		60	1棟					
旧山川家住宅(山川登美子記念館)中門		61	1棟					
		小浜市小浜中学校洗心館(旧福井県立小浜尋常中学校図書館)	62	1棟	雲浜	昭和7年	小浜市	平成23年7月25日
	有形民俗	若狭めのう玉磨用具		327点	遠敷	近代	福井県	平成18年3月15日
国選択	無形民俗	和久里壬生狂言	64		今富		和久里壬生狂言保存会	平成15年2月20日
		加茂神社のオイケモノ	65		宮川		加茂区	平成19年3月7日
		福井の戸祝いとキツネガリ	66		市内		阿納、大熊、西小川、下田、下根来、新保、泊	平成31年2月8日
県指定	建造物	若狭彦神社(上社)本殿・神門・随神門		3棟	遠敷	江戸後期	若狭彦神社	昭和54年2月6日
		若狭彦神社(下社)本殿・神門・随神門・社叢		3棟・社叢	遠敷	江戸後期	若狭彦神社	昭和54年2月6日
		旧古河屋別邸 附庭園(護松園)		3棟	西津	江戸(1815)	個人	平成10年4月24日
	絵画	仏涅槃図		1幅	口名田	鎌倉後期	谷田寺	昭和29年12月3日
		絹本着色童子経曼荼羅図		1幅	遠敷	室町前期	萬徳寺	昭和53年7月25日
		絹本着色不動明王像		1幅	今富	南北朝	妙楽寺	昭和59年3月2日
		絹本着色達磨大師像		1幅	小浜	南北朝	高成寺	平成8年5月31日
		絹本着色文殊曼荼羅図		1幅	遠敷	鎌倉中期	萬徳寺	昭和11年4月23日
		絹本着色弘法大師像		1幅	加斗	鎌倉中期	飯盛寺	平成11年4月23日
		絹本着色釈迦十六善神像		1幅	国富	鎌倉末期	羽賀寺	平成11年4月23日
		絹本着色十界勧請大曼荼羅図(朗源銘)		1幅	小浜	南北朝	本境寺	平成11年4月23日
		絹本着色十界勧請大曼荼羅図(朗源銘)		1幅	小浜	南北朝	本境寺	平成11年4月23日
		絹本着色淡彩十六羅漢像		16幅	国富	中国元時代	羽賀寺	平成11年4月23日
		絹本着色潤甫周玉像		1幅	口名田	室町(1545)	雲外寺	平成11年4月23日
		紙本着色彦火火出見尊繪卷		6巻	松永	江戸初期	明通寺	平成11年4月23日
		絹本着色京極高次夫人像		1幅	小浜	江戸初期	常高寺	平成11年4月23日
		絹本着色千手観音像		1幅	遠敷	鎌倉後期	萬徳寺	平成12年3月21日
		絹本着色愛染明王像		1幅	遠敷	鎌倉後期	萬徳寺	平成12年3月21日
		絹本着色十三仏図		1幅	遠敷	南北朝	萬徳寺	平成12年3月21日
		絹本着色仏涅槃図		1幅	国富	南北朝	羽賀寺	平成15年4月18日
		絹本着色五大明王像		3曲屏風1隻 2曲屏風1双	国富	室町初期	羽賀寺	平成15年4月18日
		絹本着色十二天像		12幅	国富	室町前期	羽賀寺	平成15年4月18日
		絹本着色両界曼荼羅図		2幅	国富	室町後期	羽賀寺	平成15年4月18日
		絹本着色大功文政像		1幅	宮川	室町末期	龍泉寺	平成16年1月23日
		絹本着色武田信高像		1幅	宮川	室町末期	龍泉寺	平成16年1月23日
		絹本着色武田信方像		1幅	宮川	江戸初期	龍泉寺	平成16年1月23日
	絹本着色武田元光像		1幅	今富	室町(1551)	堯心寺	平成19年4月20日	
	紙本着色武田元光像(犬追物検見之図)		1幅	今富	室町(1574)	堯心寺	平成19年4月20日	
	板地着色若衆歌舞伎図絵馬		1枚	今富	江戸(1662)	妙楽寺	平成30年3月30日	
	絹本着色地藏十王図		1枚	今富	南北朝	愛宕神社	平成31年3月22日	
	紙本金地着色城内御殿風俗図六曲屏風		1枚	遠敷	江戸	萬徳寺	平成31年3月22日	
	絹本着色小浜祇園祭礼図		1巻	雲浜	江戸中期	広嶺神社	令和2年8月4日	
	彫刻	木造十一面観音菩薩立像		1躯	松永	鎌倉中期	長福寺	昭和29年12月3日
		木造阿弥陀如来坐像		1躯	小浜	鎌倉後期	極楽寺	昭和32年3月11日
		木造聖観音菩薩立像		1躯	今富	平安中期	妙楽寺	昭和32年3月11日
		木造地藏菩薩坐像		1躯	今富	平安後期	妙楽寺	昭和32年3月11日
		聖観音菩薩坐像		1躯	内外海	平安後期	福寿寺	昭和42年2月3日
		木造薬師如来坐像		1躯	口名田	平安後期	谷田部区	昭和45年5月8日
		銅造如意輪観音半跏像		1躯	小浜	鎌倉後期	正法寺	昭和52年6月17日
		木造地藏菩薩坐像		1躯	国富	平安後期	羽賀寺	昭和54年2月6日
		木造阿弥陀如来坐像		1躯	小浜	平安後期	栖雲寺	平成4年5月1日
		木造阿弥陀如来坐像		3躯	今富	平安後期	多田寺	平成7年4月21日
		木造地藏菩薩坐像		1躯	国富	鎌倉前期	瑞伝寺	平成7年4月21日
		木造十一面観音菩薩立像		1躯	口名田	鎌倉後期	大智寺	平成11年4月23日
		木造四天王立像		4躯	今富	平安前期	多田寺	平成17年5月6日
		木造武田元光像		1躯	今富	室町末期	堯心寺	平成19年4月20日
		木造聖観音立像		1躯	小浜	平安後期	誓願寺	平成21年3月31日
木造大日如来坐像			1躯	加斗	平安	飯盛黒駒区	平成31年3月22日	
工芸品		梵鐘		1口	遠敷	南北朝(1341)	竜前区	平成12年3月21日
	古若狭塗和楽器(鉦鼓 応仁元年銘1口 附 金鼓台1基、鞆鼓1張 附 鞆鼓台1基、太鼓 檜付1張 附 太鼓台1基)		1式	今富	江戸中期	妙楽寺	平成12年3月21日	
	銅鑿口		1口	小浜	南北朝(1360)	長源寺	令和2年8月4日	

指定区分	種別	文化財名	図中番号	員数	所在地	時代	管理者	指定年月日	
県指定	書跡	羽賀寺本堂上葺勸進帳		1巻	国富	室町中期	羽賀寺	昭和53年7月25日	
	典籍	羽賀寺年中行事		1冊	国富	室町後期	羽賀寺	昭和34年9月1日	
		紺紙銀泥法華経		7巻	国富	高麗(鎌倉)	羽賀寺	昭和52年6月17日	
		紙本墨書中阿舎梵志品婆羅婆堂経		1巻	遠敷	奈良中期	萬徳寺	昭和53年7月25日	
		紙本墨書大般若経		600巻	遠敷	鎌倉～室町	中村区	昭和53年7月25日	
	歴史資料	紙本著色小浜城下蘇洞門景觀図巻		1巻	雲浜	江戸中期～後期	福井県	平成30年3月30日	
		安倍愛季像・秋田実季像		2躯	国富	江戸初期	羽賀寺	平成6年5月20日	
		宝篋印塔		1基	今富	南北朝(1358)	和久里区	平成8年5月31日	
	有形民俗	如法経料足寄進札		2枚	松永	1309～1694	明通寺	令和元年10月31日	
		如法経料足寄進札		100枚	国富	1316～1565	羽賀寺	昭和53年7月25日	
		如法経料足寄進札		33枚	加斗	1486～1488	飯盛寺	昭和53年7月25日	
		如法経料足寄進札		23枚	今富	1464～1553	妙楽寺	昭和53年7月25日	
	無形民俗	和久里壬生狂言	(64)			今富		和久里壬生狂言保存会	昭和61年3月28日 (平成15年2月20日国選択)
		加茂神社上宮の神事 (加茂神社のオイケモノ)	(65)			宮川		加茂区	平成6年5月20日 (平成19年3月7日国選択)
		福井の戸祝いとキツネガリ	(66)			市内		阿納、犬熊、西小川、下田、下根来、新保、泊	平成31年2月8日 (同日国選択)
		雲浜獅子				雲浜	江戸	雲浜獅子保存会	昭和32年3月11日
		手杵祭				内外海		矢代区	昭和43年3月29日
		奈胡の六斎念仏				国富		奈胡区六斎念仏保存会	平成12年3月21日
		小浜放生祭				小浜	江戸時代	小浜地区(24区)	平成14年4月23日
		椎村神社の祭り				内外海		若狭区	平成16年4月13日
		奥窪谷の六斎念仏				口名田		奥窪谷六斎念仏保存会	平成16年4月13日
		西津七年祭				西津	江戸時代	保存会	平成26年3月28日
	史跡	小浜城跡			1カ所	雲浜	江戸時代	小浜神社	昭和31年3月12日
		加茂古墳			2基	宮川	古墳時代末期	小浜市	昭和34年9月1日
名勝	円照寺庭園			1カ所	今富	江戸前期	円照寺	平成13年4月20日	
	龍泉寺庭園 本堂西庭・庫裏北庭			1カ所	宮川	安土桃山時代	龍泉寺	平成27年3月31日	
天然記念物	新福寺のフジ			1本	国富		新福寺	昭和40年5月18日	
	黒駒神社のナギ			1本	加斗		黒駒神社	昭和40年5月18日	
	百里ヶ岳のシャクナゲ自生地			1カ所	遠敷		小浜市	昭和44年4月1日	
市指定	建造物	薬医門		1基	小浜	江戸(1668)	空印寺	昭和63年1月21日	
		八幡神社木造鳥居		1棟	小浜	江戸(1694)	八幡神社	平成6年1月27日	
		日枝神社本殿		1棟	国富	江戸(1673)	日枝神社	平成11年3月24日	
		多田寺本堂		1棟	今富	江戸(1806)	多田寺	平成15年5月6日	
		長源寺山門		1棟	小浜	江戸(1687)伝	長源寺	平成16年4月21日	
		国分寺釈迦堂		1棟	遠敷	江戸(1705)	国分寺	平成11年3月24日	
		明通寺山門(仁王門)		1棟	松永	江戸後期	明通寺	平成17年4月25日	
		円照寺大日堂 附棟札一枚		1棟	今富	江戸後期	円照寺	平成19年4月16日	
		旧旭座		1棟	小浜	明治時代	小浜市	平成26年6月20日	
		壁画床		2面	小浜	江戸中期	常高寺	昭和35年3月5日	
	障壁画		10面	小浜	江戸中期	常高寺	昭和35年3月5日		
	絵画	折本紙本著色西天廿八祖之肖像			1冊	小浜	鎌倉末期	高成寺	昭和45年10月19日
		絹本着色矜羯羅・制多迦童子画像			2幅	今富	室町前期	妙楽寺	昭和51年1月22日
		紙本着色小足掃部夫妻画像			2幅	小浜	江戸初期	妙興寺	昭和56年5月23日
		絹本着色地藏菩薩像			1幅	小浜	南北朝	高成寺	昭和59年2月17日
		絹本着色妙玄尼公肖像 附東条義門自筆妙玄尼公由緒言上書			1幅	小浜	江戸初期	妙玄寺	昭和61年4月26日
		紙本着色神明神社社頭風俗図			1双	小浜	江戸中期	空印寺	昭和63年1月21日
絹本着色酒井忠勝肖像画				1幅	雲浜	江戸初期	小浜市	平成4年2月26日	
絹本着色両界曼荼羅図				2幅	遠敷	室町中期	萬徳寺	平成18年4月13日	
絹本着色釈迦十六善神像				1幅	小浜	室町前期	極楽寺	平成19年4月16日	
絹本着色愛染明王像				1幅	小浜	室町後期	極楽寺	平成19年4月16日	
絹本着色阿弥陀三尊来迎図			1幅	小浜	室町後期	極楽寺	平成19年4月16日		
絹本着色天台大師像			1幅	小浜	室町時代	極楽寺	平成23年4月18日		
絹本着色十三仏図			1幅	小浜	室町時代	極楽寺	平成23年4月18日		

指定区分	種別	文化財名	員数	所在地	時代	管理者	指定年月日	
市指定	彫刻	木造大黒天立像	1軀	小浜	江戸前期	本承寺	昭和44年11月21日	
		木造釈迦如来坐像(大仏)	1軀	遠敷	鎌倉(江戸)	国分寺	昭和45年2月20日	
		木造観音菩薩立像	1軀	西津	平安中期	松福寺	昭和48年2月24日	
		木造釈迦如来坐像	1軀	遠敷	鎌倉前期	国分寺	昭和50年1月28日	
		木造阿弥陀如来坐像	1軀	遠敷	鎌倉前期	国分寺	昭和50年1月28日	
		木造地藏菩薩立像	1軀	今富	平安後期	円照寺	昭和53年3月17日	
		木造狛犬	1対	口名田	鎌倉後期	谷田寺	昭和59年2月17日	
		木造大黒天立像	1軀	口名田	鎌倉末期	谷田寺	昭和61年4月26日	
		木造不動明王坐像	1軀	今富	平安中期	妙楽寺	平成9年3月25日	
		木造千手観音立像	1軀	加斗	平安後期	飯盛寺	平成9年3月25日	
		木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍	3軀	小浜	鎌倉前期	蓮華寺	平成9年3月25日	
		木造十一面観音立像	1軀	内外海	平安後期	常福寺	平成13年2月23日	
		木造阿弥陀如来坐像	1軀	内外海	平安中期	仏谷区	平成15年5月6日	
		木造兜跋毘沙門天立像	1軀	内外海	平安後期	加尾区	平成15年5月6日	
		木造金剛力士立像	2軀	松永	鎌倉時代	明通寺	平成19年4月16日	
		木造金剛力士立像	2軀	遠敷	鎌倉時代	神宮寺	平成19年4月16日	
		木造金剛力士立像	2軀	口名田	鎌倉時代	谷田寺	平成19年4月16日	
		木造金剛力士立像	2軀	今富	室町末期	妙楽寺	平成19年4月16日	
		木造薬師如来坐像 附像内納入品	1軀	加斗	鎌倉時代	飯盛寺	平成24年2月22日	
		木造役行者像	1軀	遠敷	室町時代	小浜市	平成25年3月21日	
	木造地藏菩薩半跏像	1軀	松永	鎌倉時代	法雲寺	平成26年5月16日		
	木造聖観音菩薩立像	1軀	内外海	平安時代	永源寺	平成30年4月27日		
	工芸品	太刀 銘近江守久道	1口	小浜	室町後期	八幡神社	昭和35年3月5日	
		太刀 銘吉入道宗長	1口	小浜	江戸前期	八幡神社	昭和35年3月5日	
		銅造孔雀文磬	1面	遠敷	室町前期	萬徳寺	昭和40年11月12日	
		木造厨子(千手観音像厨子)	1基	宮川	室町(1398)	加茂神社	昭和45年2月20日	
		能面(翁・父尉)	2面	宮川	室町中期	加茂神社	昭和46年11月20日	
		銅造梵鐘	1口	国富	江戸(1612)	日枝神社	昭和50年1月28日	
		長英寺石造五輪塔	1基	国富	鎌倉後期	長英寺	昭和51年1月22日	
		銅造懸仏	3面	今富	南北朝・室町	妙楽寺	昭和51年1月22日	
		心光院所用鉄線蒔絵膳	1式	小浜	江戸中期	心光寺	昭和52年2月18日	
		蓮池輪宝沈金経箱	1合	小浜	室町前期	長源寺	昭和59年2月17日	
		伊予札桶側菱綴胴具足	1領	雲浜	室町末期	小浜市	平成4年2月26日	
		伊予札桶側菱綴二枚胴具足	1領	雲浜	江戸初期	小浜市	平成4年2月26日	
		銅造懸仏	2面	内外海	南北朝	法雲寺	平成12年4月26日	
		書跡	紙本墨書永平祖師真影之賛	1幅	口名田	江戸(1735)	永福庵	昭和43年1月19日
			日蓮上人真蹟	2点	小浜	鎌倉後期	本境寺	昭和45年10月19日
	紙本墨書常高院自筆消息		1幅	小浜	江戸初期	常高寺	昭和45年10月19日	
	東嶺和尚墨蹟		5幅	今富	江戸(1725)	円照寺	昭和45年10月19日	
	元方守端墨蹟(送別語)		1幅	小浜	南北朝	高成寺	昭和51年1月22日	
	紙本墨書真盛上人六字名号		1幅	小浜	室町時代	極楽寺	平成23年4月18日	
	典籍	瑞方面山述賛永平正法眼蔵 附拾遺永平正法眼蔵	10冊	口名田	江戸中期	永福庵	昭和43年1月19日	
		紙本墨書守護国家論	1巻	小浜	室町中期	長源寺	昭和61年4月26日	
	古文書	安倍家文書	66点	内外海	鎌倉~明治	個人	昭和57年4月20日	
		組屋家文書	202点	雲浜	桃山~江戸	小浜市	昭和57年4月20日	
歴史資料	瑞方面山履踐集還入状(案)	1軸	小浜	江戸中期	高成寺	平成7年2月23日		
	旧順造館正門	1棟	雲浜	江戸中期	福井県立若狭高等学校	平成10年3月25日		
	熊野那智神社の神仏習合遺産	1件	中名田	平安時代~江戸時代	岩井谷熊野那智神社	平成24年2月22日		
	酒井家文庫	1括	小浜	江戸時代	小浜市	平成25年3月21日		
	徳川三代将軍家光所用乗物(若狭小浜藩主酒井家初代酒井忠勝拝領)	1挺	今富	江戸初期	発心寺	平成30年11月21日		
	木造八百比丘尼坐像	1軀	小浜	室町後期	神明神社	令和2年3月16日		
	古河屋船絵馬	1点	雲浜	江戸(1850)	小浜市	令和2年3月16日		
	八幡宮銅燈	1対	小浜	江戸	八幡神社	令和2年3月16日		
考古資料	北川(丸山)河床遺跡出土品	1括	雲浜	弥生前期	小浜市	平成4年2月25日		
	太興寺廃寺出土遺物	瓦類8点、土器類2点	雲浜	7世紀末~8世紀半ば	小浜市	平成16年4月21日		
無形文化財	へしこ・なれずしの製作技法	1団体	内外海		田島さげへしこなれずしの会	平成25年3月21日		
有形民俗	金屋鍔物師用具 附文書	504点・32点	遠敷	江戸中期	個人	昭和57年4月20日		
	地の神講の社祠	1件・10箇所	中名田		深谷区他	平成5年3月26日		
	奉納船と神体船	1件6体	小浜、西津、雲浜、遠敷、内外海	江戸時代	市内各神社	平成21年8月21日		

指定区分	種別	文化財名	員数	所在地	時代	管理者	指定年月日
市指定	無形民俗	虫送り		宮川		宮川地区虫送り保存会	平成15年5月6日
		松上げ		南川流域		口名田地区・中名田地区	平成18年4月13日
		六日講・二十日講の勧請綱行事		加斗		法海区・荒木区	平成19年4月16日
		山八講行事		遠敷		下根来区	平成20年4月10日
		お盆の精霊船送り		内外海		内外海地区	平成24年2月22日
		広嶺神社祇園祭		雲浜		広嶺神社	平成27年3月20日
		和多田の六斎念仏		中名田		和多田六斎念佛保存会	平成30年4月27日
	史跡	常高院墓所	1カ所	小浜	江戸初期	常高寺	昭和35年3月5日
		白鬚神社前方後円古墳	1基	松永	古墳時代後期	平野区	昭和50年1月28日
		太興寺古墳群	5基	松永	古墳時代後期	太興寺区	昭和50年1月28日
		検見坂古墳群	97基	遠敷	古墳時代後期	検見坂区	昭和50年1月28日
		武田元光墓塔	1基	今富	室町末期	発心寺	昭和57年4月20日
		酒井家墓所	1カ所	小浜	江戸期	空印寺	昭和57年4月20日
		新保山城跡	1カ所	宮川	室町末期	新保・大谷	昭和63年1月21日
		大塩城跡	1カ所	口名田	室町末期	口田縄区	昭和63年1月21日
	名勝	熊野那智神社境内	1カ所	中名田		上田区	平成6年1月27日
		三番の滝	1カ所	松永		池河内区	平成4年2月26日
	天然記念物	奥田縄の滝	1カ所	口名田		奥田縄区	平成4年2月26日
		明通寺のカヤ	1本	松永		明通寺	昭和35年3月5日
		白石神社の椿群生林	1カ所	遠敷		白石神社	昭和41年7月15日
		神宮寺のスタジイ	1本	遠敷		神宮寺	昭和45年10月19日
		若狭彦神社(下社)オガタモノキ	1本	遠敷		若狭彦神社	昭和45年10月19日
		加茂神社のムク	1本	宮川		加茂神社	昭和45年10月19日
		長泉寺のコウヨウザン	1本	宮川		長泉寺	昭和46年11月20日
		加茂神社上宮社叢	1カ所	宮川		加茂神社	昭和63年1月21日
		久須夜神社社叢	1カ所	内外海		久須夜神社	昭和63年1月21日
		黒駒神社社叢	1カ所	加斗		西勢区	平成4年2月26日
		伯父ヶ谷山の神のトチノキ	1カ所	遠敷		下根来区	平成9年3月25日
		妙祐寺のシダレザクラ	1本	口名田		妙祐寺	平成9年3月25日
		田鳥大浜のヤマモモ	1本	内外海		個人	平成10年3月25日
加茂神社大スギ		1本	宮川		加茂神社	平成13年2月23日	
東相生区のカツラとイチョウ		2本	口名田		東相生区	平成25年3月21日	



文化財分布図(※国指定のみ)

史跡後瀬山城跡整備基本計画

発行 令和3年（2021）3月
編集・刊行 小浜市教育委員会
〒917-8585 小浜市大手町6番3号
TEL 0770-64-6034 / FAX 0770-52-3223
印刷製本 有限会社 平田印刷